

289-Ka933ウ



\*1200800290390\*

289

KA933



事故本

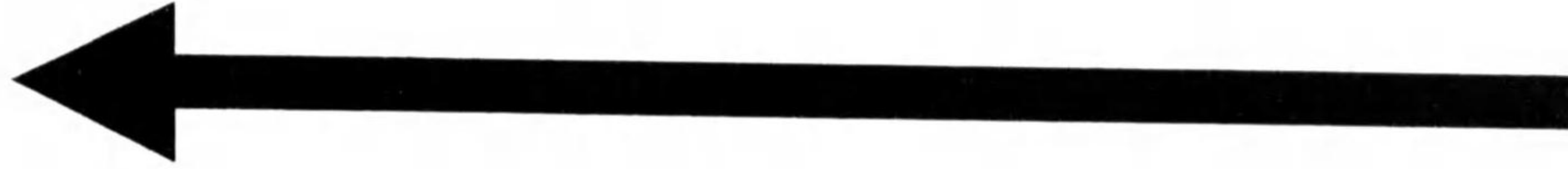
欠ページ

目次～P.16

1992.3.9



始





26. 6. 27



22269  
元



289  
K9733  
17

之助傳

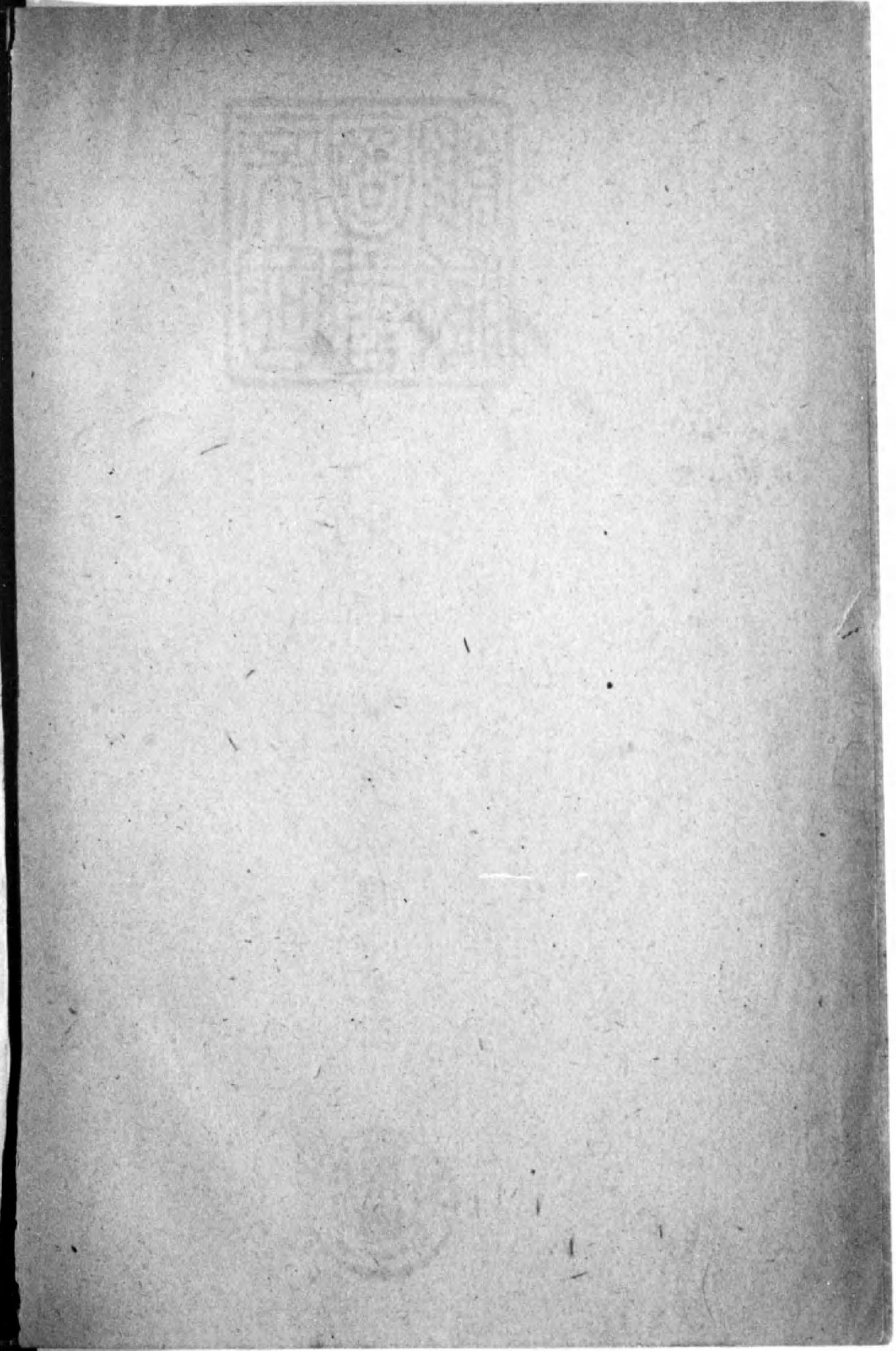
今泉鐸次郎



泉不藏西



欠





# 欠

頑として其有資格なるを主張し、公々然出仕せしかば、國家老と一書生、番狂はせの相撲に波瀾は漸く大ならんとす。

衆俗の誹議

封建制度の積弊として、門地門閥をのみ是れ算び、役人が門地に依りて任命せられ、出仕の順序を追うて昇進するを秩序と信じ、絶えて拔擢などの念慮なき時代に於て、白面の一書生が、一躍して權力ある役目に就きしは、既に衆俗の誹議を買ふに足る。況や事の慣例に反ける者あるに於てをや。山本等の之を拒みしは、時代の然らしむる所、あながち無理ならぬことと謂ふべし。去れど繼之助にも亦充分の道理あり。重臣等の極力排斥せるにも頓着なく、飽まで自己の權利を主張して出仕せしもの、上役の權力無限なる折のこととして、何事を論議するも、『書生上りに何が解るものか』と事毎に排斥せられ、到底其意見の行はるべくもあらざれば、已むなく、在職僅かに數旬にして其職を辭せり。是れ安政元年正月のことなりとす。然れども此一事の起りて以來、繼之助の横溢せる意氣と、剛腹なる性情とは、益々一藩に周知し、藩士をして『あの男は、仕舞には何か爲出かさずばよいが』と懸念せしめたり。然るに茲に復た繼之助の個儻不羈なる性情を發現せる一事件起れり。安政二年六月藩主忠雅の養嗣子忠恭（三州西尾松平和泉守乘寛の三男、慶應三年隱居して雪堂と改名す、繼之助は公の信任を得て重用せられたるなり。）始めて長岡に歸城す。其頃の一儀式として、斯る場合には、文武の道に秀でたる者の技藝を『御聽覽』に

辭職

若殿様の御歸城の文武技藝御聽覽





長岡侯牧野忠恭（雪堂公）と其自畫贊

講釋など  
を學問し  
たのでは  
ない。

供する慣例なりしが、繼之助は昔て古賀、齋藤の諸門を歴遊せることとして、其選に當り、御前に於て經史の講義を爲すべき旨を命せられたり。是れ實に當時に在りては、書生の最も光榮とする所、何れも羨ましき體なりしに關はらず、獨り繼之助は傲然、『己は講釋などをするとして學問したのでは無い、講釋をさせる入用があるなら、講釋



謹責を受

師に頼むがよい』とて肯はざりしかば、藩廳の驚き一方ならず、或は説諭し、或は嚴命し、百方勸解に努むる所ありしと雖も、如何にしても承服せざるより、去らば是非なし、然れども藩命に従はぬとありては御取締の上にも差障る儀なれば、病氣にて勤め兼ねる旨を願出づべしと諭し、に、『病人でも無い者が病氣と申立つべき道理なし』とて、是れ亦頑として應せざるにぞ、何れも持て餘し、終に藩廳より左の謹責を蒙りたり。

河井繼之助

其方儀、若殿様御入部に付、文武藝事御聽覽も有之處、一流にも不能出候段、未壯年にて、心懸不

宜、不埒の事に付、御叱被仰付候。(五月二日)

長陵の山川に嘯傲  
砲技の練習

斯る有様なれば、愈々一藩の指目する所となれり。既にして、繼之助再び江戸に出で、親しく時局を觀察し、傍ら天下の志士と交り、以て他日の地を成さんと欲し、屢々遊學の儀を願出でしと雖も、廳議、斯る者を出府せしめては、如何なる事を爲出さんも知る可からずとて、容易に聞届けられざりしかば、客氣崢嶸たる繼之助も、空しく長陵の山川に嘯傲するの已むなきに至れり。是より晴獵雨讀の一閑人となり、悠々自適復た他念なきが如し。元來繼之助は、砲技を好み、佐久間象山の家塾に寄寓せし際にも、若干練習せること、特に十夕



筒を作らしめ、閑にまかせて日々其技を練習せしに、好こそ物の上手なれ、終には熟達して、能く五十間の距離に於ける正鶴に命中する程の腕前となれり。當時繼之助が、談砲技に及べば、『己は相手だけを射殺すことが出来ぬかも知れぬが、然し自分丈では死なぬ、相手と一緒に死ぬ』と語りしといふは、砲術に於て自から恃む所ありしに由るなるべし。又常に人に語りて云く、『古より武人の家を弓馬の家といひしかど、今後は改めて砲艦の家と言ふを至當とす』と。曾て古詩一篇を賦して『劔銃千兵破堅陣』の句を獲、我に劔銃を所持する一隊千人の兵を率ゐしむれば、如何なる堅陣をも破らんこと敢て難しと爲さずと語りしといふ。後年繼之助が、藩政の局に當るに及び、萬難を排し、佛蘭西式に則りて兵制を改革せしは、蓋偶然に非ず。

砲艦の家

過長岡懷河井秋義戰狀

蘆 雪 江

蘆花亂發月蒼々。卽是戊辰舊戰場。一雁叫雲霜氣冷。追懷往事萬感長。決死夜涉八丁冲。健兒肅々啣枚行。想看蒼龍又入窟。刀戟相磨濕水鏃。誓不入城不生還。双肩彈丸裏軍糧。戰骨如山血模糊。霜鋒一觸應手低。報恩死義便此時。六百十二鐵石腸。鞭聲過處如風雨。飛彈劈空如龍翔。餘喘猶爭中原鹿。遂使大軍出封疆。肩傷臙碎氣猶奮。難奈天兵終難防。今日唯看東流水。長岡城外草茫茫。

### 第三章 再度の遊學

家督相續

外様吟味  
役となる

安政四年交代右衛門致仕し、繼之助家督を相續す、時に歳三十一。曩に仕途に志を得ずして優々閑日月を送るに至れりと雖も、其才幹は多少眼識あるもの、認むる處、今や再び擧げられて外様吟味役となり、宮地村(古志郡)に起れる訴訟の取扱を命せられたり。從來藩制として、刑事は専門の奉行に、民事は概ね代官、郡奉行等に處理せしめしかど、重大事件の起るあれば、特に平侍の中より俊材を選抜し、是が審理裁判の任に當らしめ、以て其技倆を試むるを例とせり。繼之助の選ばれて其任に膺れる、書生上りとしては榮譽の事と謂ふべし。蓋此訴訟たる、庄屋と村民との間に起れる複雑なる事件にして、久しく解決を得ざりし者なるが、繼之助は拜命と同時に自ら宮地村に赴き、委曲相互の事情を探索糾問し、庄屋菊地某の非理なるに起因せるを看破し、嚴に其罪狀を摘發して強辯の餘地なからしめ、以て一氣に之を裁斷し、且つ其善後策に就ても亦寛嚴宜しきを得たるが爲に、さしも難事件と取沙汰せられたる訴訟も、僅に二旬日にして無事に落着を告げたり。當時詩あり、

古哲片言定大事。二旬勤苦未全安。鈍刀不斷徒傷物。磨琢誰教霜刃寒。

磨琢誰教  
霜刃寒



聽宮地村之訴有感

片言以て獄を折むる子路の明なきを慚ぶるが如きも、而も『磨琢誰教霜刃寒』の一句、其自任する處を知るべく、意氣の豪を見るべし。

河井繼之助筆

機を見るに敏なるもの

抑も繼之助の志す所は、國家の經綸に在り。是を以て區々の訴訟事件に依りて

古語子言定大事二句勤  
苦來全安能刀不断枝傷  
物磨琢誰教霜刃寒  
聽宮地村之訴有感  
安政戊午秋 蒼菴

(著者所藏)

志を伸ぶ可しと爲し、強て兩親の許を受け、又もや遊學の儀を出願せしに、數次峻拒せし藩廳も、今度已み難き事情ありしにや、安政五年十二月廿八日即ち藩の御用仕舞の日を以て漸く之を許可したり。

遊學の途に上る

久しく四圍の事情に羈束せられ、遊志意の如くならざりし繼之助も今や公然藩廳の許可を得たり、

久敬舎に於ける言

其資質として、一日も上途を猶豫す可きにあらねば、歳末多忙の折柄なるにも關はらず、家事一切は擧げて家人に打委せ、即日長岡を出立し、鐵鞋確嶺の氷雪を踏破して江戸に着したりしは、正月七日の事なりとす。斯くて再び古賀の家塾に入りぬ。同門にして繼之助に兄事せし刈谷無隱氏(始め鈴木と稱す)の談れる所、繼之助の爲人を知るに足るべき者あり、左に録す、

(其一) 私は十六の歳に江戸へ修學に出ました。其時桑名の人で内山良助と云ふ仁があつた。此内山は、長州の坊主で、月性と云ふ人に附いて歩いたさうです。月性と云ふは、坊主に似合はない慷慨家で、外國と一朝戦端を啓く時には、敵は必ず伊勢灣から敦賀を中斷して仕舞ふであらう、就ては今の中に其地理を調べて、之が防禦策を講じなければならぬと云ふので、右の良助を連れて、伊勢灣から敦賀の間を測量したのである。從て良助も、國家の事に付ては、色々考へてあつた人で、漢學が出来て、算學が出来ました。私は此人を訪ねて、江戸で何處の塾に這入つたら宜からうと相談しますと、良助の話すには、世間に澤山儒者はあるけれども、國家の經綸上に付て考へのある人と云ふものは誠に少ない。先づ古賀謹一郎、(精里先生の孫)是は蕃書調所の頭取をして居て、漢學があつて洋書が讀める、先生は多忙ぢやから、迎も學生の世話は出来まいけれども、此塾には氣節慷慨の士が居るから、其塾へ這入つたら宜からう。斯う言はれて、古賀



眼のキヨ  
ロツとし  
た人

の塾へ這入りました。處が、私の席の隣りに、眼のキヨロツとした三十内外に見える人が居りました。どうも様子の變つた人と思つて、名を聞きました處が、越後の河井繼之助であつた。元と佐久間先生(象山)の門人であつて、前にも古賀の塾に居たことがあつたが、ベルリが浦賀へ來た際に、長岡藩の忌諱に觸れて謹慎を申付けられ、一度國へ歸つて、今度再び來たのであると云ふことである。或日塾の課題の詩を私に代つて作つて呉れると言ふ。處が、私はまだ十六の小僧で、漸く詩語粹金、幼學便覽を離れた許りの詩で、逆も詩として見ることが出來ない、それを先輩の人が代つて作れといふ、誠に分らぬ話で、下手な詩を自分の詩として出したら塾の人に笑はれ、先生にも叱られることであらうと思つて、河井に、それは作りは作りますけれども、あなたの顔を汚すやうなものだから御斷り申しませうといつた。さうしますと、河井が、詩や文章が上手であらうが下手であらうが、自分を輕重しない。燒芋を十六文ばかり奢るから、どうか作つて呉れといふ。其頃の漢學者の塾と云ふものは、詩を作り文章を書くだけで、詩と文さへ出來れば、それで立派に學者と言はれたものである。それを詩文では輕重されないと言はれたので、自分も疑が生じて來た。妙なことを言ふ人だと思つて居りました。

燒芋を十  
六文ばかり  
奢るから  
つて詩を作  
つて呉れ

(其二) 或日又三國志を讀んで居りますと、河井の申するには、お前は先日から能く勉強をする

芝居か寄  
席へ往く  
が宜い

が、なんで退屈もせずそんなに勉強が出来る。斯う申しますから、たゞ面白いから退屈せずに勉強して居りますと答へた。さうすると河井が、面白いだけのことで本を讀むのであれば、寧ろ本を讀まずに芝居か寄席へでも往くが宜い。斯ふ言はれましたから、是も疑が起つて來た。をかきな事を言ふ人だと思つて居りました。

(其三) すると或日のこと、河井の股へ大きな腫物が出來まして、寢起も不自由のやうであつたけれども、少しも苦しいの疲れたのと云ふ色がなく、勉強して居られた。それで少し御休みになつて治療を爲すつたら宜からうと言ひますと、河井の申しますには、人の世に處すると云ふものは、苦しい事も嬉しい事も色々あるものだ、其の苦しい事と云ふものに堪へなければ、忠孝だの、節義だの、國家の經綸だのと云うた處が到底成し遂げられるものでない。此苦しい事を堪へると云ふことは、平生から練磨をして置かなければ、其場合に限つて出来るものでない。斯う云ふ腫物が出來て苦しむのは、誠にこの自分の志の強弱を試すのに宜い時機であるから、斯う云ふ時、學問の上に力を得たか得ないかと云ふことを試めして居るのである。さう言はれたので、始めて此學問と云ふものは、行はねば何んの役にも立たぬものであると云ふことが子供心でも分つて來た。詩を作り文を書くのが學問でもなし、それから歴史を讀むのに面白いと云ふのが目

志の強弱  
を試す時  
機



本統の學問

的でもなし、是非君國の爲に力を盡さなければならぬ、是が本統の學問である。斯う云ふ決心が付きましたから、もう詩文をやる志はなくなつて仕舞つた。

妖怪説

(其四) 或時『妖怪説』と云ふ文章の課題が出た。其課題に應じて、私が、人は眼が三つあつたり鼻が横に付いて居るから怪物と云ふ譯ではない、内が小人で、外が君子、是が怪物であると云ふ説を書いた。處が河井が讀んで非常に褒めて呉れた。そこで私が河井に、今まで私はあなたを先生として仕へる心で居たけれども、今日よりあなたは讎敵と思つてあなたの側へは立寄りぬ、さう申しますると、河井が、をかした事を言ふ小僧だ、人が褒めてやつたのに、敵とはどう云ふ譯だといはれたから、私は、丁度其の頃荀子の勸學編を讀んだが、其の中に『吾を善しとし吾に語る者は吾が仇なり、我を惡として我に語る者は吾が師なり』と云ふ事があります、あなたは我を褒めたのであるから、我が仇だと申したのですといつた、すると河井が頗る悦んで『大に悪い事を言つた、お前の言ふ通りだ。能くさう云ふとこへ氣が付いて呉れた。今のはおれの失言であつた』といはれた。是より前日に増して愛して呉れました。

大きに悪い事を言つた

(其五) 河井の平生の舉動を見ますると、他の學生は、御膳の御菜に豆腐を煮るとか豆を煮るとか、色々御菜拵へを密に致しますのに、河井は三月でも四月でも、たゞ先生から宛行はれた澤庵

枕ツ引きが好

の香物だけで飲食の事に自ら手を出すと云ふことはござりませぬ。其の代り、月に一度か二月に一度は、食ひたくなると柳橋へ往つて藝者を揚げて飲んで來ました。平生飲んで酔つて歸ると、枕ツ引きが好きで屹度やりました。誰にでも二本指位で勝つ、四本の指は使つたことがない位だ。それから蠟燭へ火を點けて、それを前に置き、人と睨めくらべをするのが好きであつた。是は火を見て瞬きをせぬ人が勝つので、百目蠟燭二挺へ火を點けて鼻の先へ突出しても、河井は瞬きをせなかつた。處が或人が、河井は其の筈だ、あれは御天道様を見ても瞬きをせぬやうだと言ひました。

字を彫るのだ

(其六) 夫から同塾中に、學問の出來ない人でも、心掛の悪い人でも、たゞ弱いと思ふ人は助ける、強いと思ふ者には、縦合道理のあることでも當つていぢめる。それが河井の平生の癖のやうに思はれた。それで字を書くことが誠に下手であつたが、然し氣骨があつた。塾の悪口に、『河井は字を書くのではない、字を彫るのだ』。其の字を書く有様が、丁度版木屋が版を彫る位に骨が折れるやうに見える。それに書物の數は一向多く見ない人で、讀む書物は必ず寫してある。多く宋明の語録と明清の奏議類を讀んで、書物には誠に狭いけれども、歴史の事柄や、當世の事務を談ずることに於ては、塾に一人でも河井に當る者がない。私に平生試みて練らせる模様が、

平生試みて練らせる模様



『今柳原の土手を通つて歸つて來たが、立派な武士が通る處へ、横町から糞を擔いて來た奴が突き當つて、刀の鞘へ糞をかけられた、當り前なら手討ちにしなければならぬのだ、併ながら全く間違と云ふ場合に、殺さずに武士の體面を保つにはどうしたら宜からう』、然う云ふ風の事を時々人にも言ひました。

(其七) それから塾に小田切(名は盛徳、小田切萬壽之助の父、米澤藩士なり)と云ふ人があつた。其の者と江戸の新宿の先の銀世界へ觀梅に參る途中、料理屋で一杯飲んだ。何んでも六七人連れであつたが、勘定になつて、小田切が一寸懐中へ手を入れて、二分金ばかりだから誰か出して呉れ、誰か持つて居るなら勘定して呉れ、今細かいのがないからといつた。それを聞いて河井が、よし己が勘定しよう、勘定はするけれども小田切だけの勘定はしないと云つて、他の者の分は残らず勘定して、小田切一人居残りさせて出で仕舞つた。と云ふものは、小田切が懷中に無いのに有る顔をしたのが氣にいらぬ。といふのである。平生そんな鹽梅で、それが小田切が塾長であつたから、尙當つて見たのであらう。

(其八) 河井の人を愛することと云ふものは、誠に親切で、或時私が堀切の花菖蒲を見に塾の人に誘はれた。さうすると、歸りに私を吉原へ引つ張り込で仕舞うた。さうして何んでも女郎買

無いの顔に  
有るが氣に  
たの入りぬ

誠に親切

女郎買な  
どするも  
のじやな  
い

英雄豪傑  
と婦人

をしろしないと議論した。處がそんなら一人で歸れと仲間の者が言ふから、一緒に來た以上は一人で歸ることはせぬ、残らず歸らうと申張つて到頭皆を引つ張つて歸つて來ました。すると河井が大層悦んで、今日は連れが悪るいから往くなと注意をしやうと思つたけれども、もう十六にもなつて居れば、大抵の考へがなければならぬと思つて、寧そおツ放して何をするか試して見た。もし女郎買をせずに歸つたならば御馳走をしやうと思つて居たと菓子を買つて來て呉れた澤山買つて來て、サア食べろと言はれたことがあつた。其後河井に會ひました時、河井が女郎買ひなどするものぢやない。己は此の通りしたがと云つて、吉原細見を私に見せた。それを見ると、娼妓の名の上に△の付いてあるものもあるし、○の付いてあるものもあるし、◎の付いてあるものもある。又消してあるものもある。總て有名な吉原の女郎と云ふものは残らず買つて居る。其の印は手取の女と、馬鹿な女と、美しいのと、醜いのとの見分けた。『此の通り己は女郎買をして見た。お前にはならないと言ふ譯は、この婦人に溺れると云ふものは、懦弱な意氣地なしの溺れるものでない、英雄豪傑が却て溺れるものである。それは後ろから羽織を着せられて背中をポンと叩かれるの何んのと云ふ譯ではない、言ふ可からざるの間に鐵石の腸を溶かす者がある。口説や手管で英雄豪傑は騙されぬけれども、一種言ふ可からざる情に於て其身を誤り易いと思ふ。』



英雄の氣質を備へて居る者程尙危険に思ふ。それだから、決して成長しても是ばかりはやるな。今日まで河井の教は出来るだけ守つて居たけれども、此一事、教に背たので、とう／＼半世を過つたのである。

女房などは可哀想なものだ

(其九) 其の頃の書生の常として、女の事などは口へ出さぬものであつた。が河井は『女房などは可哀想なものだ、何處へ往くと言ふから、ナニ信濃川を上れば江戸へ來られると云うて置くとそれで安心して居るが、可哀想なものだ』と言つたことがある。さう云ふ處は情が深い。

万劍が大好

(其十) 或時女郎買をして、隣座敷に金がなくつて困つてをる人があつた。すると河井は、自分の小柄をやつて拂ひを濟まして出て來た事がある。其の頃の書生で、河井程善い刀をさして居たものはなかつた。且つ又刀劍が大好きで、目が利いて居りました。

土田衛平

(其十一) 上方へ河井が漫遊するに付て、私は自分の師匠に訣れるやうな心持が致しましたから、跡は誰を先生と心得て居たら宜からうかと聞きました。處がそれは他にない、土田衛平ばかりだと言はれましたから、河井が立つてからは、土田衛平に師事致しました。處が衛平が、お前はどうか云ふ積りて己を先生のやうに思ふと云ふから、それは河井から承りましたと云ふと、『河井と云ふやつは可笑なことを言ふやつだ、河井とは此塾に長く居たけれども、一度も話をしたこ

人物として河井

とがない。併ながら長い間に色々の人もあつたが、先づ人物としては河井程の者を見たことがない』と言つた。それで私が、一度も話をしないのになせ人物と云ふことが知れますかと尋ねましたに、土田が笑つて、『まださうだらう、お前の境涯ではさうだらう。一體英雄豪傑が人を見るのに、話したの議論を聞いて知ると云ふトロツコイことでは世に處することが出来るものか』。そんなら何う云ふ處で御覽なさる、『それは碁を打ち將棋を差す處を見て、河井の人物を知つた。今までにあんな愉快な碁、將棋と云ふものを見たことがない。まるで眼中に勝敗と云ふことがなくて而して勝を制して往く』。勝敗が眼中になくて勝を制すると云ふ言葉は、性理學の本源に達しなければ到底出る言葉でない。此土田と云ふ仁は、サツパリ本の讀めない人で、二十五の時に始めて本を讀んださうで、私の會ひました時は三十でございました。五年の間に學問して、それで側で居りますと、陸奥(宗光)のあの辯舌の善い奴が、まるで子供のやうに取扱はれて居りました。(筑波の戦争で土田は死んで了ひました)

眼中に勝敗なくして勝を制す

又繼之助は在塾中藩よりして、横濱警備の隊長を命せられたることありしが、無隠氏當時の模様を語りて云く、

横濱の警

或日長岡藩から、河井を御用召になつた。其時河井の云ふのに、『是は藩で横濱の警備を命せら



備隊長を  
命ぜらる  
生殺與奪  
の大權

れたのである』と。丁度其頃は、英吉利から非常な談判があつて、各藩共に奥方などを國へ返す際で、戦端を開くは近きにあるだらうと云ふ時節であつた。其時藩へ呼ばれて、横濱警備の隊長を命ぜられると、河井の申しますには、『生殺與奪の大權まで御委任になるなら、謹んで命を奉じまするが、それでなければ御断り申上る』。處が家老の申すのに、『何うも生殺の權まで與へる事は出来ない。夫はお前の見込通には成らうけれども、一つ伺つた上でなければ相成らぬ』。藩の成規として、さう云ふことは出来ぬのである。處が河井の申すのに、平生のことなら宜いけれども、苟も戦陣に臨むのに、一々藩へ伺はなければ一人も殺せぬと云ふやうなことでは、君命を受けましても、其委任を全うすることが出来ないから御断り申すと言つて、其の夜の中に古賀の塾へ歸つて來た。其晩が丁度文章の會で、先生も出て來ました。先生が河井に、お前は今朝藩の御用で屋敷へ往かれたやうだが、どう云ふ御用であつたかと尋ねられたに、河井は前申す通りの言葉を以て答へた。そこで先生の言ふのに、『國家の事變に當つて、一介の書生を抜て横濱の警備と云ふ大任を委ねると云ふは、誠に有難い譯である、それを輕卒に御断り申すと云ふは、どういふことである。祖先以來大恩を受けて居る御主人の命を餘りに軽く心得はせぬか』。斯う先生が申しますると、河井の答に、『人と云ふもの、世に居るには、出處進退の四つが大切なもので

出處進退

ござります。其中の、進むと出づると云ふことは、是非上の人の助けを要さなければならぬが、處ると退く方は、是は人の力を藉らずに自分ですべきもの、今私が藩の政權を執らうとするには、人の助けもいりませんけれども、退いて野に處るには、人の世話には一向ならぬでもよい、丁度圓い石を山の上から落すやうなもので、誰が手を出さなくても石自身の力で溪底まで落ちる。私が君命を御辭退して歸るのは、恰も石自身の力で谷底まで落つるやうなものであるから、誰も手出しが出来ぬものぢやありませんか』。先生もそれはさうだと悦ばれた。すると三日ばかり經つて又御用召になつた。今度は歸つて來て荷造りをして、机や行燈など片付けて出て往つたさうだ。此の事は直接に聞いた事でもなし、見た事でもありませんが、あとで人に聞きますると、なんでも兵隊を連れて品川まで出張つたさうだが、無論生殺與奪の權は委任になつたからである。そこで横濱へ參る途中、品川の女郎屋の前を通ると、馬からヒラリと下りて女郎屋の二階へ上がつて仕舞うた。夫から頭分の人を呼んで、『此の處で緩くり遊ぶのだから、屋敷へ歸つて居たい者は歸るが宜い、横濱へ往つて固めたい者は固めるやうに、一緒に女郎買したい者はしろ。何んでも自由に任す』。さうすると藩へそれが聞えて、飛んでも無い事をする、途中でそんな事があつてはならぬと云うて呼歸された。すると河井の申すのに、生殺與奪の權を殘らず御委任になつた

隊長女郎  
屋に入る



眞に戦ふ  
意はない

からは、御屋敷の御門を出たる以上、私の勝手だ。それをなせ御呼歸しになりました。さう云ふ御委任の仕方では、元の通り御返し申すより外はないと言つて、又塾へ歸つて來た。先生がどう云ふ譯かと尋ねらるゝと、ナニあれば英國から威かさるゝのです。一體日本がビク／＼して居るからいけない、英國も眞に戦ふ意はない。それにあれ程の兵を率ゐて三月も四月も居たら、藩の經濟は大變に減つて仕舞ふ。幕府に對しての申譯に少しの人をヤツテ置けば、それで宜いだ。幕府も兵端を啓くと云ふは嘘だ、英國も戦をすると云ふは嘘だから、軍の始りやうがない。そこでコツチも女郎買をして居ればそれで丁度宜いと。

中國遊學

繼之助の面目、躍如たりと謂ふべし。去れど何時までも一處に蟄伏して學究と伍するは、其志に非ず。山田方谷が經濟實用の學を以て自任し、且つ其松山藩に施せる治蹟の見るべき者ありと聞き、之に従遊せんものと思ひ立ち、先づ藩老山本帶刀、牧野頼母等に謀りしに、何れも其儀然るべしと同意したれば、直に其趣を願出で、藩廳の許可を得たり。當時繼之助が、父代右衛門に宛て、遊學の次第柄より自己の決心を説き、且つ學資の送付を請ひたる書翰あり、其文下の如し、

家殿に寄  
せし書翰

向暑之節に御座候得共、先以御兩親様益々御機嫌能く被遊御座、奉恭賀候。隨而私事、腫物瘡候後は、大丈夫に相成候間、乍憚御安意可被成下候。當節御眼氣は如何に被爲在候哉、御案事申上候。

後便一句奉願上候。扱又左に申上候一條、御心配不被爲在、御平心にて御通覽可被成下候。右

様認め候は、手紙のなかばにして思召に不平出候ては、意不通、残念に奉存候間、乍不調法申上候儀に御座候。當二十二日、御用にて罷出候處、願之通り、備中松山侯板倉周防守様御家

小原鐵心筆

來山田安五

郎方へ遊學

被仰付、難

有奉存候。

元來私當表

へ登り候心

掛は、經濟



(著者所藏)

兎角學問  
を職業

經濟有用  
の學

有用の學は申迄もなく、傍ら望も御座候處、御禁制にて其意も不通、彌以前より學び來り候處、一筋に心掛、修業可仕心底に罷成、天下の人才追々承合候處、才徳を兼事業に施し候英雄は、やはり以前師と致候藤堂様の徳藏、大柿侯の家老小原仁兵衛など、屈指候次第、當地は、さすが大都會、大學者も多く、實に私輩の未熟、師範に可致者は幾等も御座候得共、兎角學問を職業の



實學の人

様にいたし候者多く、才徳を兼候實學の人少なき様被存候處、第一思望仕候山田安五郎、當三月此表へ罷出候由承り、樂に奉存候處、板倉候水戸吟味一條にて、寺社奉行御免と相成、夫が爲め當人も出府不仕、殘念に奉存候。右安五郎と申す者は、元來は百姓にて、唯今は被爲登用、政事に預り、國中如神に伏し候由、其事業實に感心仕候。已に此頃も諸國遊歷人に承り候に、政事の萬事行届候者、備中松山候と相馬様と承り、私も先年より高野虎太殿、一齋塾にて同門被致、其節安五郎塾長いたし、所謂佐久間を始め數人の上に立ち、衆人を服し候は、安五郎而已と高野の信仰話し承り、其後被爲登用、君公への仕へ方、事業に施し候次第、追々承知、如何にも慕敷奉存、修業中に、何卒一度は彼地へ立越候て、暫も從學仕らんと思込、依ては山大夫誥中に申出し置候は、宜しかるべきと奉存、或時右話仕候處、至極尤に被思、幸牧大夫も出府の事故、其節誥可致との事に、今度牧大夫へも右話仕候處、是亦尤に被思、不計も速に被命、於私は登天の心地、大慶に奉存候得共、如何にも御相談も不仕、御兩親様御年も承知致し、右様なる大事を果し候段、恐入候次第、只々外に遺念は無之候得共、御案事申上候は、御兩親様の事而已、此心を以て御心を計り候に、實以て喜憂交至り、不忍次第に御座候得共、天の所與の譬へ思出、慨然と決斷仕候儀に御座候。不肖の私、父母に事るの道をも不辨、恐懼の至りに候得共、せめて立身行道は孝の終りと申教にて

登天の心地

立身行道

は孝の終りと申す相守り度

古人學問の一つ

終身の大望

も相守り度、憤發仕候儀、心中御憐察御仁免御許奉願上候。尤も彼方而已に居り候心得にも無之、伊勢の徳藏、大柿の仁兵衛杯へも參り、政事の得失等も親敷見聞仕候は、大なる益も有之候はんと存候故の儀に御座候。京都三年誥とでも思召、御思切りの様偏に奉願上候。併武者修業の如く、行處も不知様の儀は不致は、君父を持者は勿論之事、萬事當表よりは慎候儀、必御案事被下間敷候。荷物等は持參不仕、其節々防寒暑の手當而已仕候心意、乍去薄着の時分故、帷衣、單衣袴の一具と、皮文庫、筆墨紙入用之品軽く持參の心得に御座候。乍序勢州參宮は申迄もなく、名所舊跡も、古人學問の一つ、其便り宜敷處は遊覽いたし候心得に御座候。併遊覽に出候様相聞え候ては、第一上へも恐あり、心事を不知人の謗りも憚候得者、御話歸岡迄御無用可被成下候。時宜に寄り、來年秋は、此表へ出、遅くとも明後年の春は出府の心意に御座候。何れに居も、三年は三年と御思切り、不惡御承知可被成下候。右に付、内之様子も不計、餘り多分なる望の様思召の程も恐入候得共、五拾兩金御登せ被成下候様奉願上候。兼て申上候通り、御兩親様御不自由御難儀被遊候様にて者、御老體御氣の毒に奉存候得共、跡々の處、於私は覺悟も有之、兎も角も凌候心得、時は再難得、大機會に御座候間、差當り不用之品賣拂、足しにいたし候ても、右金子は奉願上候。實に私終身の大望、御遠察可被成下候。昨暮登り候時、拾五兩金持參仕候得共、道中時節



故か、柄入用も自然掛り、其中三魚堂四書大全參兩壹朱にて求め、右は差當り會讀に入用、修身經書は有用の書に御座候間求候次第、其外詩本等も無據買求、且つ腫物の爲め、古賀の近邊に石川櫻所と云ふ高名の醫者あり、是に掛り、一書生本より多分の禮は不仕候得共、藥禮もあり、乍細事入湯もいつもよりは多く、彼是積りて費も相立、既に金も仕きり候次第、申迄も無之事に候得共、遊所は本より、相撲、芝居を始、錢を出し、見物等は一度も不仕候得共、右之仕合、乍併書物等も、右様の事相分り候はゞ、後にては宜事と後悔仕候。不快一條、右等の次第、委細村松氏へ御尋ね被成下候はゞ、相分り候儀に御座候。遠國へ參り候ては、便も不都合、其次第に寄、彼の藩留守居へ談じ、柳野氏より手紙等も届貫候様相計り候心意、依て金子も立用等に相頼候時宜可有之候得共、慥なる事にあざれば不叶儀、何に計ひ候とも、五拾兩金は御揃へ御登可被成下候。同塾に中國の者もあり、追々巧者の人に聞合、或は手紙を貰ひ、夫々從宜爲筋に相成候事、存外の者に御座候間、御内にて御案事程には無之者に御座候。是より暑に向、可成丈早く五月中には是非出立の心意に御座候間、御内の都合急に不參候はゞ、何分御才覺、早速御登せ被成下度奉願上候。右は忠治右衛門へ委細相話置候間、出來次第早速彼人へ御頼被成下、立用切手にて彼人より登せ吳候様相願候。尤も彼の人、他へ話致し候譯には無之、其段者御心遣に不及、内の様子、本家兄弟

共始、夫々乍抱居心なく、且不容易金子、差付己の物を取様願上候様に相當り、其段甚恐入候次第、前文申上候通り、當修業も願出の際に御話仕、猶又此度御相談も不仕取計候は、實以て恐入候得共、急速の事故、往返を待候ては機會を失ひ、不得止右の仕合、思召の程を計り候ては、筆も不立次第、何分にも心中御察察、御許容被成下候様奉願上候。帶刀殿御下りの節、早速可申上事に御座候得共、其暇なく、且つ龜畧に申上候ては、心事も難盡、二十六日立に忠治右衛門下候間、旁村松は委細承知、厚頼置候事故、一兩日延引に及候段、御仁免可被成下候。私の様子始、此度の儀、委細頼置候間、早速夕刻よりにも一會御宿被成下、緩々御聞可被成下候。村松氏に着次第早速尋吳候様頼置候間、宜奉願上候。腫物中抔彼是厄介に相成候得共、知己の人、私手前も存候故、禮も不致、尋吳候節一通り御口上にて御挨拶可被成下候。母上様は何と申候ても、御女子の事、嘸々御心配に可被思召、宜様奉願上候。跡兄弟方、智達も始、近親衆へは、追々書通に及候間、是又宜奉願候。申上度事無限、後便萬事可申上候。御覽の後は暫御他見は御免可被成下候。聞誤り傳誤りより、私の了簡を不知人は害に相成候間、必御取捨可被成下候。追々梅雨に向候時節、御保護奉祈願候。長文嘸々御厭き被遊候はん、恐縮の至りに候得共、何卒御熟覽御決斷奉願候。謹言。

四月廿四日

母上様は  
何と申候は  
ても御女  
子の事



雙親が兎角に繼之助の客氣に逸るを憂ひ、其遠遊を喜ばざるを察し、立身行道は孝の終りなりとの聖訓にても相守り度發憤仕候として、將に従遊せむとする山田方谷の偉人物なるを推稱し、『登天の心地』といひ、只管雙親の安意を得むと欲するの情、筆端に現はれて言委曲を極む。意を用ふる周到なりと謂ふべし。

既にして村松忠治右衛門は、五月三日を以て歸國の途に就きしが、繼之助は中國遊學の事より、金圓の調度等に關し、委細依託する所ありしかば、態々之を浦和驛まで見送りたり。『思出草』村松忠治の追懷記也、氏は後に蘆野久と改名せり。に曰く、『安政六己未年五月三日江戸表出立、長岡へ罷下る。此節河井氏經學修行為の爲め出府致し居り、常に會、別懇に致し候に付、父君代右衛門殿へ何ぞ土産品差上度と存候、如何の物可然哉と尋ければ、一應辭退の上、猪口盃の中へ櫻の折枝半開の花を畫き、其側へ金にて微醉の文字を書せ被下度との事也。其意者、花は半開、酒は微醉の句を取り、父君常に此盃を樂まるゝを欲し、又其大醉あらん事を案じ、我輩の贈物を以てこゝに心附あらんことを希望せられしなり。即其言の如くせしに、代右衛門殿大に悦び、直様酒を命じ、其盃を開かれ、互に酌み交し、繼之助子の疾なくして學問勉強するを悦び、人品の昇進するを希望せられ居れり云々』。限りなきの情趣、此に至りて其天性を見る。

花は半開  
酒は微醉

限りなき  
の情趣

又久敬舎に塾長たりし小田切盛徳の送序あり、文に曰く、

送繼之助河井君序

余之在久敬舎也。聞曾有河井某者。長岡人也。詩文經史之課。一切不與。終日兀々。寫李忠定文集。自春運秋。寫了乃去。人以爲偏狹固陋。得一文集。終身奉之而自足。余竊疑之。今年春。繼之再遊久敬舎。於是始得朝夕談論。詳其爲人。蓋涉獵萬卷。不區々章句之間者。而甚好古今奏議之文。特推獎李忠定爲第一。又好評論古今之人物天下之風土。一々爲之記號。其品鑒精細。天地之間。一物不能遺情。而問有不得其情者。則日夜探討。不窮其所以然不止。一日余醉而自外歸。繼之方與同寮。論當世之人物。顧余曰。子以余爲如何人。余答曰。子則先鋒之將也。短刀深入。不大勝則大敗。繼之笑曰。子言中矣。既而繼之將周遊天下登山。余饒之昌平橋畔。醉問見所携之望遠鏡。笑曰。子雙眸之下。天下無全物。何苦而以此尺許之望遠鏡。定非短刀深入之効乎。繼之笑而不答。余醒而更思繼之之志。曰繼之有識之士。尤推獎李忠定而讀其文。李忠定當宋南聲之時。介奸邪之間。起度無常。然猶以天下之事爲己任。其志識之所至。經營區劃。無一失宜者。故李忠定一日在朝廷。天下高枕矣。今國家昇平之久。威德并行。夷狄來追之憂。猶有似宋之南聲者。當此時。繼之蓋欲爲李忠定之所爲。故慕其人。讀其文。以志識尊貴也。先鋒之名。豈所樂聞哉。雖然國家新開五港。爲外國交易之處。越之新潟居其一。而長岡與我米澤皆在其近地。且北州之侯伯。皆戎蝦夷。若新潟一旦有外國之變。則二藩皆不得不出兵而伐之也。新潟距長岡十六里。距米澤三十六里。聞報而發。則長岡常不得不爲先鋒也。且夫越州我寡先君之舊封。其風土之所漸。往々生豪傑。而長岡爲最多人。然余他日聞長岡出兵。則吾先鋒不問而知爲繼之也。繼之其謀之以李忠定之所以經營區劃宋者。則豈憂其不大勝乎。繼之去而見天下之豪傑。而談當世之務。其高辯劇論。恐有遺短刀直入之悔者。當此時而余之一言。亦未必不有過。尺許之望遠鏡。補雙眸之短者也矣。辱知米澤小田切盛徳再拜。

小田切の  
送序



江戸發足

小原鐵心

土居整牙

斯て愈よ調度も整ひしかば、年の六月七日、江戸を發足し、途を東海道に取り、先づ濃州大垣に小原二兵衛を訪ふ。二兵衛は大垣藩戸田侯の老臣にして、名は忠寛、鐵心と號す。大槻磐溪、佐久間象山等と俱に開國論者たり。次て勢州津に赴き、兼て師事せる齋藤拙堂を訪ひ、更に拙堂と拮抗して相下らざる土居整牙の門を叩く。時に整牙は、裸體のまゝ、机に倚りて臨池に餘念なき體なりしが、繼之助の訪へるを見て勿惶座を立ち、衣を着けんとす。繼之助狀を見て『先生其儀には及びませぬ』といふ言下、整牙は顧みて、『夫なら己の書たものを貰つて呉れる積りか』と反問せり。問既に奇なり、答豈に奇ならざるを得むや。繼之助言に應じて、『私はまだ人から字なんぞを書て貰つたことは無いが、然し下さるとならば戴きませうか』と對ふ。斯て一禮終りし後、繼之助卒爾として、『私は先生から叱つて貰ひたいと思つて參りました』と言ひ出したるに、整牙は暫く其顔を見詰めたる後、『何だ人の言ふことを聞きさうも無い顔して居る癖に』といへば、繼之助も『ソう、そんなに人の言ふことは聞かぬが、然し聞くやうな事なら聞きませう』と應じ、是より談論に時を移して辭し歸れりといふ。(楓井純の撰べる行狀の一節に曰。整牙身長六尺餘。凝立出牆上。大頭隆準。音吐如鐘。被服粗惡。性不嗜飲。雄辯如河。議論風人。其怒也。罵詈不絶口。敲撲交下。然胸中廓落。與人無眦域。及其一旦改過。灑然若未。後繼之助人に語りて曰く、『彼れ程、話の中に切込みの烈い者は少い』と。又曰く、『彼は其用ひられざるを憤り居るが如し、あれではまだ人物とはいへない』と。既にして津を去り、途すがら

方谷を訪

各地に知名の士を歴訪し、其松山に着したりしは七月十七日なりしが、直に方谷を城下一里餘の僻村に訪うて備に遠遊の次第を陳べ、從學の儀を懇請せり。當時方谷は、郷里に歸棲し、優々僮僕を督して荒蕪を開くの外、亦當世に意なき一閑人の如く見えしも、其實、陰には藩政に參與せること

山田方谷筆

嘆ふ遠遊勢 獲ふ接点流 松竹貴中京隈  
 平當二道 喉成泉 幣周洋牧野 竟典周  
 形勝松 英五岡治果 山州 美濃金井作  
 山田英 墨

(著者所藏)

先生の作  
用を學ば  
んと欲す  
るもの

として、折角の望みなれど、何分手を着けたる百姓仕事の多ければ到底教授の餘暇なしとして體能く謝絶したり。是に於て繼之助は、容を改め、『吾は先生の作用を學ばんと欲するもの、區々經を質し文を問はんとするにはあらず』と言ひしに、方谷も此一言を偉なりとし、以て教ふべしとなし、遂に其



請を許しぬ。

斯て繼之助は、漸く方谷の門下生とはなりたれど、區々經を質し、文を問ふは其志に非すと公言せしだけに、敢て研學を事とせず、唯だ意に委せて王文成、李忠定等の文集又は陸宣王の奏議類を繙讀するのみ。去れど常に方谷と談論するを喜び、且つ終始其言動に注意し、所謂其作用を會得するに力を用ひたり。後年方谷の出府せし際、柳野嘉兵衛は、繼之助の義兄たる故を以て、其從遊中の恩義を謝する爲め、方谷を一旗亭に招じたりしが、繼之助も亦席に陪しぬ。話次、繼之助が、方谷の兼て深く秘め置ける藩治上の事に就きてそれとなく談る所ありしに、方谷は聞く度ごとに打驚き『彼の事も知つて居つたか、河井の才ですな、河井の才ですな』といひて、深く感嘆せりといふ。蓋當時は、假令子弟の間と雖も、藩治上に關して秘する處ありしに、從遊の間、繼之助の之を看破せるを以てなり。

繼之助の愛讀せる王集は、方谷の藏する所、請うて之を購ひし者なり。方谷自から王集の後に書して繼之助に贈りし言あり、文に曰く、

王文成全集。我邦未經翻刻。舶載而至。則書賈罔利。價至四五金。而人爭購之。予亦嘗獲一部。居常熟讀。因謂欲講公之學。學公之文。則抄錄諸書。印行遍於世。就而讀之。足以究其奧。而

河井の才  
ですな

書王文成  
公集後贈  
河井生

悟其妙矣。併購之。不過費一二金。今出數倍之價。以利於賈人。豈非以讀之獲其利。更有大焉者耶。想其奏疏公移獨備於全集。而其篇之多。居一部之半。非是無以觀公之功業也。夫公功業之實。盡見於斯二者。千載之下獨踏其地。而從其事。乃舉而措諸今日事業。非復空言虛文之比。此其利之所以爲最大。而讀者縷々於此。無論價之高低。其亦以是也歟。雖然予也讀之。獨竊懼夫讀者不知公之所以爲道。徒求其利。而反招其害也。蓋公之爲道。通心神之精。而不泥事爲之粗。達運用之妙。而不滯區畫之迹。乃如疏移二者。公之粗迹而已矣。泥而不通。滯而不達。吾果見其有害而無利也。請舉其一二證之。宥言官去權姦之疏。抗論直言。不顧遠竄瀕死之懼。然非逆聞肆志。國事危急之日。而妄倣其氣節。則不免爲出位越職。詭激取禍之行矣。公時官爲江西兵部主事捷音之奏。改作其文。以爲休兵息民之計。然非驕主好兵。倖官邀功之時。而或學其權變。則亦陷於阿諛從世。澳濇全身之流矣。捷音之疏。改作其文。不獨加大監之名。委曲添削。無限苦心。足以見當時事情。蓋江西之變。實爲公一生極至難之事。然其難不在用兵決戰之時。而在事平之後。爲休兵息民之計。疏移中係其事理者數十篇。今而讀之。尙有可爲流涕大息者。立縣知。築衛所。出於喪亂荒廢之餘不可無之舉。不然則好事尙功。勞民糜財之役耳矣。通鹽法。權商稅。由於兵餉不支。不得已之勢。不然則興利聚財。損下益上之術耳矣。立十家牌。制鄉約之法者。地迫賊巢。民雜猺夷。非是無以易俗變風。禁其姦匿也。然用之內地寧謐之民。必生苦煩峻苛之患矣。禁佛寺。止巫禱。省賽會者。邑爲始關。人係



新徠。非是無以減費貯財制其生產也。然施之於郡邑安富之地。或起背俗失心之端矣。至於其行軍用兵之事。則固非今日所宜言。其在當時。亦遭江西之亂。接閩廣之賊。不得已而用之。乃公之不幸也。其紀律之嚴。攻擊之烈。雖似可法者。其制敵取勝。皆由於算略豫立。各中其機。公討之不<sub>平集賊。凡六回用師。其算</sub>幸也。且除討宸濠外。皆率招募烏合之衆。以擊夷落山巢之賊。與我今日兵制大異。其體。而今讀公之書者。必先稱揚其功以爲書生談兵之口實。甚則欲試之於今世。甘爲亂賊之倡首。此皆讀其書。而不知其道之過。其害亦至此。足以爲寒心矣。若夫至誠惻怛。本於中心。以全萬物一體之仁。以事上則爲忠厚。奏疏中。有善則歸於上。不善則引於己。事驕逸之主。立疏移。無往不然。所謂心神之精。運用之妙。公之所以爲道者。蓋在此。而其本則根於性命之真。出於義理之正。非以空虛爲心神。以機變爲運用之謂。故貫天地。度古今。措諸事業。无所不利。不求其利。而利自至。其爲利孰大焉。然讀公之書者。於是未有毫釐所得。而尙且摸擬依仿於事爲區畫之末。圓鑿方柄。動輒債事損物。即求利而招害。有如所前陳者。則出高價以購難得之書。不如暫就其易獲者。而講其學其文之爲愈也。長岡河井生來寓予家。觀所貯全集而喜之。屢請出價獲之。願予齡已衰。不獲能用力於誦讀。且客歲歸棲鄉里。移居冗費。苦家計之不足。乃幸

志銳於經濟而口不絕事功

豪ら過ぎる

越後屋の番頭が勤まる

生之請。照原價金四兩。以交兌之。由是得少補闕乏。亦不可謂非一時之利也。然生之來此。己半歲。志銳於經濟。而口不絕事功。頗類於喜事爲區畫者。今獲斯書而讀之。吾又懼其欲求利而反招害也。夫享利於己。而不顧人之害。如書賈所爲。吾不忍爲之。因備書其所嘗懼者。以併致之。生而有省於予言乎。讀公之書。而求公之道。不泥不滯。心神之精通。而運用之妙達矣。半部疏移。大功偉烈。亦自我爲之。則志不馳經濟。而德自加於物。口不唱事功。而業自立於己。所謂利之最大者。果於斯書得之。則四兩之價不爲空費。予亦安享其利矣。生其尙勉之。

志銳於經濟、而口不絕事功の二句、宛然當年の繼之助を面り觀るの心地す。方谷嘗て人に語りて曰く、『長岡藩にては河井を抑ふべき人がなからう』と。又曰く、『どうも彼の男は豪ら過ぎる、彼の男を北國邊の役人にするは惜い、此邊(中國)の役人の方がよからう』と。繼之助も亦方谷の理財に長せるに感じ、同輩に語りて曰く、『先生程では越後屋(當時有名なりし)の番頭が勤まる』と。相互の評語、以て兩者性格の一端を見るべし。

在塾中、繼之助の家嚴に寄せし書翰あり。家郷凶災あるの時に當り、徒らに遠遊して一事爲すなきの罪を謝し、只管老父の慰安を求むるが如き、真情流露、其生平を察するに足る。殊に方谷との關係を知るに足るべき者あるを以て、左に掲ぐ、



損毛達し、委細柳野氏より被廻吳、掛る大變有之候に、何一つ御爲に成る事も不出來は、畢竟平生才徳の乏敷と、天命のあるところ、無致方事ながら、殿様は誠に御氣の毒に奉存候。偕又此度の水變は、不及申、其外平生の事始近親衆吉凶に至る迄、必御兩親様の御苦勞に相成候は、誠に子の體には不孝にも可相當、御隱居も被遊候者を、斯る次第、實以恐入候得共、今暫御免被成下度、不才の私、とても何出來る程の事も無之候得共、少は人間等敷も罷成、拜顔仕度、其而已祈念仕候。尊書を拜見仕候ても、獨居靜に罷在も、御儀は實に念頭にたえず、何卒他日歸岡の節只今徹し候心地を不忘様に仕度ものに御座候。是等の變を聞ながら、遊歴等は不似合に候得共、思ても無益あきらめ候次第、不忠とや云はむ、不孝とや云はむ、唯々他日己の誠心を以て、只今御間を缺候を萬分の一にても報じ、罪をあがなひ度と奉存候。何につけても、己の不才、不學、未熟には、末々不頼母敷殘念に御座候。家を出でしより、何一つ上達も不仕、御はり合も無之事、申譯も無御座候得共、致方も無之、せめて心だけでも直し度と願儀に御座候。

先生は私  
には薬の  
候様に被  
存候

山田先生へ差足事も不致に、さらさの小手(唐かと思はる)今日貰候。先生始一家深切、且先生は私には至て藥の様に被存、難有事に御座候。又々書始、終にいくともなく如此に相成候。御慰にも相成間敷候得共、御覽可被成下候。謹言。

同 夜 認

惣ての書狀御咄は、御取捨可被成下候。申上に不及事ながら爲念可申上候。

記録を按ずるに『安政六末年七月三日洪水水災の者へ御救助有之』と記しある外、安政度には水災無し。去れば書中水變とあるは、此洪水を指したる者ならんか。主を思ひ、親を慕ひ、師に親むの情、紙上に溢るるを覺ゆ。

繼之助遊學の途に在るや、放縱節を屈する能はざるが如しと雖も、而も刻苦細心、力を讀書に用ひざるに非ず。嘗て讀書につき同藩士鶴殿團次郎と議論を闘はししとあり。鶴殿も亦一箇の偉人物にして、夙に東都に出で、苦學研鑽し、蘭學、數學に精通す。後幕府に召されて目付役となり、勝安房を助けて大に力を盡ししが、意見の容れられざるありて竟に勇退し、後郷里長岡に病歿せり。(鶴殿春風) 文は、春風唯一の知己たる勝海舟の撰べるもの、文に曰く、越の國人、鶴殿長徳、號を春風と云、父は長義、もとの長岡侯牧野氏に仕、君天保二卯年正月長岡に生る、いとけなきより、巍然として、群衆に、ことなり、長に及で、其志思ますく、大なり、東都に來て、西洋の學を修め、つとに其要を得たり、文久二年三月藩書調書教授にあげられ、同四年幕府召て祿幾許を給ふ、慶應戊辰の際、目付の列に擧げられ、其言なきかる、しばし、官軍に使用し、君命を辱しめず、五月疾を得、其仕に堪へざるをもて、故國に歸り、同年十二月九日終に長岡に病歿す、年三十六、嗚呼天なきがとしを短し、其才學をして、世に伸しめざるは、そも、命歟、識者甚、これを惜む、今年其弟白峰駿馬、予の春風とふるき友なるをもて、其概略を記し、駿馬子また碌々の人にあらず、往歲米利堅に到り、造船の學を修む、今や其業をもてみづから立ち、邦家に裨益を、こととし、諄々として、撰す、よく其父兄の志を繼ぐ、かならずや後おほいに成る處あらん歟、明治十二年仲夏友人海舟勝安房誌) 鶴殿は博覽多識、故に曰く、廣く讀まば自から大體に通せん、余は多く讀むに依りて得るあるを期すと。繼之助曰く、漫然多讀





鶴殿春風と其筆蹟

采地松北三千丁曾使荷蘭  
彼學科我邦空說英雄蹟百  
式志人似伯牙

(牧野子爵所藏)

するも何の益かあらん、讀書の功は細心精讀するに在りと。其所見、相容れざるが如きも、而も期する所は共に自から資するに在り。當時其場に在りて親しく兩氏の談論を視聞せし者、(立花逸造氏)他日繼之助が、藩政に參與せる際、一々事例を史書に求めて論議する所あるを見、曩日の事、漫然たる一時の放言に非ざるを覺り、多識鶴殿たること能はず、又精讀繼之助たること能はざるに耻ぢたりと語れり。繼之助毎に人に語りて曰く、『資治

通鑑を三月に讀むだとか、廿一史を幾日の間に讀むだなどと自慢する者もあるが、何んな量見か氣

書を味ひたり

が知れぬ。會心の文字は何邊でも讀むがよい』と。人あり評して云く、河井氏は書を讀ますして書を味ひたり。會心の處に至れば、再讀三讀、終に之を誦するに至ると。王文成、李忠定の文集、陸宣王の奏議及び資治通鑑等、皆然り。是に依りて之を見れば、繼之助は讀書に對して一種の信念を有し、從て自から養ふことの深かりしを知るべし。彼の數歳の遊學、敢て放縱を是れ事とせるには非ざるなり。

長崎に遊ぶ

繼之助は中國の地に在るを幸ひ、九州各地の歴遊を兼ね、當時我國唯一の開港地たる長崎に赴き、親しく海外諸國の形勢に就きて聞く處あらんと欲し、方谷の許諾を得、九月中旬を以て旅程に上り、途次仔細に各藩の政務を探索し、翌十月五日長崎に着しぬ。繼之助の長崎に滞留せしは、僅に十三日に過ぎざりしと雖も、其間數次外人の門を叩きしと云へば、此行、外邦の形勢を識得するに與りて力ありしなるべく、之を義兄柳野嘉兵衛に宛てし左の書に徴して察すべし。

取急一書差上申候。殘寒未退候處、御變不被爲在、珍重此事候。小子之儀に付、毎々被爲懸御心、感銘に不堪候。御垂問の儀、一々敬承仕候。昨年長崎に罷下候と申候ても、短時日の事、別段之義とて無之候。近日之形勢、殊の外心痛に不堪、左に愚存の次第大要申上候間、御取捨は幾重にも奉願上候。



外國の形勢は戰國時代

隣國の御交際は一層の大事

政道御一新

大勢の豫察を要す

今日の洋風式も十年の後

一、天下の形勢は早晚大變動を可不免と被存候。即今外國の形勢者、戰國時代とも可申歟、彼得を出し候俄羅斯などは、殊の外の勢威と承り候。攘夷などの愚蒙なる、申迄も無之、海防之事、御大切には相違無之も、朝廷隣國之御交際は、一層の大事、此際被爲誤方向候は、皇國之安危に關する義と乍恐奉存候。

一、京都と關東の御間柄も、倍々心痛之事に候。薩長之徒、其間に在りて、私を挟み、御離間申上候體に相見え、心外に奉存候。關東に被爲置候ても、切りに輕卒之御取扱無之哉と被存、尙更心懸りの次第に候。

一、外國との御交際は、必然不免御義と存候。然る上は、公卿も覇府も無之、政道御一新、上下一統、富國強兵に出精を要する事、第一義なるに、何時迄も御治世無移變者と量見候は、淺慮無此上、慨敷次第に候。

一、何を申上候にも、小藩の事、力不及候。此上は精々藩政を修め、實力を養ひ、大勢を豫察して大事を不誤之外、他策可無之と奉存候。右之義は、忠治右衛門にも吳々申遣置候。

勢と申者程可恐者無之候。追々外人を真似て、風態制度の一變せん事、或者在近歟。文學を支那に學び、唐制に倣ひ候を不怪、今日の洋風洋式も、十年の後には可至無怪者歟。王道坦々、夷人に

には可至無怪者歟

も仁義之道自ら存し候。壯士輩、吳々も御訓諭之程奉願上候。昨今取込居候間、勿々得貴意殘し候。非禮之段、幾重にも御詫申上候。

四月七日夜

歸郷

長命丸一包を餞す

斯くて同月十八日長崎を發し、歸途再び各地を歴遊して十一月四日歸塾し、更に一段の精力を注ぎて時務の講究に力め、年を踰えて萬延元年江戸に還り、三たび古賀の久敬舎に入り、文久元年の夏漸く郷里長岡に歸る。別に臨み、方谷は繼之助に餞するに長命丸(寶)一包を以てせりと云ふ。方谷の寓意や如何に。又其贈を受けたる繼之助の意中や如何に。個中の消息、他人の窺知を容さざるなり。

長城懷古 鐵琴 勝間田稔  
九泉無路起談兵。雲雨蒼龍憶死生。積血碧消三十載。人烟蒸出古長城。  
謁河井長岡藩宰碑 尾山 伊澤緯門  
英雄千古有心期。想見城頭酣戰時。落日故墟曠蔓草。寒烟老樹弔苦碑。  
長岡夜雨鬼群泣。閑谷秋風月一眉。何暇當年分順逆。聲名百代爲君悲。



### 第四章 再度の出仕

井伊大老の強硬政策

繼之助の浪遊は、安政五年の歳末より文久元年に至る四年に亘る長時日にして、其間に於ける大事件と目すべきは井伊大老の強硬政策なりとす。

安政戊午の大獄の反動

彦根侯井伊直弼の大老となりしは安政五年四月にして、外には和親條約に關して列國の迫るあり、内には尊王攘夷の議論熾にして廷臣并に四方有志の激昂するあり、實に時局困難の秋なりと謂ふべく、幕府が直弼を起して大老の地位に立たしめたるは、畢竟此難局を處理せしむが爲なり。直弼の大老となるや、強硬の政策を執り、先づ衆論を排して一橋慶喜を斥け、家茂を紀州より迎へ立て、將軍となし、第一に勅許を待たずして條約の締結を斷行し、次で間部閣老を上京せしめて所謂安政戊午の大獄を起したりしが、其事を行ふや、專斷果決、嚴酷峻烈、評定衆一座の意見をも用ひずして、當時の志士六十餘名を斬流に處し、又水戸侯を始め反對の諸侯は悉く之を黜けたり。是に於てか人心激昂し、怨嗟の聲四方に起り、其反動は繼て暗殺となり、さしもの直弼も、遂に櫻田門外の露と消え果てたり。斯と聞き、暫く身を潜めて竊に事變を窺ひつゝ、ありし浪士等は、恰も火山の爆發せるその如くに一時に起り、尊王攘夷と叫び朝敵討幕と呼はり、人心恟々天下の事、復た收

忠恭京都所司代となる

拾す可からざるに至れり。斯くて幕府の運命は日に日に衰運に傾き、宛ら朽索をもて六馬を馭するが若し。

繼之助は歸藩以來、靜に天下の形勢を觀察し、且つ藩政の得失に就きて私に討察する所ありしが、明れば文久二年となりぬ。此年八月二十四



會津侯松平容保

日長岡藩主牧野忠恭京都所司代を命ぜらる。抑も徳川幕府の所司代を置きしは、其名義は兎に角、陰に朝廷を監視し、以て公武の間に支吾なからしむ

當局に其人を得ず

るに在り。故に當初は、其人を探る、極めて嚴なりしと雖も、世の無事に赴くに連れ一に門地格式のみ標準と爲し、絶えて其器の適否を問ふなかりしも、今や時局日に困難に、殊に京師の事、幕府に取立ては寒心すべきもの多く、從て所司代の任務たる、亦頗る重を加ふるに至りしに關はらず、當局



幕政刷新

に其人を得ずして、徒らに虚位を設くるの觀ありしかば、幕府は勅を奉じ一橋慶喜を將軍職補佐に、松平春嶽を政事總裁職と爲し、政治刷新の實を擧ぐるを期すると同時に、公武の調和を計り、浮浪の徒を制すべく、茲に新に會津侯松平肥後守容保を京都守護職に(閏八月一日)長岡侯牧野備前守忠恭を京都所司代(八月二日)に命じたりしなり。當時藩士中には、會津侯を伏見城に於ける鳥居元忠と爲し、藩主を擬するに内藤家長を以てするに至る。斯くて忠恭は九月十五日就任の途に上り、東海道を經て九月二十九日京都に着し、直に其役宅たる二條上屋敷に入りしが、『従前の例所司代入京の前夜各市吏群行、山科御廣野に出で之を迎ふ、所司代答禮す、市吏先驅して京に入る、淨く其道路を掃ひ家毎に手桶箒を出して饗となす、然るに今回は皆之を廢す』(七冊四頁始末)殊に當時輦轂の下は、浪士輩の暴行實に甚しく、殆んど無政府の爲體にして、事態豫想の外に在りき。十月一日忠恭參内し、龍顏を拜し、天盃を賜る。然るに同月十一日の夜、卒然傳奏坊城大納言より所司代邸に通達あり『今度關東へ勅使として三條中納言實美、副使として姉小路少將公知を差遣遊ばさるゝに付、松平土佐守容堂家來二百人を率ひ付添ひ仰付られ、明日出立する事と相成候云々』と。次で土州留守居役よりも同様の趣届出づ。依て取敢へず京都在住の諸役人に通報し、即刻出頭すべき旨を命せしに、夜中にも拘はらず、何れも悉く所司代屋敷に出仕せり。是に於てか議論紛然として起りぬ。或は曰く、抑

事態豫想の外に在り

勅使下向

議論沸騰

も所司代の職たる、將軍家の目代にして、其任の重きや論を俟たず。故に事大小となく、御所より被仰出儀は、傳奏より所司代を經て幕府に執達し、又幕府より御所への事柄も、同様所司代を經て傳奏に執達し、更に上奏する慣例なり。然るに今度の勅使下向は、御趣意の程も知れず、殊に關東にて御待受の都合もあるべきに、所司代より一應の通報もなく、突然御下向相成りては、關東に於て御取扱上禮を缺く事も出來すべく、又所司代職が豫め勅使御下向の御用向をも存せずとありては、太甚しき失態と申すべし。因て是より參内の上、明日の儀は、兎も角も一と先づ御延引相成る様上奏然るべし。萬一浪士輩が途中に於て不穩の所業に及ばんには、臣等死を以て之に當るべしと、論難頗る激し。然れども執政山本帶刀、其説を容れず、遂に松平勘十郎に命ずるに早打にて出府すべきを以てし。即座に出立せしめたり。斯く所司代すら其職務を踏付けらるゝに至りたるは、畢竟幕府に定見なく、且つ其能く爲すなきを見透かされたるに是れ因らずむば非ず。形勢斯の如くなれば、廷臣に對して強硬の態度を執り、以て公武の間に處する所あらんとするも、大勢の趨く所、到底一箇藩力の許さざる者あり、復た如何とも爲し能はざるを以て、藩士中、所司代辭任の已むなきを建言する者あるに至れり。(會津侯は十二月二日、十四日着京せり)時に繼之助も亦時局困難の今日、藩主が微弱なる一小藩を以てして、所司代の要職に就き、徒に紛擾の渦中に投せらるゝを得策に非ずとなし、安田

會津侯の入京



上京辭職  
を勸む

所司代職  
を辭す

閣老とな  
る

江戸詰を  
命ぜらる

多膳を藩廳に推薦し、自らは永井慶彌等と附從して共に上洛し、先づ安田をして、所司代職御辭任の儀然るべしと建言せしめたりしも、參政三間安右衛門、頗る繼之助と合はざるの故を以て、該建言の背後に繼之助の潜めるを看取し、其議、遂に採用せられざりしかば、流石の繼之助も、策の施すべき無く、幾くもなくして歸藩せり。然れども天下の大勢は早晚一大變動を來すを免れざるなり。さるを僅かに七萬四千石の封土、而も東北邊陲の一小藩を以てして、斯く責任重き地位に立つの得策ならざるは、理數に於て明かなれば、藩主忠恭も亦決する所あり、文久三年六月十一日遂に所司代職を辭し、直に江戸に歸邸せり。然るに間もなく更に不時の警固として『芝の御固め』を命ぜられ、次で九月十三日松平大和守直克侯に代りて閣老職(十二月二十四日外國事務管掌を命ぜらる)に就けり。去れど微力なる一小藩を以て所司代職に在るの可ならざる者ありとすれば、閣老職に就くも亦同一理なるべき道理なり。之を時局に鑑み、時機に察するに、到底策の得たる者にあらざれば、又々辭任然るべしと論議する者あるに至る。繼之助も亦今日の場合、其就職を得策ならずと爲し、自から出府して御辭任の上御歸國相成るやう御勸め申さんと語り居りしが、幸に翌元治元年の春、者頭格御用人勤向公用人兼帶として江戸詰を命ぜられしかば、是ぞ好き機會と直に出府せり。蓋藩主の其進退に苦みたりしは、嘗に執政始め近侍の輩の慫慂に由れるのみにあらずして、同役の各老中よ

重役を屈  
服す

笠間侯と  
論争す

辭表提出

りも、在職然るべしとの切なる勸告ありしが爲なり。然るに繼之助は、出府と同時に、辭職問題につき、先づ痛切なる意見書を藩主に提出し、次で重役等と論争し、終に之を屈服せしめたりしかば、忠恭も深く心を動かし、暫く病と稱して引籠れり。是に於て幕府は其舉措を怪み、吏を遣し、窃に其内情を探索せしめたりしに、繼之助常に應接し、以て言を挾むの餘地なからしめたり。

笠間侯(長岡藩の支藩當時閣老たり)一日忠恭を龍の口の老中屋敷を訪うて親しく、其病と稱して出仕せざるの非を説く。忠恭、繼之助を席に召す、笠間侯乃ち繼之助に向ひ、閣老辭任の理由なき旨を説き、且つ藩士の行動につきて詰る所ありしに、繼之助之に服せず、議論漸く激して繼之助の意氣愈々昂り、終に侯を痛罵するに至れり。状を見て、忠恭も侯の手前其まゝに捨て置き難く、陽に大に怒り、植田十兵衛を呼び、強て繼之助を退席せしめたりしが、繼之助は、笠間侯に對する義理としても、其儘現職に留まり難きのみならず、到底其意見の容れらるべくも非ざれば五月十九日を以て其職を辭しぬ。辭表は永井慶彌(後に立花逸造と改む)に託して草せしめしもの、左の如し、

私儀瘳疾にて引籠罷在候處着時全快の體も無御座候に付乍不本意者頭格御用人勤向公用人兼帶當詰御免被成下候様相願度奉存候此段御組頭に御内意御伺被下度奉願上候以上

五月十九日

河井繼之助



繼之助文案を一讀し、是ではまだ病氣が足らぬ様だと筆を把りて、更に罷在とある脇に『其上胸痛差迫り』と加へ、相顧みて一笑せりとなん。(藩主忠恭は慶應元年四月十九日老中職を辭せり)

次で植田十兵衛、三間市之進、花輪馨之進等も亦何れも其職を辭せしが、幾くならずして繼之助は衣を拂て郷里長岡に歸りぬ。當時感懷の詩あり、曰く、

華旗窺邊癸丑年。誓期報國不顧身。爾來偷安涉十歲。晨夕温情侍老親。當時無事似養癰。後禍如座未燃薪。憂無外患范文子。國家之弊在因循。文武建國英主業。百事可成一精神。方今天下極衰弱。奮起誰能掃虜塵。紀綱不張財用乏。暴斂弱兵恥四隣。慷慨狂言雖無益。廊廟失理可悲辛。何人爲振回天力。與策治道安四民。

文久三歲癸亥夏六月五日

蒼龍窟

蒼龍窟は其號なり。松を愛し、庭園松樹と秋草とのみ。中に喬松あり、輪困天矯、翠蓋地を掩ふ、因て以て號と爲す。詩文の彫琢は、其屑しとせざる所なりと雖も、然も興到り、意旺すれば、或は詩を賦し、毫を揮ひ、以て自から樂みとせり。唯其作散佚して世に存する者甚だ尠し、是を惜む可しと爲す。

長州征伐

既にして天下の政局は幾變換し、元治元年八月幕府は遂に長州征伐の師を起すに至れり。報を得

吹毛求疵者

て、繼之助竊に歎じて曰く、恐らくば毛を吹き疵を求むることあらんと。繼之助が長州征伐に對する意見を窺ふに足るべき者あり、云く、

幕府の長州侯御征伐は、諸大名を制御する威權無き事を示天下儀に有之、吹毛求疵之恐有之事と懸慮に不耐候。長州侯領地御召上之御覺悟無之候而者、第二第三の長州侯可出は顯然之次第と存候。

尊王は妄言攘夷に愚論

攘夷尊王杯と浪人共言振し居候趣、迂愚之至に候。普天之下、率土之濱、非王臣者無し、尊王之儀をわきまへざる者一人も可無候。攘夷とは何たる儀に候哉、洋船渡來候とて、吾に綱紀立ち、兵強

無謀の振舞天下の亂階

く、國富み候は、不足恐事に候。用意も不致候而、攘夷々々と騒候は、臆病者之たわこと、心痛此事に候。吾に用意有之候得者、通商之道を開き、勢に乘じ、國富之實を擧げ候事も出來可申、無祿之浪人共の取沙汰ならば、糧の爲と一嘘に付し可申も、薩長之外船砲撃とは、何たる無謀の振舞か、嘆息之外無之、行々は天下之亂階と慨敷不堪深憂候。今日者不容易大事之時、上下一致、綱紀を張り、財用を充し、兵力を強し、一朝之變、御家名を不汚心掛第一義と奉存候。御家之事者、猶篤と拜鳳可申上、何卒御熟考御取捨可被成下候。謹言。

九月十四日



是れ義兄柳野嘉兵衛に寄せし者なり、單に九月十四日とありて、其歳次を知るに由なしと雖も、第一に長州征伐の事を記しあるに徴すれば、元治元年と推定し得べし。長州征伐の前途を憂ひ、幕威の陵遲は第二第三の長州侯を出だすべしと喝破し、尊王攘夷論者の迂愚を嘲り、外艦を砲撃せる薩長兩藩の無謀を深慨し、且つ開國進取主義を鼓吹して富國強兵を第一義とすと論斷せるが如き、時務を知る者に非ざるよりは言ひ能はざる所、其識見の時流を抜けるを見るべきなり。

山中事件

再び外様  
吟味とな  
る

逸材は久しく閑地に閑却さるべきに非ず、斯て此年(元治元年)繼之助は再び舉げられて外様吟味となり、積年葛藤せる山中事件を處斷することゝなれり。

元と刈羽郡山中、高尾、椽ヶ原、漆島、荻島、門出の六ヶ村は、幕領なりしも、蒲原郡の一部と替地せられて長岡藩の領有に歸せしものなるが、里正たる徳兵衛は、一村を風化すべき身にてありながら其内行の修まらずして、繼母との間不和に、一家毎に風波を絶たざるのみならず、里正の職を笠に、只管威權を恣にし、時に不法の行動あるより、其威信全く地に墜ち、村民の徳兵衛に對する讎敵の如く、延て紛擾を醸し、其極訴訟沙汰となるに至れるなり。繼之助の局に當るや、先づ情偽の存する所を詳にし、是非を審明し、曲直を裁斷し、且つ力めて兩者の感情を融和すべく心を用ひ、刑の執行を猶豫して深く其將來を戒めたりしに、何れも畏服し、難事件の噂高かりし積年の訴訟も容易く

郡奉行と  
なる

無事に落着しぬ。斯くて此年の秋更に拔擢せられて郡奉行となる、時に年三十八。

過長岡城城吊河井氏墓

貞松 武石 潜

千百虎狼四圍遮。蹶起拂袂欲閑邪。挺身心誓清君側。跳梁豈敢敵王家。  
叱咤千兵快一死。自甘螳臂亂車疑。不惜七萬餘提封。隻手支持襄陵水。  
烽火連天戰塵揚。關藩兵力頗幅強。奈何孤城忽落日。一敗吞恨劍推芒。  
敗餘固無奔竄志。擘風乘時再展翅。含枚夜度大澤中。重來提劍捲土至。  
身中砲丸斑血痕。全軍傳報頻驚魂。皆曰百事自此去。形勢急轉手一翻。  
桀狗吠堯君莫笑。經綸于今見才都。恩讐何曾涇渭分。香火人爭束芻芻。  
是非冥々古猶今。誰解傑人死後心。蓋棺論定心事白。日月在上徧照臨。  
星霜三十何歎忽。城墟碧苔封古碣。狐鼠成群白日奔。夜々蒼龍泣石窟。

懷河井蒼龍窟

天廳 柏田盛文

北陲奇傑髮衝冠。縉絡縱橫夢尙寒。慷慨欲回亡國淚。從容建策是忠肝。  
蒼龍一夜呼雲起。芳跡千年載月殘。鯁鯁後休論願遂。當時意氣重於巒。



### 第五章 藩政の改革

巷説紛々

萬目環視の間に立てり

差掛りたる一事件

繼之助の郡奉行となるや、巷説紛々たり。或は斯る青二才何事をか爲さむ、藩廳の擢用せるは奇怪なりと謗るあり、或は彼は大膽の男なれば、碌でもないことを爲出かさずばよいがと懸念するもあり、果ては領民まで、『今度河井さんが愈々郡奉行にならつしやつたさうだ』と噂し、何れも暗に鬼胎を抱き、互に戒告するに至りたりといへば、繼之助は萬目環視の間に其職に就けりと謂ふべし。蓋繼之助の郡奉行となりしは、兩度の吟味役に於て其技倆を現せると、藩主忠恭の信任厚かりしに依れる者なりとはいひ、又他に差掛りたる一事件の起れるありて井が手腕に俟つ所ありしに由れるなり。是より先、卷、曾根(四浦原郡)郷中の領民と、御勝手元たる今井某との間に倉米の事に就きて行違を生じたる結果、訴訟沙汰に及びたることありしが、今井の非、理なること明白なりしも、當時の老臣等は、御勝手元たる今井の金權に對し、嚴正なる裁斷を下し兼ね、調停的に兩者の間に立ちて百方領民を慰諭し、今後今井にして再び今日の如き不都合の所業あらんには、廩米は残らず郷中に頒與すべしとの書付を交付し、僅に其局を結びたりしに、其後、今井に違約の廉ありしより、郷民は何條黙止すべき、今度は藩廳を相手取り、約の如くに是非共廩米を郷中に下付あり度しと訴出で

其處置に窮す

卷町に出張

たり。然るに代官萩原貞左衛門も亦曩に保證の地位に立ちし故を以て、事藩廳の威信に關すと爲し、書付通りに斷然たる御處置の程然るべしと逼りしかば、自から招ける禍なりとはいひ、藩廳も殆んど其處置に窮し、斯くは繼之助を起して其局に當らしめたるなり。

無事落着

累進

繼之助は胸中成竹なくして命を拜するものに非ず。就職後二三日にして卷町に出張し、直に郷中の庄屋を代官所に召集せしが、席上、一藩の政治を預る者にして斯る書付を下付するとは有るまじき所爲なれど、既に斯く一同に約束せる以上は、藩廳の面目として是非共之を履行すべし。去りながら、上の過失に乗じ、一心同體たるべき身をも顧みず、強て非理を遂げんとするは、是亦領民たる者の本分とは言ひ難かるべしとして、一々理義を正し、懇々諭す所ありしに、何れも深く感悟し、快く其願意を取消しければ、更に今井の不心得を叱責して深く其將來を誡め、且つ相當の米穀を藩廳に献納せしめ、更に藩廳の名義を以て之を領民に下賜せしに、藩廳は毫も其面目を傷けずして郷民亦悦服し、無事の落着を見るを得たり。

抑も繼之助の郡奉行となりしは、元治元年の初にして、慶應二年十一月十九日郡奉行兼番頭格町奉行に、同三年三月八日町奉行兼評定役寄合組合に、同年四月晦日更に奉行役加判列座に進み、次で家老より家老上席となれり。其の間僅々四ヶ年に過ぎずと雖も、縦横の材幹を奮ひ、藩政に就きて



幕僚と交友

改革する所頗る多く、事功の見るべき者甚だ多し。今項を設け序を追うて、其一斑を記述すべし。然れども之を記すに先ち、繼之助と幕僚其他交友の關係に就きて記す所あるべし。村松忠治右衛門は本性三間氏は本性三間氏父を利兵衛といひ、世祿百三十石なりしが、繼之助より長ずること九歳、後出で、村松家を繼ぐ。嘉永五年繼之助との關係を知り得べきにより、其一節を左に抄録す。



村松忠治右衛門

以來郡奉行、御勘定頭等に歷仕す、吏務に長じ、最も藩の財務に通曉す。村松、老後往時を追懷し、『思出草』と題し、自身の經歷を記して其子女に示せる者あり、

村松忠治右衛門

思出草

文久二壬戌年九月八日郡奉行被仰付候。右は河井氏我等退役致し候ては、國家の財計難立行を患ひ、再勤爲致度存意の處、秋季に至り、榎尾組村々より納炭減少相願、當年米直段の割合にては、米一俵代に堅炭七俵餘可相納當りの處、二俵の外は難相納

須佐泰助

旨嘆願に及び、御代官郡奉行にて、精々及理解候得共承服不致、此上強て申聞候は、一揆徒黨を催し、強訴に可及體に相聞え、又御家中にては、土民暴動を以て、上を要し舊法に背き、隨意不當の儀申募候を其儘被成置候ては、彌々上に増長し、終には治り兼候場合に立至り可申と申候。何は兎もあれ、一俵代に僅二俵と申候ては、情實難相濟旨番頭より情理を盡し申立、政府に屹ても深く心痛當惑被致候折柄、河井氏より、竊に、畢竟郡方の理解不行届故の儀、若忠治右衛門御採用相成候は、一俵代に屹度四俵位は相納可申旨被申立、右の通被仰付候旨、後にて承る。依て早速榎尾御藏へ出張いたし、納炭村の庄屋一同呼出し、及理解候處、一俵代に堅炭五俵可御納旨承服いたし候に付、其段同役へ申通し、政府へ申上、夫々へ御達し相成候得ば、御家中以下婦女に至る迄大悦致し候由、此儀に付ては、一具村割元須佐泰助大に骨折、難事容易く相濟む。

同年十二月廿日御勘定頭被仰付候。當役の儀、長勤致居る考は無之、辭職いたし候處、又候再役被申付候は不都合の儀、其儘可相勤筋にも無之候へ共、無言にて引籠候も甚敷様存候に付、勘右衛門(山本)殿へ猶又當役被仰付候次第相伺候處、右は繼之助より内々にて、御勝手向の儀は忠治右衛門へ御任せ無之候ては、元方も御免相願、又候御窮迫に陥り候は顯然の旨實理を盡し申聞候に付、當人述て退役相願候上は、假令申付候ても猶又役免相願候は顯然の儀に付致し方無之旨申聞候處、繼之助大笑して、忠治右衛門儀、我が私を以て勤仕いたし候者と被思召候哉、當人は上の御爲第一に精勵いたし、箇様々々に御爲筋の儀申立候ても御採用無之候へば、御爲筋相成べき様無之、惜、そ退役相願候事と存候。畢竟當人の勤めざるには無之、政府にて勤めさせざるなりと直言し、實に感心いたし候に付、一同評議の上、再役被仰付たる儀に候へば、以來は何事も無腹藏相談いたし吳候様にと依頼被致、河井氏も一藩の會計不相立は氣の毒の事に付、御苦勞ながら、子供の守りすると思ひ可相勤様被申、又同役竹垣徳七は、不日眼病に託し引籠り退役相願はければ、如何共詮方なく、遂に決心して長勤せり。

之に依れば、繼之助が村松の吏務に練熟して用ふべきを思ひ、幾度か顔を犯して推薦せるを知るべし。然も斯く推舉せるは、未だ藩事に志を得ざりし時なり。既に其志を得るに及びては、更に之を







出でがないやらと不思議がつた位であつた。

元來父は江戸に遊學の後、蘭學の爲め大阪の緒方の塾に往き、數年の後又長崎に遊び、親しく蘭人に從て諸般の研究を爲し、夫れより九州中國の諸藩を歴訪して、種々の人物にも交つて歸つた者であるが、當時緒方の塾には諸藩の志士が出入し、長州の村田夏安（後の兵部大輔）大村益次郎（薩州の松本弘庵（後の外務卿寺島宗則）等の諸氏も父と同時に有つたらしく、故左野常民伯なども同時代で有つたと云はれた。

小山良運



父は右の經歷より各藩の形勢や志士の人物評などに付ても、河井さんと最も能く話が合たらしく、又父の長崎より携へ歸つ耶の二氏も父とは別無で、屢々來られたが、河井さんとは説の違ふ所が有つたらしい。私の父は銳橋様（從三位牧野忠毅）を奉じて佛國へ出奔の計畫破れてより、隱遁と決心したらしく、仙臺から歸ると彌彦山麓の石瀨村に隠れ間もなく病死した。藩廳より植田十兵衛氏が態々石瀨迄來られたことも有つたが、何事も斷て相談に應じなかつた様でした云々。

和蘭原書

以下項を追うて藩政改革の次第を序述すべし。

水腐地の處分

水腐地の處分 繼之助は兼て一藩財政の紊亂せるを憂ひ、是が整理に苦心せしが、勘定奉行村松忠治右衛門等と謀り、就職の劈頭に於て水腐地處分の議を藩廳に提言せり。是より先、藩制として、一朝太甚しき水災に罹れる地域は、水腐地と稱し、五ヶ年間の納税を免除する定めなりしに、因習の久しき、罹災地として一度此の特典に浴せる者は、満期の後と雖も、地元民と之が檢分の任に當る代官元締等との結托に依りて、多くは更に無税の年限を繼續し、爲に是等の地は、殆んど一種の無税地たる觀を呈し、其欠損額亦尠からざるより、繼之助は之が整理を爲すべく斯くは水腐地の調査檢分を求めたるなり。藩廳も財政窮乏の折とて、早速其意見を嘉納せしかば、先づ私曲の噂ある代官元締等數名を罷免し、次て藩吏を簡派して嚴重の調査檢分を遂げ、以て非違を正し、之が納税を斷行せしに、年額約六千俵の增收を得たりといふ。

遠藤横戸

同年（元治元年）十二月繼之助西蒲原郡卷町に出張し、暫の間、代官萩原貞左衛門の役宅に滞留せしが、是れ同郡の遠藤、横戸といへる兩村は、有名の水腐地にして、常に満足の秋穫を見る能はざるより、從て人氣悪く、村民等が動もすれば不穩の行動に出づるを以てなり。繼之助滞留の間、審に實



情を探索し、其窮狀の不問に付す可らざるを見て、取り敢へず之が救済の方法を立て、且つ懇ろに村民等を慰諭し、自棄に陥らざるやう排水其他農事上に關する獎勵に意を盡したりしが、其去るに際し、私に左の書を留めて萩原を誡めたり。

萩原貞左  
衛門を誡む

中夜目を覺し、明日は御別れと相成ると思ひし處、更に老兄を御案じ申上、少も治道に益あることのあらざるかと、斯民を治るの意を左に記す。

民を安するは、恩威にあり。無恩の威と、無威の恩は、二つながら無益。其本は公と明とにあり。公けなれば人不怨、明かなれば人不欺。此心を以て善と惡とを見分け、賞と罰とを行ふときは、何事か無不成。有才人、徳なければ人不服、有徳者も才なければ事不立。老兄は立事の才餘りありて、人を服するの徳は御不得手之様被存候間、誠を人の腹中に置くの御工夫、御油斷無之様偏に所庶幾なり。過言失敬は不私事と御海容可被下候。

誠を人の  
腹中に置  
くの御工  
夫

晩冬 中一日

牧民官座  
右の銘

言々悉く肺腑より流出し、一辭として浮汎の氣なし。加ふるに至理適確、今日職に牧民に在るもの亦應に座右の銘と爲すべく、以て修養の深きを察すべし。

元來長岡領たる西蒲原郡には、鎧潟、田潟、大潟等幾多の沼澤あることとて、水腐地多く、殊に三潟

英主忠精

全國無比  
の大工事

附近は、湛水の爲に常に水災の厄を絶たざりしかば、牧野家近代の英主備前守忠精の老中たりし時代、即ち文化の末年に、三潟附近の湛水を五十嵐濱に放流せしむる目的にて關係の長岡領三十七ヶ村、村上領十五ヶ村の村民は、新川開鑿及び西川底樋伏入の大計畫を立て、各藩廳の嘉納を得、文政元年に土工を起し、遂に全國無比の大工事を成就したりしが、本工事の大成に就ては、忠精に負ふ所頗る大なりき。古老の談に云く、『忠精公は、蒲原郡内三潟附近が地窪のため年々湛水して、收穫としては皆無の有様なるを遺憾に思召し、文政年間に悪水抜を設けて排水せられた爲め、新田三千餘石新田村十七ヶ村が起きた。處で此邊には幕領が交つて居つて、夫を支配して居るのが出雲崎代官であつたが、此事を如何にも奇怪に思ひ、何とか故障を申立て、邪魔を喰はせんと睨んで居つたけれども、何分公が御老中であるので、其威勢に恐れて手出しが出来なかつた。兎角する中、公には御退職になつたので、兼ての希望は此時だと代官より早速公儀へ故障を申立てた、夫が爲めに一時は中々面倒になつたが、其後公が重ねて御老中を御勤めになつたので、又々出雲崎代官は何とも音が出ず、さしも六ヶ敷議論も忽ち止んで、跡は何事もなかつた』と。明治二十一年有志相謀り、治水偉績碑を建つ、文に曰く、

治水偉績  
碑

治水偉績碑



蒲原一郡。東南負山。西北原野。信濃巨流。貫流入海。有二支流。曰西川。自地藏堂。曰中川。自八王子。二流相距三四里。中間村落。南至笈島。北至小新村。二百餘村。地勢卑濕。有鰯田。大瀉三沼。地低川低。四流皆集。沮洳淤塞。每雪漸雨霖。潦溢潭蓄。無所發泄。田實腐壞。豐年菜色。民仰此地。嗟乎亦難矣。天明中。邑人坂井庄左衛門。與島山園右衛門。玉木恒右衛門等。鑿金藏坂。通溝注海。上請幕府。各村異所轄。爭發異論阻之。寬政之初。白川侯當國有賢聲。書狀強請。衆意在必成。群集金藏坂。鑿山顛。幕議或曰。此溝一開。則信濃川水道一變。却之。後屢請不允。文化年間。中川堤壞。各村漂沒。人民流亡。戶口漸減。此間屬長岡藩者。三十有七村。屬村上藩者。十有五村。伊藤五郎左衛門。中野清左衛門。中野吉郎右衛門。神田與總兵衛。和田喜總治。古俣與兵衛。伊藤五右衛門。土屋仁兵衛。椎谷多右衛門。小西半左衛門。岡式右衛門。南波長右衛門。吉田爲右衛門。福田今右衛門。若杉九郎左衛門。伊藤又次右衛門。與神保宇宙。長沼宇佐衛門。萩野傳左衛門。山際七兵衛。坂井庄左衛門。各陳請其藩曰。測地勢高低。設開門。則不害信濃川水勢。二藩固患水害。嘉納其言。協議狀請幕府。始得允。文化十五年二月興工。男女汴躍。爭操土畚。先鑿金藏坂。開溝幅十間。長一里四町。連源三瀉。達海。西川北流。當中間。川底設暗閘二門。以通溝流。其法構材。造方竇。縱三尺橫一丈八尺。長廿五丈。文政三年竣工。於是溝水奔流注海。每歲潦溢。不復患水害。初興工事。各村意見不一。故五十二村。屬二藩者。專擅工事。及工成。上流村落。坐免水患。公私收穫。歲加幾倍。皆稱神功。而諸姓謀此事。百方周旋。蕩盡家產。無少難色。二藩賜諸姓田地米菴。賞其功。文政九年興工。廣溝爲十五間。多暗閘爲三門。溝渠四通。沮洳淤塞。墾爲田畝。新多村落十有七。而川西赤塚鄉亦免水害。文政十年幕府收三瀉及十七村。爲直轄。命南須原平吾。坂井平之助。中村杜平。笛木藤左衛門。藤田島之助。樋口爲八。開墾三瀉。爲水田。天保四年興工。廣溝幅爲廿五間。多暗閘爲五門。凌三瀉中流。凡二里。早通川是也。五年竣工。凡興役三次。初次役丁百九拾九萬五千五百人。二次百萬五千五百人。經費出於二藩及邑人。三次二百萬三千人。經費以新墾田收穫。年次償却。於是饑苦卑濕者。皆安其堵。土性一變。歲占豐饒。男耕女桑。偷衣甘食。不復知昔日潦溢爲何物。而二藩命坂井庄左衛門。伊藤五兵衛。大屋治左衛門。古俣與兵衛。掌開門工事。文久慶應年間。累歲淫雨。堤壞不治。氾濫四溢。皆湊開門。水勢衝突。溝渠填壓。水道閉塞。歷年建築。蕩

然破壞。萬衆束手。凍餒交逼。二藩命五十二村里正。戮力驚尾理夷。萩野傳左衛門。山際郡司等。督工修繕。三姓開墾三瀉者。慶應二年興工。暗閘長二十五丈。殺爲二十一丈六尺。縱三尺改爲六尺。更設門扉。防海潮逆入。建築仍舊。堅牢倍前。期年竣工。及明治維新。布統一之制。經費屬藩者。課之九十一村民戶。告郡。定規則。舉二員若三員。掌工事。聖駕之北巡。駐蹕溝上。觀覽工築之跡。縣上奏興工顛末。二藩及諸姓效力工事者。狀聞名姓。兩宮郡長與諸姓相語曰。此工一成。水害永除。上流村落。穰種萬頃。歲占豐饒。沐浴聖代之渥澤者。皆二藩不吝宏費。諸姓效力工事。百折不撓。期安逸於年月之後之所致。宜建碑勒顛末。垂之不朽。請余撰文。且曰文曲盡其實。寧煩莫失簡。余辭之不得。及往觀其地。據狀檢實。揭其梗概。使後人有所徵焉。

明治二十一年戊子七月穀旦建石

仙臺岡千仞撰

文中忠精に關することの見えざるは、調査の粗漏なりし爲めなるべく、又『慶應二年に暗閘を改造し、更に門扉を設けて海潮の逆入を防ぎしに、建築舊に仍りて堅牢前に倍す』とあるも、其何人の畫策に成りしやを掲記せず、是亦實情を盡さざるに似たり。然るに前後の事情と、殘存の斷簡とに依りて察するに、本改造工事の成る、繼之助の力、與つて多きに居るが如し。繼之助の萩原貞左衛門に宛てし書翰あり、曰く、

兩度の華翰拜誦、漆山、三瀉底樋御見分畫圖迄御遣、乍毎度御勉勵之程感歎仕候。曾根村復七之事感心之事に御座候。餘り不過様いたし、長續候事第一に御座候。升形村の儀拜讀、黯然長大息之事に御座候。可憐可歎。偕三瀉一條、若林より申上候通、新瀉より來狀、追々懸合可致、何れにい



たしても増築は不遠取掛り候様に今日は原田大河津より直當地へ呼寄、委曲談判、追て可申上、  
草畧の御返書、多罪、御海容可被下候。何事も他日拜鳳萬縷。匆々不備。

二月朔日

繼之助

本書が上記の改築と關係を有するは、文意に依りて察し得べく、同時に繼之助と改築との關係をも  
畧ぼ推知し得べし。又慶應元年に、長岡藩は村上藩と合議の上、中の口川の改修を幕府に請願し、  
國役普請の允許を得、翌二年四月に之を大成せしが、當時該工事を管宰せる者、村上藩にては夏目  
吉兵衛、長岡藩にては繼之助なりき。鷲尾政直氏の『信濃川分水事業沿革志』に當時の事情を記せ  
るあり、云く、

中の口川は西蒲原郡八王寺村地先に於て信濃川の支流となり、北流八里、再び信濃川に合流す。上流の河幅は八十間に及ぶも、  
下流河幅の狭きは三十間に過ぎざるを以て、洪水毎に堤防の損害甚しく、文久二戊年より慶應元年迄の四ヶ年間に、左岸西  
蒲原郡に二回の大破堤あり、就中其被害の最も甚しきは、村上、長岡二藩の領地なりしかば、二藩主は領民の出願を待たず、合  
議の上、中の口川支流國役普請を幕府に進達せり。當時村上藩主は御老中の重職に在りしを以て、直ちに幕府の容るゝ所とな  
り、御勘定菊名仙太郎外御普請役數名は、慶應元年九月二十六日に南蒲原郡三條町へ出張し、工事計畫に取掛るゝこととなれ  
り。而して其計畫は、中の口川支流口の八十間を下流と同じく三十間に狭め、上流下流共平均の水量を送らんとするに在り。  
然るに越後諸藩領の内、新發田、桑名の兩藩よりして強硬なる故障起りしが、其理由は、中の口川の支流口を狭むるときは、該  
川に制せらるべき水量は、信濃川に増加すべく、所謂鄰を壓にするの類なるに依り、寧ろ古來より希望する所の信濃川分水事

中の口川  
改修國役  
普請

業を起すの萬全なるに如かずと云ふに在り。然れども中の口川支流口國役普請は、長岡、村上の二藩が既に幕府の命を得たる  
もの、殊に村上、長岡の二藩は、四ヶ年の間に中の口川が四回の破堤を爲せるによりて受けたる焦眉の急を防ぐには、信濃川分  
水の如き、今より幾歲月を経て巨萬の經費を要するに非ざれば成否も期し難き未決の大事業には與すべからずと主張せり。

斯く中の口川支流口國役普請は、兩派衝突の爲に遷延し、菊名の一行は三條町に越年せしが、翌慶應二寅年二月に至り、漸く  
起工の運びとなれり。然るに新發田、桑名二藩領民の反對に由りて、或は暴舉に出でんやも知れずとて巷説紛々たりしより、  
菊名は急ぎて之に對する處分法を幕府に稟請せしに、幕府は工場警備の爲に村上、長岡二藩に出兵を命じたり。依て二藩より  
は番頭、物頭、士分、足輕百五十名を工場に屯營せしめて非常を戒めたり。而して工事は追々進みて中の口川支流口の八十間  
を三十間に狭め、兩岸よりは抗出し、又は蛇籠を以て固め、土出し二十八間、瀨割堤三百六十間を築き、其工費總計金七千六百  
四十二兩一分に及べるが、該金の中三十七兩三分は私領出金、二千兩は村上、長岡二藩より出金、残り五千六百四兩二分は幕府  
より下け金し、慶應二寅年四月に至りて竣工せり。工費は斯く七千六百餘兩なるも、内部諸入費を合算する時は、殆んど二萬  
兩に及べりと云ふ。本工事の管宰者は、長岡藩にては郡奉行河井繼之助、村上藩にては奉行夏目吉兵衛なりき。

所謂分水派は、中の口川改修の結果、水勢は益々急激となり、河底は愈々深度を増し、豫想外の變狀  
を呈したりとて該工事を非議すと雖も、工事の成功に依りて沿岸村落の受けたる利益は、事實上争  
ひ難き所にして、其効果の今に歷存しあるに見るも之を知るべし。又分水派は長岡藩が村上、高崎  
の兩藩と共に分水事業に反對せりとして非難を加ふるあるも、是亦謬れり。當時長岡藩を代表せる  
繼之助の主張は、河海の落差甚しきに依り、輕々に分水工事を起さんには、信濃川は擧げて分水路

分水事業  
に對する  
主張



に傾き、本川は終に用水通船の便を失ふに至るべしといふに在り。思ふに當時は、土木上の技術未だ幼稚にして、到底今日の如き堅牢なる制水工事を起すことを得ざるべきを以て、若し制水工事にして不完全ならんには、三藩の憂悞せるが如くに支流却て本流となるの結果を來すべく、之を杞人の憂となすは、餘りに樂觀に過ぎたる者と謂ふべし。

蓋長岡藩と水腐地とは、往昔よりして離るべからざる關係を有するもの、藩政の更新に銳意なりし繼之助の是が處理に苦心せるは、當然のこととすべし。唯だ右に關する文書の散逸して據るべき資料を缺き、從て其苦心の跡を尋ぬるに由なきは、洵に遺憾の事なりとす。

山中騷動の鎮撫 曩に繼之助は、外様吟味として山中事件を無事に落着せしめたりと雖も、多年衝突せる感情は容易に解け難く、又もや村民等は庄屋と一大衝突を起し、一同同盟團結して毎年連印の上藩廳に納むべき宗印を爲さるに決し、若し違背する者あれば、嚴重なる制裁を加ふべしと誓約せり。然るに村民中三名の背約者を出し、より、忽ち一村の問題となり、背約せる三名は、窮迫の餘、居るに處なく、僅に山中に逃れて縊死を計りたるも、偶ま發見するものありて手厚く介抱せしに、漸く二人だけ蘇生し、有りし次第を語りしかば、大に驚き、其儘に捨て置き難しと爲し、具に其事情を訴出でたり。依て數名の盜賊方は、時を移さず出張して其内情を偵察し、直に主謀者四名を

山中騷動

形勢頗る  
無穩

捕縛し、之を城下に引行かむとせしに、斯くと聞きて村民等は一時に起り、形勢頗る不穩なるより、盜賊方も到底無事に落着せざるべきを察し、其場より一人を急行せしめ、此旨注進に及びければ、早速藩廳にては足輕小頭田部武八に足輕二十餘人を附して急行せしめたり。

田部急行現場に至れば、盜賊方は何れも抜刀にて四名の主謀者を護衛し、又多數の村民等は、思ひ々々の出で立ちにて之を追ッ取り巻き、容易ならざる形勢なるより、田部も事の意外なるに驚き、私に思へらく、是れ尋常の手段を以てしては到底無事に其局を結び難しと。是に於てか深く決する所あり、先づ盜賊方を諭し、四名の縛を解きて之を放たしめ、然る後、挺身大呼、群民に告げて云く、唯今四名の者を放ち遣りしは田部武八一己の所存なり、吾れ既に上の御咎を一身に引受けたる上は、汝等も亦吾が言を聞き別け、速に此處を退散し、追て何分の沙汰を待つべく、決して惡しき様には取計はざるべしと懇々諭す所ありしに、村民等も田部が決死の一言に何れも承服し、遂に事なく解散したり。斯くて田部は、歸城の上、逐一事の顛末を報告し、且つ斯く越權の取計を致せし儀なれば、如何様にも御處分ありたしと申出でしに、列座の中、繼之助先づ口を開き、今其方の申す通り、萬一群民等にして城下に押寄するが如き事のあらんには御家の一大事なり、然るに其方が死

田部死を  
決す

を賭して臨機の取計ひを爲ししは、信に以て其道を得たるもの、感ずるに餘りあり、斯くありてこ



を使命を全うしたる者といふべけれど感賞措かざりしかば、他に一言を加ふる者なく、爲に嚴罰を覺悟せる田部は、意外の面目を施して退廳せり。

又もや急報

數日ならずして又もや急報あり、村民等は、田部の説諭に依りて一旦は無事に解散したる者の、其後何等の御沙汰なきより再び騒ぎ出したりと。報に接し、繼之助は直に田部を召見し、具に旨を含ませ、且つ『唯今河井繼之助は公用繁多にて手離し難きに依り、四五日内には出張して公明の裁判を下すべし、一同何れも謹慎して何分の御沙汰を待つべし』との意を簡易に認めたる書付を附し、村民一同を集めて右を讀み聞かすべしと命せり。依て田部は急行再び山中村に赴きしに、村民等は、庄屋方に宿泊せられては依怙の沙汰あらんかと懸念し、村中の一寺院を宿所に定め置けりとして案内せしに、田部も其言ふが儘に従ひ、此處に村民を召集し、命の如くに繼之助よりの書付を讀み聞かせ、斯る次第なれば、一同立ち騒ぐとなく其出張を待つべしと懇諭せり。然るに繼之助は僅に槍持一人を従へ、其翌夕、卒然山中村に赴きしが、是れ一と先づ一同を鎮靜せしめ、更に其不意に出で、村民等の意氣を挫かんとする胸算なりとは知られたり。時既に夕暮のことと絶えて知る者なかりしかば、直に庄屋方に入りしに、暫して村民は、繼之助の來村と聞き、何れも其不意に驚き、こは如何なる次第なるかと驟に騒ぎ出して庄屋方に押寄せ、異口同音に、當家に宿泊せられてはとて切

不意の來村

おみしやん達は慮外千萬

に其轉宿を請ひしに、繼之助大に怒り、『おみしやん達は慮外千萬のことをいひやる、庄屋は斯る折にとて、平素廣大の家屋敷をも許し置く者なるに、其れをも辨へずして彼はいふとは以ての外のこととなり、此繼之助は、假令一と、二寢を爲すとも、道ならぬことに道理を曲げるやうな男にはあらず、それとも未だ疑が晴れぬとならば野宿でもしやうか、一體おみしやん達は慮外千萬だや、明日は一同を呼出して何分の裁斷を下すべければ、グヅ／＼せず早く歸りやい』と叱責しけるに、一同氣を奪はれ、更に返す言葉もなく、唯々として其まゝ引下れり。聽て繼之助は、來村の趣を各村内に觸出すと共に當家は公用に充てたりとて家族一同に立退きを命じ、各室の戸障子を取外さしめ、數多の燈火を點じ、田部を始め多くの足輕等と其中央に輪座を作り、無遠慮なる戯談嬉笑に餘念なかりしかば、或は私庇あらんかと疑ひ、竊に其模様を窺ひたりし村民等は、右の爲體に何れも唯々呆然たるのみ。

戯談嬉笑

荒膽を抜

偕て翌朝に至り、村民一同は、定め時刻に庄屋方に參集せしに、繼之助突如座に着き、冷に四方を見廻し、儼乎として、藤八其方は不屈者なり、仁七、九兵衛今少しく前へ進め、常右衛門其方の顔付きは甚だ殘忍に見ゆるぞと、未だ顔を識られしとなしと思ひ居りし四名を一々睨付けたれば、さしもの首謀者も荒膽を抜かれし面持にて、戰慄措く所を知らず。依て繼之助は更に一同に向ひ、『庄



屋は一村の親として上より定め置かれたる者なるに、其命令に服従せざるのみか、之に敵對するとは不量見千萬なり。殊に竹槍蓆旗の擧に及ばんとするは、上を憚らざる次第にして、重科の程許し難き義なれど、今回の事は、庄屋にも重々不都合の廉あれば、特別の寛典を以て今度限り汝等の罪を許容すべし、去りながら庄屋の處分に就ては一言も喙を挾むを許さず。此寛大の處分を難有心得、前非を悔悟して今迄の事は一切水に流し、深く將來を慎むあらば、余も満足此上なし、汝等も篤と此義理を考ふべし。一朝の怒りに重科を犯したりとせば如何、結局罪なき最愛の妻子に迄難儀をかゝること、なるべく、其場合には、余が如何に不憫と思ふも致し方なし、見渡す所、何れも分別盛りの者のみのやうなり、此義如何にや。然し余が申し條に不服の廉あらは遠慮なく申立てよ」と、時に之を叱し、時に之を責め、或は威すが如く、或は慰むるが如く、意を盡して諭す所ありしに、何れも其理に服し、衷心よりして其罪を謝しければ、繼之助も大に喜び、更に庄屋徳兵衛を呼び出し、一々其不心得の廉を擧げ、且つ云く、村民の舉動甚だ穩かならざれども、是といふも其方の職務不行届に由ることなれば、本日限り隠居を申付く、尤も跡目の所は其方忤に申付くべきに依り、難有寛典と心得、以往萬端慎みて奉公の義を心掛くべしとて尙ほ語を繼ぎ、一同是にて不服無くば、異存なき心證として此書付に記名調印すべしとて、兼て認め置ける口上書を懐中より取出して讀み聞

異存なき  
心證

和協親睦  
を第一義  
とす

包のまゝ、  
の賄賂

かせたるが、是れ善後の所置に關する箇條、庄屋並に村民等の平素恪守すべき事柄を平易に記したる者なり。一同唯々承服し、茲に悉く調印を了しぬ。是に於て繼之助は言葉を改め、『今迄の所は、自分も役義に依りて申聞ける次第なれど、斯く事の速に落着せる上は、心祝の印までに、是より汝等と一酌せん、當村は近頃まで公領たりしとて、種々事情を異にせる廉も尠からざるべく思はるれば、打ち寛ぎて談り合ふべし』とて、即座に酒肴を運ばせしが、酒酣にして繼之助は、記念の爲にとて數多の扇面に和協親睦を第一義とする旨を書して與へ、且つ『けふは己が振舞つてやるので庄屋や貴様達には迷惑をかけぬぞ』とて一同の面前に數多の包金を取り出し、偕て言ふやう、『貴様達も此包金は覺えて居らん、いつぞや禮金なりとて持ち來れる者なり、元來公役を勤むる身分にて、斯る贈物を受くべき謂はれなければ、多年の慣習なりといへば暫く預り置けり、今日汝等に振舞ひしは即ち之を返しとなり、以後は必ず斯る不心得のことあるべからず』とて包のまゝを示ししに、一同愈々膽を奪はれ、唯々畏縮する而已。封建末路の弊習とて、當時は賄賂公行し、且つ吏人の出張して宴會を開く場合には、其名義の如何を問はず、一に村方に於て开が費用を負擔する習なりしに、思ひがけなき繼之助が今の振舞に、流石の村民等も喫驚畏縮せるは無理ならぬこと、謂ふべし。當日繼之助が、席上に於て、口上書の外に一同に讀み聞かせたる者なりとて傳へらるゝ文字あり、



欲の一字

左の如し、

欲の一字より迷のさ  
まなく心を  
くらます種  
となり、終  
りは身を失  
ひ、家をも  
失ふにいた  
るべし。心  
を直に悟る  
なら、現在  
未來の仕合  
あり、子々

萩原貞左衛門の筆寫

孫々にも榮ゆべし。ほめそやさるゝは仇なり、悪みこなさるゝは師匠なり。只々一心正真に眞實つくすが身の守、此言夢々忘るべからず。慶應元霜月望  
秋 義  
又旅宿の壁間に題せりと傳ふる國風あり、

國風一首

竹槍席旗は當時の一大禁物

春雨のわきてそれとは降らねども受くる草木の花は色々

抑此度のことたる、一小事に過ぎざるが如しと雖も、竹槍席旗は當時の一大禁物にして、席旗の一度城下に翻るあらむか、到底幕府の嚴罰を免れざるべし。去れば各藩の當路者が、何れも一揆徒黨なる一語に戰慄したりしは故なきに非ず。是の時に方り、繼之助が兩度まで其局に當れるは、其人を得たる者、而して繼之助に取りても亦其手腕を試むべき屈強の機會なりき。繼之助の事を處するや、機に臨み變に應じ、明察果決、殆んど快刀亂麻を斷つの概あり。殊に事多くは人の意表に出で、人をして端倪するを得ざらしむ。今尙ほ小國地方の故老が、當時の事を語りて繼之助を鬼神視するも決して偶然にあらざるなり。

屈強の機會

賄賂の弊を杜絶す

賄賂の弊を杜絶す 幕末に於ける賄賂の弊習は、所謂病膏肓に入るもの、殊に郡奉行代官等に於て最も甚しと爲す。俗に『三年が程も郡奉行を勤むれば植木に小判の花が咲く』と言ひ傳へし程なれば、部下の庄屋等に對し、前門嚴敷控ふるもの、後門よりしては苞苴公々然と運ばれ、且つ付届と稱し、季節に依りて下々よりそれ／＼贈物を爲す習なりしが、之も役徳なりとて我も人も敢て怪む者なかりき。當時流行の俚歌あり、『御代官には及びもないがせめてなりたや殿様に』と、斯る有様なれば、繼之助は先づ代官等よりして矯正するを得策なりと爲し、一日代官一同を奉行所に召集せ

せめてなりたや殿様に



り。聽て一同の奉行所に出頭するや、繼之助は町重に之を一室に召見し、靜に語り出すやう、『各々方は役目とはいひながら、日夜領民の爲めに心思を勞せらるゝ段、繼之助の深く感謝する所なり、自分は今度郡奉行を拜命せるものゝ、初めての役柄として、行届かざる廉多かるべければ、今後の事に就ては何呉れとなく助言を與へられたく、自分も亦氣付の點は遠慮なく打ち明すべし。就ては兼々聞き及べることあり、各々方は、様々の名義にて下々よりの贈物を受納せらるゝ由、種々に取沙汰する者あれども、自分には各々方の私慾に出でたる所爲とは思はれざるなり、要するに上よりの御手當不足にて、勤向き難澁の爲め、心ならずも斯る事に及べる者ならんか、誠に氣の毒千萬の次第なり。不肖ながら、繼之助も此職を奉ずる以上、各々方と同心一體ともいふべき身の上なれば、斯く打明けて言ふなり、元來如何程の取上げあらば御役向に差支なきや、今日の處は遠慮なく申出でられよ、何分の盡力に及ぶべし』との意外なる質問に、一同互に顔見合はせ一言もなく平伏せしが、暫くして恐る々々、今迄通りの恩賜にて毫頭差支なき旨を答へたり。依て繼之助は、言葉を改め、『去らば各々方も以來は付届など、稱する曖昧の贈物は一切受納せざる方然るべし』とて懇々諭す所ありしに、何れも肺肝を剥らるゝの思ひを爲し、是より其明察を恐れ、賄賂の弊風大に改まれり。安子の追懷談に云く、『兄が郡奉行になりますと、代官、割元、庄屋などを役宅へ集めて、豪奢を

如何程の  
取上あれ  
ば御役向  
に差支な  
きや

安子の追  
懷談

賄賂は大  
嫌

郷中の物  
役

相對の救  
助法を設  
く

堅く慎むやうにと達して、自分でも身を嚴重に構へて居りましたが、其時妾が生家へ參りますと、恰當十疊と八疊の間へ呼出して居つた所で、蔭から聞いて居りますと、随分恐いことを申して居りました。一體兄は、賄賂と申すことは大嫌で、开んなものを持って來る者があると、取次がせもせずには手返したもので、其爲め面白いこともありません。或時生家の仲間の宅から、親爺の米壽の餅を持つて來た所が、廊下番が、平常嚴ましくいはれて居るものだから、有無もいはず突返して仕舞つたのを、暮方兄が歸つて來て之を聞いて、嘸先方で不吉がるであらうと云ふので、樽酒を仲間の宅へ持たせて詫を云ふて餅を貰ひにやつたこともありました。斯様の譯で、随分嚴重にやつて居つたので、郡奉行になつて五六年も経たぬに、藩の軍用金も出來、餘り馬鹿くしい豪奢をする者もなくなつたと申します。亦以て當時の事情を窺ふに足るべし。

又從來郷中の物役(役人)となれる場合には、家老職を始め郡奉行代官等へ、其れく序を追うて金品を贈る慣例なりしに、繼之助は其就職と共に確く之をも禁止し、且つ田地の賣買には、百姓地は代官に、庄屋地は郡奉行に、幾許金を裏書料として納むる慣例なりしに、是亦斷然禁止せり。

相對の救助法を設く 從來領民の貧困なる者及び不時の災厄に罹りたる者を救濟する目的にて、公租の外に定額の米穀を徴收し來りしと雖も、年を経るに従ひ、種々の弊害續出し、今や良民を誅



求する一の手段たるに過ぎざる有様となりたれば、繼之助は开が弊を矯正するの難きを察し、之が廢止を決行すると同時に、更に社倉の掟を復興し、各部落に任意の協同的救助法を設けしめ、以て領民の休養を計れり。當時の通達書に云く、

不慮に凶年之難あらば、如何いたす所存に候哉。御上にて、何ほど御世話有之候とも、平日其心掛無ければ、一家離散し、餓死に至る者も出で可申、不憫至極に候。去れば平日に凶年之難義なる事共を思遣り、今迄通の納米を宛にいたさず、随分萬事に儉約を守り、兼て掟之趣に基き、社倉の設をなし、村方相應に其備をいたし置候様、庄屋村役人共得と協議可致、此義下々之者迄確と相心得、御仁政行届候様至急世話可致候。

附、規約相定候上は、逐一申立、御指圖を受べき事。

右相達候也。

六月

改定後幾年ならずして戊辰の戦亂となり、折角の協同的救助法も、其効果を見るに及ばざりしと雖も、其精神は傳へて朽ちざる者あるべきなり。

奢侈の風を矯正す

奢侈の風を矯正す 慶應二年十一月繼之助町奉行兼務となれり。斯くと聞きて町民等は、『今度は河井さんが愈々町奉行に』と互に警戒せしが、就職後三日、檢斷草間、宮内、太刀川の三名を奉行所に召喚し、平素の不心得不謹慎を叱責して塾居を命せり。是れ平素驕奢にして役儀不似合なりと

檢斷役取揚叱塾居

云ふに在りと雖も、其意は、専横に流れ易き世襲の檢斷制を廢止して町政を刷新せんとするに在りしが如し。當時の申渡書は左の如し、

檢斷役取揚叱塾居

此者儀、兼て驕奢、身分不取締、如何布所業も有之哉に相聞候、御國恩を不顧、役儀不似合の致し方、重々不埒の事に付、死罪にも可申付處、舊家の義、以出格書面之通申付候。

奉行職の招待  
案外の御馳走

町内にては、それ檢斷が御叱りを蒙りしぞと噂とりくくなりしが、十二月五日に至り、更に身分不相應に驕奢なりと謂ふの故を以て、町民米藏なる者を追放の刑に處せり。當時に在りては、追放、塾居等の刑罰たる、敢て異とするに足らざることなるに、繼之助の就職以來、其一舉一動は悉く衆人の視聽を惹き、一令の出づること、此後は如何なる事を仰出さるゝならんと互に戒意せしめたりしとなん。又繼之助は驕奢の風一般に浸染せるを慨し、之を矯正すべく一日割元庄屋等を自邸に招けり。絶えて無き奉行職よりの招待なれば、如何なる饗應にやと何れも喜びて參邸せしに、其取扱の町重なるに似もやらず、饗膳に上れるは豆腐のから汁と大根の煮付のみ。一同案に相違し、何ぞ仔細のあることならんと私に疑懼の念を懷きつゝ、ありしに、繼之助徐ろに挨拶するやう『各々方は平素滋味に飽き居らるゝならんと思はるれば、特に今日は常食の手料理を饗せる次第なり、心



ばかりの馳走も時に取りての一興、遠慮なく召上られたし』との綿中針を藏せる一言に、何れも思はず冷汗を流し、其後は公私の會合共に華奢の風を誠むるに至れり。

新に寄場を設く

髪は五分刈服は柿色

遷善の手段

新に寄場を設く 繼之助は從來の牢獄の外に新に寄場と稱する懲役場を設けしが、これ博徒の如き不浪の徒を取締る方針に出でたる者にして、領分拂、組拂、村拂等追放の刑に當る者は悉く此に收容せり。其制、髪を五分刈と爲し、且つ牢服を柿色に一定し、一見有刑の者たるを識別し易からしめ、且つ勞役の法を立て、平素の職業に應じ、一定の時間内にそれ〴〵勞役を課し、日々製作の賃銀中より食費を控除し、殘餘は積立て置き、放免の日に之を與へ、以て正業に就くの資に供さしめたり。又夜に入りては時々囚徒を一堂に集め、場長(當時の場長は外山脩造氏なり)自から心學本を讀み聞かせ、勸善懲惡の道理を説き、只管遷善の手段を執りて是が感化に力め、改悛の實蹟現はるゝに於ては、隨時其罪を赦して本籍に還らしめたり。又繼之助は一殺萬生の法を立て、曰く、逃走する者は斬に處せんと。然るに寄場の設けられてより僅に三日にして、一人の囚徒逃走し、間もなく捕はれしかば、場長より其趣を届出でしに、繼之助は『重科と心得てのことか』と質し、『左様にて候』との答に、『其れなら直ぐに斬つて仕舞へ』と命せり。是れ知らずして犯せる者の罪す可らざるを以てなり。是より一同大に懼を爲し、其後絶えて逃走を企つる者なく、同時に遊民不浪の徒も次第に減少し、

領内の風俗自から面目を改めぬ。

獄制改良の先覺の開國五十年史

左の一篇は、著者が『獄制改良の先覺』と題して『北越新報』并に『人道』誌上に掲げたる者なり、參考の爲め茲に之を収録す。大隈伯の監修にかゝる開國五十年史を繙き、讀みて監獄誌に及び、維新前に於ける監獄改良論の條に至るや、吾人は少なからず失望したりき。監獄誌は、斯學の大家法學博士小河滋次郎、留岡幸助兩氏の執筆せられしもの、其一節を左に抄出すべし。時勢を超越せる有識の士は、當時既に懲罰刑の寸効なくして却て有害なるを認め、『恤刑茅議』なる小冊子を著し、當時の刑罰が不仁なるを痛論すると共に、永牢と稱して北米合衆國に現行せる不定刑主義の必要なるを説破せる中井履軒の如き儒者あり。又安政の疑獄(一千八百五十八年)に入獄するや、監獄論一篇を草して獄制の改良を説ける橋本左内の如き經世的見識を有する志士なきにあらず。牢獄が感化遷善の場所にあらずして、却て罪惡の傳習所たるを喝破し、囚人作業の要を説きたるが如き、當時に在りては非常の卓見といはざるべからず。吾人は此論に接し、眞に空谷梵音の感なくむばあらず。已にして明治元年王政維新と共に、泰西文明の思潮愈々急注し、遂に獄制の大變革を來し、監獄改良の曙光を認むるに至りぬ。

徳川時代に於ける獄制の不備にして、又慘酷を極めたりしこと及び、中井履軒、橋本左内等の所説の卓抜なりしこと等は、洵に著者の説く所の如し。然れども嘗に之を口にし筆にせるのみならず、より以上の卓見を以て、之を一藩に實行したる卓抜なる政治家の我が僻陳の一小藩に在りしことを書中に逸せしは、我が開國五十年間に於ける文運進歩の偉蹟を不朽に傳ふる事業としては、深く憾むべしと爲す。

卓抜なる政治家とは誰ぞ、即ち戊辰の政變に際し、不幸賊名を蒙りて砲煙彈雨の間に陣歿せる長岡藩老河井繼之助也。河井氏町奉行となるや、深く心を民政に用ひ、銳意諸般の改革を遂行したりしが、牢獄の改良、亦其一なりき。今其改良の概要を摘出すれば左の如し、(改革の次第は前掲と重複するを以て之を略す)勿論今日よりして之を觀れば、不備なる點尠からざるべしと

卓抜なる政治家とは誰ぞ



現行の監獄制度

最良の感化手段

不定期刑

我監獄史上特筆大書すべきことならんや

雖も、之を中井、橋本諸氏の意見と比較して卓見ならずとは言ひ難かるべく、又之を歐米先進國に於ける監獄制度の粹を抜きたりと稱する我が現行監獄制度に比較して、取るに足る者なしと排斥し能はざるべし。

今や牢服の一定には、多少の異論あるが如しと雖も、髮を五分刈となし、且つ牢服を柿色に一定せること及び、勞役の方法を立てたること等は、現行の監獄制と何等選ぶあるなし。殊に其選善感化の手段に至りては、今の如く、怪し氣なる教誨師と稱する輩に委して顧みざるものと其選を異にし、責任ある場長の日夕自から其局に當れるもの、此一事は、寧ろ進歩せる最良の感化手段に非ざるなきを得むや。且つ一藩に取りては、一の厄介拂たる、又多年の慣習たる、追放の刑を非認廢棄し、累代の爲政者が野放しにして意とせざりし浮浪人を一處に收容すると同時に、不定期刑の制を執り、牢獄をして選善感化の場たらしむるに努めたりしが如き、何等の卓見ぞ。根柢固き犯罪性癖を有して特に矯正の必要ある者に對し、豫め刑期を定め、期滿つれば其選善感化の如何を問はずして直に社會に追放するは、無法の甚しきもの、故に選善の程度を標準とする不定期刑の制度を設くべしとは、斯學者の夙に唱道する所なり。現に米國にては、紐育のイルマイラを始め、其他數箇の監獄に於ても業に已に之を實行しつゝあり。又我國に在りても、刑法改正草案には、右を條規せしかど、現獄吏に出獄の時期を定むるの權能を一任することに多數の反對ありて、遂に之を廢棄せりといふ。そは兎に角、四十餘年前、而も一世が擧つて多年の慣習を唯一の法典と尊信し墨守せる際に於て、現行制度と略ぼ同一に、又最も進歩せる學說を根基とする斯學者の唱説しつゝある意見を一藩に實行したりしは、其識見の卓拔なるは言ふまでもなく、我監獄史上、特筆大書すべきことならずとせんや。

開國五十年史は、明治の生める一大產物、以て世界に播むべく、以て不朽に傳ふべし。去れば著者に於ても、材を採り、筆を下すに當り、之を忽にせざるの用意ありしなるべしと雖も、地や北越の邊陲なり、加ふるに我長岡藩を始め東北の諸藩は、何れも東北皆敵論に見舞はれて悲慘なる敗亡を爲し、引換へ、中央に政權を把持せる者は悉く西南人士なりしを以て、一代の奇傑が渾身の力を致して施設せる事業も、全然湮滅に歸し、東北人士は、我人文史上に隻語だも喙を挟むの權利なき者と思惟せ

賭博禁止令を勵行す

られし結果、本事實亦著者の眼裡に映ざらずして、終に之が脱落を見るに至れる者なるべきか。果して然らば、再版の際に於て補足せらるべく、若し別に説あらば、吾人は謹で之を著者に聽かんことを欲す。  
賭博禁止令を厲行 『博奕並賭之諸勝負一切可爲無用、若違背仕もの有之ば、其もの、義は不申及宿仕候もの並其所之肝煎組頭横目五人組可爲越度事』とは、藩より令達せる『御條目』中に嚴規する所、然るに斯く嚴禁せられたる賭博も、いつしか一般に公許の姿となり、流毒甚しき者あるより繼之助は斷然之を防遏せんと欲し、寄場を設けると同時に是が防遏に其力を用ひたり。『思出草』に當時の事情を記せるあり、

一殺萬生の道理

賭博渡世

御勘定頭は御不益を憂慮するより金錢を吝み、郡奉行は支配下を憫むの情より御不益を顧みること薄きは人情の自然なれば、雙方兼帯して實理全を得るを以て此命あり。又盜賊奉行は其配下に目明とて博奕を専らにするの徒ありて、良民を害する故、是を改正せしめむ爲め被仰付しなり。當時足輕方に盜賊方下役と唱へ候者三人有之、其下目明と唱へ候者五人有之、又其下に目明子分と唱候者大勢有之、盜賊にかゝり候節は、目明の手にて専ら穿窬し、盜賊の吟味も目明にて下調致し候事に相成候故、此者共殊の外羽振よろしく、他方にも同業の者數多有之、世間手廣に致し居候に付、盜品の探案等は能く行届候得共、前々の惡弊にて、彼等は博奕を渡世にし、諸方の市場等へ子分多勢召連、金錢をかり取候を旨とし、甚だ不埒の所業に付、右流弊改正の爲め、蠟座役所の跡を寄せ場と改稱し、博奕其外不埒の所業有之者は寄せ場入申付、平人と紛れざる様に髮の毛を剃り落し、柿色の衣服を着せ、銘々仕馴れたる事等日々課業を申付け、或は人足に使ひ、追々善人に立歸り候様嚴重に規則を設け、若寄せ場入の者出奔致し候へば、取押へ次第死刑申付事に相成候。死刑は苛酷に過ぎ候様被存、種々討論いたし候得共、當時博徒の勢ひ盛にて、斯迄嚴重に不致候半而者、制禁難行届、是即ち一殺萬生の道理と申事にて(河井氏の意見也)政府へ何の上取極めしが、



未だ日間無之内、目明多兵衛と申者、竊に博奕いたし居候を直に取押へ、寄せ場入申付、又改めてサイノメカルタ初め博奕の諸道具は不殘取揚げ、寄せ場に於て焼捨に致し、博奕の諸道具賣買嚴禁申付ければ、其後は根を絶ち候姿に相見え候。

初め繼之助は、領内の博徒に對し、所持の賽の目、骨牌類は悉く奉行所に持ち來るべく若し隱匿する者あれば嚴罰に處すべしと命せり。依て博徒等は、何れも怖れをなし、神妙に出頭して命を待ちしに、繼之助は盜賊奉行村松忠治右衛門等と共に出場し、賭博の世道風紀に及ぼす害毒の大なる事より既往に於ける不心得の條々を擧げて懇諭し、併せて其持ち來れる賭博道具は殘らず寄せ場にて焼捨て今後賭博は勿論、右やうの道具類を賣買する者も亦處罰すべき旨を嚴命し、且つ『目あかし』に各廿五俵、其他手下の徒に各五俵若くは六俵の手當米を給與し、同時に一般に對し、重ねて賭博禁制の義を懇切に諭達し、自身に取締る所ありたり。當時事に與りし者(太田門)の談に云く、『此時橡尾在の西中の俣に勇藏といふ賭博打があつたが、此禁令と共に深く前非を後悔し、賭博道具一切を庄屋の金内といふに預けていふやう、偕て自分も永々賭博を打つて道樂をしたが、聞けば最早賭博は御禁制だといふから、斷然思ひ止まつて、以來は一切打たない覺悟である。何うか之を預つて貰ひたい。夫でも河井さんが御出になつて、是迄の罪で入牢を申附けるとあれば致方がないが、これ位發心した者をよもや御罰しにはなるまいと思ふ、何分にも御頼み申すといつて歸つた。斯くて五六

西中の俣  
の勇藏

旅賭博打

日たつと、勇藏の所へ一人の男が遣つて來て、己は旅からの賭博打だか一と場やらせて貰ひたいと頼むだ。すると勇藏は、庄屋に言つたことを繰返して體よく斷はつた、が中々聽かない、けれども勇藏も一旦思ひ切つた事として一向に承知しないで、二分金一つを出して、之を遣るからどうか他へ行て呉れろといつて返してやつた。此旅賭博打が河井氏で、此金は後に庄屋の手を経て勇藏に返されたといふことである。河井氏は其足で荒山(橡尾)へ行つて、某なる賭博打に同一の手段で賭博を挑まれた所が、今度は甘々一杯喰はされて、其男が相手になつたので、早速取押へられて制規通りに處分されたさうであつた』と。斯る事を傳へ聞きて、浮浪の徒は、何れも恐を爲し、積年の弊風一朝にして改まり、領内は言ふに及はず、隣境民まで何時しか其行事を慎むに至れりといふ。

毛見制を  
釐革す

毛見制を釐革す 從來違作多くして、納米に堪へ兼ねる村々を毛見村と稱し、年々毛見の上、引米を定むる習なりしも、上下共に其煩に堪へざるより、享保年間に右の制度を變革し、既往十ヶ年間の平均に準據して定免の引米を定め、格別に悪作なる場合に限り、毛見を爲すことせり。(毛見の任に當る者は、毛見掛の役人と、御代官、御勘定元等にして、各々見込を討究して引米を定むるなり。)元是仁政に出でし者にて、『御條目』中にも『毛見之節田畠損亡之所は肝煎組頭横目立會を遂吟味町反を改差出之書付を代官所へ可致持參候若相違之義有之は可爲曲事事』とありて、只管民意の上達に心を用ひたりしに、百度の弛廢に連れ、此の毛見も、何時しか



濫行に陥り、一の收賄媒介物と變じ、毛見の役人と聞けば、領民何れも盛に酒食を饗し、賄賂を納れ、一意其歡心を買うて开が輕減を求むるに至れり。是に於てか繼之助は、其流弊を矯正するの難きを察し、斷然恒例の毛見制を廢止し、更に從來の事例を參酌し、親しく農家の實際に徴して一般に納米率を引下げしが、當時は、廳内に於てさへ之に反對する者多かりしかど、繼之助斷乎として曰く、『毛見の妙處は意匠の活用に在り、清廉にして技能ある人を得て始めて其妙用を遂ぐべき者なるに其人を得ずして其法をのみ存するは却て危険なり。元來納米は、領民の領主に對する第一の奉公なれば、領民も喜んで納入すべき義なるに、其然る能はざるは、毛見制の黠民に有利にして良民に不利なる者あるが爲めなり。奸吏と黠民との最も結托し易き斯制を其儘に存置して仁政呼ばりを爲すは片腹痛し、寧ろ年々の輕減高を參酌して常減りとなさば、仁政の御主意も透徹すべく、天地を相手として耕作する百姓等は、縦し天地を怨むことありとするも、領主を怨むべき道理無し。且つ藩廳にも耳あり目あり、一朝の天災に百姓等を流離せしむるが如きこと萬々なかるべければ、意を安じて可なり』と。果せる哉、毛見の廢止に依りて官民俱に多くの利便を得、何れも喜び合へりといふ。

河税を廢す

河税を廢す 元和以來二百五十餘年間、長岡藩は信濃川の通船に對して一種の特權を有し、從て幾

堀氏の遺法

多の利益を收め來れり。即ち元和の初より、堀氏の遺法に遵ひ、長岡船組なる者を設け、驛馬同様に船繼河岸並定法といふを建て、河戸並に船數及び問屋數を定め、且つ番所を置き、長岡を中心として其上下よりする運送の貨物は、總て長岡の河戸にて繼船を爲さしむることに規定せり。其後、年代に依りて多少の變異あり、又幾多紛擾を醸し、ことありしも、慶應年度までは、依然水運の全權を握りき。殊に右に關係ある商人等も亦藩廳の庇護に依りて其間に多くの利益を占有せることとして、是等の關係者より、税金的に定額の金圓を藩廳に納入したりしが、其額年に約一千兩に及び、舉げて御臺所の費用に充てられたり。然るに繼之助は、該特權を以て條理なき者なりと爲し、慶應三年十二月左の如く通達して交通の利便を開きぬ、

長岡町船道の儀は、信濃川通船繼船河岸の譯を以、諸船乗通不相成仕來の處、所々に差支の廉も有之に付、試の爲、當分乘勝手次第申付候。御用船の義は、是までの通差支無之様取計可申候。

右の趣、支配下へ可被申聞以上。

斯と聞きて、船頭等は言ふまでもなく、關係の諸商人等も大に驚き、是れ長岡町を衰退せしむる容易ならざる大事なりと爲し、或は藩廳に陳情し、或は繼之助に哀願し、奔走努むる所あると同時に、藩の當局者間にも激烈なる反對ありしと雖も、繼之助は確く持説を主張し、河川は一國の共有すべ

河川は一國の共有



き者なるに、多年の慣習なりとはいへ、獨り長岡の船乗等が不條理なる特權を有して交通の妨げを爲し、又長岡の商人等が其蔭に隠れて不當の利益を占むるを喜ぶが如きは、大なる心得違なり。殊に藩廳が斯る不條理の收入に腐心するとは以の外の事なりとて、萬の非難を排し、遂に之が廢止を決定せり。

遊廓を廢す 慶應三年十二月長岡町内の貸座敷業者(横町石内の兩町に在り)を町役所に召喚せしが、當日席に列したるは、割元、庄屋、町役人等にして、繼之助も亦出座し、花輪馨之進をして遊廓廢止の事を口達せしめ、且つ何れも正業に就きて御奉公を大切に心掛くべき旨を懇諭せしめたり。當時町役所へ演説の覺書として通達せるもの左の如し、

演 說

兩町の儀者、兼て被仰出も有之候へ共、數年來の流弊にて、賣女體の者差置、商賣なく罷在候は、甚以不宜、其爲、數多の人心を蕩かし、一家一身は申迄もなく、郷中の一村、市中の町内の苦害を生し、御領中の風俗をも亂し候は、氣の毒なる事に候。今迄いたし來り候事故、頗に商賣替は一時迷惑にも可有之候へ共、夥多の人心を蕩かし、惡風を醸し候程の儀と悟り候は、人心あるもの誰か忍で可爲筈は無之候へば、後悔悲嘆も不及事に付、能々心に省し、御仁惠の被仰出厚く相

當日の演説

辨へ可申事。

賣女體の者、不差置旨、兼て申聞候處、是迄種々申立の品も有之候へ共、御領政にも相響、難差置候事に付、此度嚴禁申付候間、早々先々へ相送り、商賣替可致候。萬一隠し置き候者有之に於ては、屹度可申付候。

右之通、上組、千手町、横町、赤川村、並石内町迄可被申聞候。已上。

慶應三年十二月五日

又不意に廢業を命ずればとて、資力に乏しき樓主は、轉業せむこと覺束なかるべしとて、事情已むを得ざる者に限り、相當の資本を貸與し、且つ娼婦にはそれ／＼旅費を與へて親許に歸らしめ、尙ほ其行先に就ても嚴に監督(娼婦の中には、行方なしとて竊に其儘留まり居れる者ありしが、上より取調の際には、是はる貸座敷待合業者間には、中働の下婢を「おば」と言ひ居れり、)して廢止の精神を貫徹するに努めたり。當時一首の落書あり、

河井／＼と今朝までおもひ今は愛想も繼之助

蓋繼之助は、所謂『遊び好』にて、書生の當時より足繁く狹斜の巷に出入せしことは、無隱氏の談話中(第二章参照)にも見ゆる如くなるが、安子も亦談りて云く、『兄は一時仲々遊んだことがあつて、其時分桐油屋の三代吉といふ藝妓、これがまた大層菊石顔でありましたが、諸藝に達して居るといふので、

今は愛想も繼之助



貴様は妙な顔だ

軍用金が鉛の一分金型に化けた

兄が相當に最負にしたと云ふことで、ズット後に其藝妓が妾に、且那樣(繼之助)は貴様は妙な顔だなどと仰しやつて最負にして下つて、平常でもお出になるとツレ「取代チ」をしろなどと二朱金の小粒をバラ／＼撒きなされたものでありましたと話した程で、仲々派手な遊興をやつたものだそうです。處が生家では、軍用金として、具足櫃の兩方へ五十兩宛都合百兩を入れてありましたので、戰爭の當時、廣道の四郎左衛門と申す方へ其櫃を運び、開けて見ると、此の軍用金が鉛の一分金型の者に化けて居つたので、生家では、何者の悪戯であらうかと氣にかけて居りましたが、其當時妾は、牧野の出入であつた村松村の川上善太郎と申す方へ隠れて居りますと、兄が始終遊興に連れて行つた袋町の澁木成三郎と申す方が態々訪ねて来て、妾の悴の金太郎が討死した模様など詳しく聞かせて呉れた話の序に、イヤ私も随分河井さんのお伴をして遊んだものでといひ、それから例の具足櫃の軍用金は、兄がゴツツリ取出し、此澁木といふ人に指圖をして鉛に詰代へさせたことがスツカリ判明りましたので、若も是が判明らずにあれば、あらぬ人に疑をかけまいものでないものごと大喜をしたことが御座いました。斯る有様なれば、一時は放蕩者とさへ誹謗され、其噂頗る高かりしかば、或時下婢は、繼之助の内室(柳野氏)に世間の取沙汰を饒々敷告口せしに、内室は一言の應へもなく、聽て側の硯引寄せ、一首の俗謠を記して示しぬ、

こゝじや浪人あすこじやいくさ主の浮氣も無理がない

主の浮氣も無理がない  
一朝夕の  
考案に非

榊屋女將の懐舊談

廢娼の一事は、殊に一般の意外とする所、去れど之が決行の一朝夕の考案にあらざりしとは、書生時代に於て交友間に廢娼論を闘はし、又遊興に托して娼家の内情より客筋に至るまで、仔細に探察を遂げしに徴して之を知り得べし。(河井さんが常々、女郎屋の客に上中下の三と通りあるが、上中の客といふのは金賣して居る女郎屋などは、皆んなアッ倒して仕舞ふがよい。本統に女郎などは可愛さうなものだと語られたりとは、外山脩造氏の談なり)繼之助の遊興に關する榊屋女將の談に云く、河井さんの御遊興ですか、是は仲々盛なこと御座いました。方々へ御遊びに御出でになりましたけれども、重に横町の藤本屋と申す貸座敷で、何でも左側で、今の山常の前邊りに當つたかと覺えます。其樓の『おりく』といふのが、始終御酒の相手をして居りました。それで別段色戀の何のと謂ふ譯でなく、マァ一口に申せば、種々の方と交際の爲ではなかつたかと思はれます。夫から酒席での唄はいつも、

四海波でも切れる時や切れる三味線枕で二世三世

九尺二間に過ぎたるものは紅のついたる火吹竹

の二つだけで、酒が程よく回つて面白くおなりだと、屹つと此唄を歌ひなさいました。

又河井さんのお遊興が、世間有り觸れの放蕩でないと思はれましたのは、お一人で狐鼠／＼とお

酒席での唄



ナニニ乳  
母の處へ  
行くのだ

忍びになると謂ふ様なことはなく、何でも此仁は一つ長所があるとか、話せるとかお思ひだと、お身分柄や何かには頓着なくお交際なすつて、遊興でも何でもなさいましたことで御座います。三根山の御家老様(神戸次郎 左衛門)などは、河井さんに誘はれても、御遠慮なすつてお逃げになるので、仕方なさに、サア嬢、お前が連だなど、仰しやつて藤本屋へお伴致しました。或時などは、途でお巡りの盜賊方を捕まへて遊びに行かうと誘ひになつた、盜賊方は喫驚りして、何う致しまして逃げに掛る、ナニニ乳母の處へ行くのだから遠慮は要らぬと押へなさいますと、押切つて逃けたので大笑ひしたことがありました。

利巧と馬  
鹿

遊興ばかりではなく、一寸町をお通りになつても、彼の道具屋の店に見える切社衾の人は面白さうな人だから名前を聞いて呉れといふ様に、始終目を付けてお出でした。夫で平常口癖の様に、殿様でも御家老でも馬鹿では仕方がない、百姓でも町人でも堅固した賢い人なら何でも取上げなければならぬ。一體人間は眼さへ見れば利巧と馬鹿とが判る者だと仰しやいました。又或時は、妾などを持つ奴等には思ひ切つて澤山税をかけて遣らうかなども御話になつたことが御座いました。

夫から誠に面白い御氣象なのは、前申す通り、三十日位お遊興になると、次の三十日は一夜でも

眞面目な  
御様子

太刀川の  
旦那

お出掛なく、種々なことをお調べになつたり、夜晝御政治向の事をなすつてお出でました。其凛々しい眞面目な御様子といつたら、此方が、マアあの御酒を召して唯コリヤ〜二世三世など、仰やつて世間のことなど一向に御頓着ない河井さんかと思ふ位で、一層怖い様な心持が致したことも御座いました。それだから河井さんが御遊興になるといふことは、誰一人知らぬ者が無い位ですけれども、仲々蔑に致すなどいふことは露さらなく、太刀川の旦那(當時の町役人)が唐津屋と煙草屋へ代る〜遊興にお出なすつたが、唐津屋の藝者のちいといふのが、手管か格氣か、或時太刀川の旦那が唐津屋へお出でになると、自分の鬚をふつりと切つて旦那に投付けた、旦那は眞青になつて、若し此事が河井さんに知れたら何うしやうと大層心配なさいました、私に迄知らさぬやうにと御談じがあつた程でした。

赤裸々の  
繼之助

風説の利  
用

是れ赤裸々の繼之助を評せるもの、以て蒼龍の片鱗を窺ふべし。繼之助は風説を利用して種々の弊風を矯正すること一再に止まらず、貸座敷廢止の際の如き、遊里に浮かるゝ者は寄場に送らるべしと風評せしめ、次第に客足の減するを俟ち、然る後に之が廢止を決定せり。又蓄妾の弊風大に行はれ、爲に一家の平和を破り、社會の風儀を亂り、其流毒の太甚しき者あるより、之を矯正せんと欲し、先づ庄屋に對し、『蓄妾等の儀は一切相成らず』と嚴命せり。



人夫に扮す

天保錢八枚

株の特權を廢す

然るに鎌磨(古志郡)の庄屋某なる者、私に女郎を身請せしが、田舎のことゝて當日は荷送り等中々の騒ぎなるべしと聞き、繼之助人夫に扮し、傳手を求めて漸く妾の供の中に加はり、他の人夫等と共に庄屋宅に入り込みしに、祝の印なりとて、臺所にて酒食の振舞を受け、且つ日傭賃に祝儀を兼ね各天保錢八枚宛を給されしかば、繼之助も押戴きて歸りたり。數日の後、庄屋某を奉行所に呼出し、禁令違反の廉を以て責むる所ありしに、某は去る事實なしとて様々に分疏せるより繼之助は當日貰受けたる天保錢を取出して庄屋の目前に投付け、『之でも知らぬといふのか』と一喝せしに、流石の庄屋も恐れ入つて只管其不行跡を詫びたりと。又一面には、善妾する者は寄場に送らるべしと風評せしめたりしに、孰れも處罰を怖れ、是亦弊風次第に改まれり。

株の特權を廢す 何の藩も同様に、或種の職業に限り、「株」なる定めありて、先代よりの持株あるか、又は新に之を買受けたる者にあらざるよりは、随意に營業し能はざりしに、繼之助は獨占の弊害多きを認め、慶應三年十二月之が廢止を告達せり、

船乗 肴屋 湯屋 髮結 鬢付油 青物問屋

右渡世、是迄株數相定、冥加上ヶ物、或は橋普請、火消方等引受商買致來候得共、此度奔捐申付候間、以來無株の者にても勝手次第可致事。

- 一、船乗渡世の者、御用船等は迄の通相勤め可申候。新規渡世相始る者は、願の上可申付事。
  - 一、湯屋渡世の者は、是迄の通火防方相勤可申候。新規相始度者は、願の上場所に寄差免可申事。
  - 一、油商賣候郷中者、株無之者可爲無用事。
- 右之趣、支配下へ可被申聞候、以上。

十二月

財政の整理  
用度金の募集

財政の整理 從來長岡藩にては、既定の支出外に、不時の入用ある場合には、用度金と稱し、領民より應分の金圓を献納せしむる習なりしが、其都度、資産の多寡、格式の高下に應じ、殆んど強制的に出金せしめたりしも、毎に豫定の額に達せずして時には民怨を招くことさへありき。繼之助執政となるや、亦軍器新調の名の下に用度金献納の義を令達せり。是より先、藩の財政は、當局に其人を得ずして、逐年困難に陥り、大元べたりし今井孫兵衛に參萬兩の債務を負へるが上に、時勢日に切迫し、失費のみ多くして、愈々財計の均衡を保ち難くなりしかば、繼之助は根本的に之を整理せむと欲し、村松忠治右衛門を重用し、主として其局に當らしめ、第一に徵稅上に關する諸改革を決定して収入増加の道を講じ、次で着々諸般の整理を行ひ、藩費を節約し、爲に幾許の剩餘を生ずるに至れりと雖も、未だ舊債の償却と軍器の購入とに手を下すに及ばざりしかば、斯くは用度金募集の舉に出でたるなり。依て先づ今井に對する負債を處分するの必要なるを認め、代官奉行等に内命を



豫期以上の効果

傳へ、交々今井に説かしのめ、御勝手向整理の爲に證文を貰ひ受け度しと依頼せしめたりしも、何分大金のことゝて、今井も容易く應ずる模様なかりしかば、最後に繼之助自身に立越し、如何に談判を試みしにや、證書を貰ひ受けしが上に、新に少なからざる用度金を献納せしめたり。此際に於ける用度金の勧誘は、従前の如くに強壓的に出でずして、一に領民の情誼に訴へしのみならず、國家非常の場合なりとて、最先に藩の什器若干を賣却して開が用度に充てしより、平素は濫々出金せし者まで進むで多額の献金を爲し、爲に豫期以上の好果を收め得て慶應三年三月左の如く領中に布達せり。

昨年中は、御登坂並御軍器御新調に付、町郷へ兩度の御用途金被仰出候處、御時節柄相辨、早速及上納候段、御満足に被思召、以格別御流御酒可被下の旨被仰出候。

又其費途に付き、同月左の通り布達せり、

昨寅年被仰出候御用途金、並今井孫兵衛始心底献金、左之通り非常御入用有之、殘金の儀は火急の御用途難計御時勢に付、御廣間に御備被置候間、爲心得申聞候。

金拾萬二千八百七十四兩一分

内

金七萬三千四百八十二兩

右非常御入用並に軍器御新調費

非常御入用軍器御新調費

殘る金二万九千三百九十二兩一分

右廣間御備金

三月

『思出草』に記して云く、

財政窮乏  
一同難澁  
御領分第一の金満家

御勘定頭之義、近年御勝手向極々窮迫に付而は、種々難澁之次第も有之趣にて、病に托し退役願いたし候者も多く、又役免之上、減知御叱差扣等被仰付候者も有之、當六月廿六日(安政二年)忠恭公御部屋住居にて御入部有之(前章参照)候は、畢竟御勝手の本根たる御勘定所に於て不正の取計いたし、既に先年御領分中へ八万兩金御頼有之候得ば御勝手御取次之道屹度可相立旨申立候に付、其通り被仰出、御頼金を不殘出金相成候へ共、御勝手向御取次の道は更に相立たず、彼此之義江戸表へ相聞え、忠雅公より右取調始諸向取締の爲め御下向被仰付候事に付、御家中以下御宛行面扶持(面扶持とは男一人一日玄米四合女並十五歳以下小兒三合に積るなり)之外、餘米不殘御借上げ、諸向嚴重御取締被仰出候所、是全く御勘定頭不行届にて、一同難澁致候筋に相當り(中略)精一杯相勤る覺悟にて出席いたし、御勝手金積帳一覽本人に(山本才藏)委細相尋候處、當暮迄に五萬兩無之候ては江戸表殿様上々様御暮し金初め、定府衆被下金、長岡御家中以下御渡米等如何共取計方無之趣申聞候。然る所、其以前より蒲原郡吉田村割元役富所平次右衛門と申者は、御勝手向の義も有之、同人より内々にて、同村今井孫兵衛と申す者は、御領分第一の金満家にて候、殊の外手堅き人物故、容易の儀にては御請仕問數候へ共、御呼出しの上嚴重仰られ候は、終には御爲筋可相成之旨申立置候由、此場に至り候ては、右之申立御採用相成候外有之間數に決し、九月下旬平次右衛門、孫兵衛御呼出しの上、平次右衛門へ新知高百五十石、孫兵衛は高百石被下、兩人共士分に取立相成、借孫兵衛へ當暮迄に五萬兩出金方の義忠恭公御直に御頼談有之候へ共、自力に及ばざる趣を以て御請に不及、其以前古澤直右衛門へ同役仰付候得共、山本才藏同様無程引籠退役いたし、其部役小林又兵衛へ被仰付候に付、兩人打揃ひ、元へ同道御城へ罷出で、孫兵衛へ懇々説得したる末、種々入



繼れ候次第も有之、其後孫兵衛別懇に致し居候蒲原郡富永村庄屋田邊與三兵衛と申者出問いたし、孫兵衛の性質より家計の上に至る迄明細に申立て、情實明白いたし候に付、相談之上、平次右衛門、孫兵衛へ御勝手元方役被仰付可然に決し、其段申立之通被仰付、孫兵衛儀は商用繁多に付、代人として與三兵衛、平次右衛門共に長岡に出張いたし居り、米金之義は重に元方にて取計候事に取極む。

其後の財政状態

整理以前に於ける財政窮迫の状を察すべし。又『思出草』に其後の財政状態に就て記せるあり、

河井氏郡奉行奉職以來、心を同うし、力を協せ、専ら國家富強の道を務めたり。同氏の説諭にて、郷中の年季手當米も残らず上納し、先年申立の流弊の儀も悉皆改まり、殊に當卯年は豐作無檢見にて、御收納米拾參萬俵餘相納まり、隨て金銀も轉ひ集りければ、當節通用の貨幣は至て少く、銀は嵩高にして重く、非常の備には不便利に付、元方へ申付け、頼りに金を募り、御作事所に金壹萬兩入の箱を新造し、壹萬兩集まり候へば、其箱へ納め、政府へ申上、御廣間御番士へ御預け相成候。右の如く我等素志にて通、富國強兵の基相立候姿に立至り、其愉快難盡筆端、追々充實いたし候は、士卒以下領民無告の者を賑卹し、専ら兵を鍊り、新潟港に於て軍艦を新造し、外國の笑侮を受様可致杯種々相談致し置候事も有之しが、豈料らんや、徳川氏大政奉還の儀に付、河井氏之申立により、舊主忠訓公より御建言有之候得共、誠意貫徹不致、積年の心勞も水泡に屬せしは、終身の遺憾といふべし。併長岡落城の節、正金拾壹萬兩餘有之、城下は變事無覺束、其以前より榎尾組榎堀組村初め所々へ預け置、兩殿様初め若松へ被爲入候節、孤包みにして彈藥と唱へ差送り、戦地へも程能分配いたし置候處、若松表御立退の節は、如何にも騒亂至急にして、餘程の金子を紛失いたし候へ共、長々の戦争中より、奥州、仙臺迄多人数立越候始末、又長岡御拜領御上京等、莫大の入費聊無差支辨せしは、河井氏の功勞居多なりしと云ふべし。

正金十一萬兩餘

實際の石高

蓋長岡藩は、御朱印の表高七萬四千餘石なりと雖も、他に新田の所得尠からざりしかば、實際の收

寛政六年の調査

得高は頗る多額にして、慶安五辰年七月の調査に依れば、本田高七萬四千貳拾參石八斗五升、新田高參萬九千石、合計拾壹萬參千貳拾參石八斗五升にして、外に牧野内膳正本田壹萬拾八石貳斗五升八合、牧野播磨守本田六千參石六斗九升四合は、願濟の上計上しありたれば、寛永十一年に與板、三根山兩藩分地の事ありしも、實際の收入には何等の影響なかりき。加ふるに其後逐年新田の開墾せらるゝありて、寛政六寅年の調査は左の如し、

高壹萬七千六百九拾貳石八斗五升	上組
高壹萬八千八百八拾八石壹斗九升九合	本田
高壹萬八千七百八拾七石五斗七升	川西組
高壹萬貳千參百九拾七石貳斗	本田
高壹萬九千九百六拾參石五斗八升五合	北組
高壹萬參千百拾五石四斗五升九合	本田
高壹萬七千八百五拾六石貳斗貳升六合	榎尾組
高壹萬參百七拾八石八斗貳升九合	本田
高壹萬貳百四拾壹石四斗貳升參合	本與板組
高五千八百五拾六石五升五合	本田
高貳萬參千九百六拾五石貳斗九升四合六分	卷組
高壹萬貳千六百六拾石四斗參合	本田



高貳萬四千八百七拾四石七斗四升參合四夕	會根組
高六千參百七拾五石七斗貳升四合	本 田
高六百八石貳斗	新瀨濱村
高四拾貳石八斗五合	三十八村
高拾參萬四千參拾貳石六斗九升七合	總 高
高七萬千七百五拾貳石四斗八升九合	本 田

蓋長岡藩は、小藩の割合に扶持米を受くる者多數にして、且つ藩士の祿高手當等比較的裕かなりしかど、實収入(平年の收納高は十二萬五千、俵外に小物成役銀等あり)亦斯く多額なりしかば、財政に困難すべき謂れなきに、其然る能はずして、近く數十年間、甚しく窮乏を告ぐるに至れるは、要するに當局に其人を得ざりしが爲なり。然るに繼之助の其局に當りてより、適才は適所に擧げられ、財政は根本的に整理せられ、非年ならずして、さしも紊亂せる財政も漸く整理せられて順調に復し、終に多額の歲計剩餘を生ずるに至りたれば、慶應三年の歲末に剩餘金高九萬九千九百六拾餘兩に及べる旨を領内に布達し、益々領民の安撫と藩庫の充實とに其力を致せり。

兵制の改革

繼之助は書生時代よりして兵制改革の必要を感知し、爾來絶えず外國の兵制組織等に就て研究する所ありしが、今や一藩の要職に就けり、安ぞ姑息の改革に甘じて悠々大局の推移

剩餘金

根本的整理

兵學所擴張

八大隊

を看過する者ならんや。抑長岡藩に於て洋式の兵術を練習せしは、其濫觴繼之助の就任以前に係り、最初には高橋小路の御長屋前に威遠流の操練場と稱する者ありて、倉澤喜惣次等四五人の人々教師となり、洋式の練兵を爲せしも、頗る微々たりしが、繼之助の出でてより、先づ殿町の御住(當時おすまひと稱し退隱せる君侯の御館也)を城中に移し、其殿館を洋式の演武場となし、之を兵學所と名づけ、高橋小路の威遠流操練場を此に移し、城西中島の操練場と共に専ら洋式兵術の練習に努めたり。而も是等の小規模は、未だ以て繼之助の抱負を満足するに足らざるを以て、後更に中島の操練場は大擴張を加へ、兵學所を此に移し、新式の練兵場射的場等を設け、藩中の壯丁を八大隊に組織し、一に佛蘭西式に則りて日々之を訓練せり。蓋從來の操練に於ては、射的の如き、只僅に一人若くは數人が、交互に折式にて練習するに止まりしに、新式に於ては大規模の射檯を設け、一隊の兵卒をして密集散開、意の如くに一齊射撃をなさしめたり。此一事に見るも、繼之助が如何に兵制の革新に銳意に、また其着眼施設が如何に實戰的なりしかを窺ふに足るべし。又兵器は繼之助と親交ありし外人エドワード、スチールの周旋に依りて購入せしものなれば、最新式にして精銳匹なく、更革後未だ幾年ならざるに其面目全く一新しぬ。後藩中へミニール銃拂渡の儀を布達して希望者に讓與し、慶應三年十二月十八日に至り、更に毎戸に一挺づゝ預くる旨を令達せり、



此度ミニール銃御預け被仰出候に付、来る廿四日、於兵學所可相渡候間、朝五時より追々印形持參罷出、請取可被申候。尤幼少者、江戸往來、遠方御代官等、手入行届兼候者は、依頼御預け不被仰付候間、早々組筋へ可被申達候。

但、壹軒へ壹挺宛被成御預候事

兼て御拂にて頂戴之者、此度御預け相成候に付、同日同所へ印形持參、右證文引取可被申候。

洋式の兵術

蓋長岡藩に於て最先に洋式の兵術を修めたるは、由良安兵衛、木村文三等にして、共に藩命を以て下曾根甲斐守の門に遊び、忠雅の閣老たりし文久の初年に、公の思召に依り、秋山恒太郎、小林見義、藤野善藏、武謙齋、柳野は柳野直、鎌秀の四氏、遊學を命ぜられしが、柳野は長崎の精得館に入り、他の三氏は江戸にて修學せりと氏の談、次で森一馬、稻垣才七、森廣之丞（後に源三と改名す）九里孫次郎、陶山惣平、植田清五郎等も亦藩命に依りて下曾根、江川（太左衛門）等の門に學びしが、何分創始の際とて、新兵式とはいへ、一般の思想極めて幼稚に、其總てが萬事に迂濶なるを免れざりき。當時の教導役たりし森源三氏の追懷談に云く、當初は新兵式を談せし者も、步騎砲兵が各々獨立の任務を有し、且つ相連絡して戰ふことの重要義なるを會得する者甚だ尠かりしが、流石に薩長は先覺者だけありて、優に一頭地を抜き、其實績頗る見るべき者ありしと。森等の遊學を終へて歸るや、第一着手として百日の講習を開始し、有爲の藩士を簡擇して之を修得せしめ、且つ重役自らが進むで練習を爲すにあらざるよりは、一藩の士氣を振作し、根本的の更革を期し難しと爲し、家老、奉行、番頭等も亦出場して平士と同様に操練すること、なせり。當時教導の任に當りしは、森廣之丞、由良安兵衛、萩原要人、吉川角兵衛、倉澤喜惣

百日の講習

鶴殿の意見書

次等にして、庶務を管理せるは川島億次郎、鬼頭平四郎の二人なりとす。『被仰聞候儀に付御答申上候』并に『御軍制御改正に附心得申上』と題せる鶴殿團次郎の意見書あり、前者は其時日并に提出の動機等を知るに由なきも、其文意に依りて察するに、鶴殿が海外諸國の事情に精通するの故を以て兵制の改革に先ち、藩主の諮問に對して取敢へず提出せる答申書なるが如し。後者は慶應二年七月と明記しあるも、其提出の事情は前者同様之を知るに由なし。去れど其記述に徴するに、前意見書に基き、更に詳細に其意見を開陳せる者なるべきか。繼之助と鶴殿とは、藩政に就きて意見の相容れざる者あり、爲に交情復た往時の如くに親善ならざりしと雖も、俱に是れ凡庸の器に非ず、兩者私に相許す所ありしは、蓋し掩ふ可らざるの事實にして、兵制上に關する諮問の事の如き、或は繼之助の進言に出でし者ならんか。而して繼之助が、本改革の決行に際し、鶴殿の意見に採る所の多かりしは左の書に徴して畧ぼ之を察知し得べし。

御軍制御改正に附心得申上

一、此度御軍制御改正被仰出候上は、唯々御成功を奉希望候。乍去前々奉申上候通、不容易儀に候間、何分小成に御安んし不被成、精練不敗之地に御立被成候迄御勉勵有之度奉存候。

一、先達而も申上候通、歐羅巴洲は三百年來引續き戰爭仕居候事故、日本にて強國と唱へ候薩州も、之が爲に僅か兩日之間に悉



く砲臺を打壞され、長州之如きも、四日之戰にて和睦を求め候。是を以て觀候得ば、誠に以て歐洲戰爭の精巧は、外人ながらも感服仕候。然れども歐洲之兵術だに學び候得ば、日本國中敵なきが如くに存じ候者有之候得共、是に因て大なる誤仕出し候者亦多く有之候と被存候。私共存じ候は、公儀を始め諸藩、徒らに當時之歩兵訓練等を以て、歐洲兵事爰に止り候と存じ、得意に相成候者は、必ず却而粗暴之衝突于駈立られ、敗辱を取候事疑無御座候。歐人は歐制を以て日本人に勝ち候に、日本にて歐制に倣候者は、却而無制之兵に敗を取候事、是全く五穀の美なるも熟せざれば莫稗にしかすと古人の申候如くにて、畢竟歐制之美なるも、日本にて是を學び候者に精練熟者乏しく候故、遂に無制之兵に駈立られ候禍出來仕候儀、歎敷事に御座候。依之此度御改正被成候に就ては、是迄之歩兵訓練、進退動作之事業を以て御満足不被成、兼而も申上候通り、諸士之分は散戦闘を専ら御教練被成、大小砲とも命中を精密に致し候迄鍛練被仰付、歩兵、散兵、砲兵、三兵連合之變化は勿論、夜營、哨兵、朝暮之侵襲等、不意之變に應ぜられ候て緯々然として餘裕有之候處迄御精練無之候ては、折角之御改正、無益之物と相成候間、此處に徹底之御着眼有せられ候様專一奉存候。唯々當時公儀其他御譜代大名之中、歩兵訓練を僅かにいたし、是を以て歐制と號し、得意に相成り、敵と戦はん」と欲し候は、實に却而歐人之一笑を來し候儀にて、歎息之至に御座候。窃に存じ候には、此度萬一長州にて、戰爭有之候ても、公儀及び御譜代大名にて相立候西洋兵隊にては、必ず勝利無之候。此時に到り候は、必ず西洋兵隊は無益なりと申説出來候て、折角取立來り候諸家も、或は是が爲又候見合候様なる儀可有之と奉存候。

御家などに於ては、右様之事は決して御座あるまじく候得共、萬一世上箇様之事有之候ても、是には一向御動搖不被成、英吉利、法蘭西等之薩長を破り候處を以て、強弱精粗を御判斷被成、愈御精勵、歐洲戰事之眞面目迄御果敢取被成、五穀之美を御然し莫稗に卓越被成候不拔之御志に無御座候ては、御改正御無益と奉存候。

一、是迄大身之諸士役長柄役砲等出し來り、且つ大小身共、幼少家督病人等は、夫々兵具扨出し來候御定に候得共、今度は悉く御棄捐被成、大身は大身相應之文武、小身は小身相應之文武、是非共不致候ては不相濟様に御仕向被成、皆相應之藝術に相違

し、御用立候様御處置有之度奉存候。左に其大略可申上候。

一、御改制被仰出候上は、文武學校御制度御改革被成、經學兵術は勿論、銃砲槍劍を以て士藝之要務と被成御立、左之御規則御定め無之候ては、御軍制再び虚觀と相成候。其規則は

- 百石以下廿五歳迄に致し候藝術
- 槍術劍術之内 終日仕合 槍術三百本仕合 劍術五百本仕合
- 砲術兵學 銃陣小隊式迄
- 書籍 孝經一卷應命致し候迄
- 百石以上之者廿五歳迄に致し候藝術
- 槍術劍術之内 終日請仕合 槍術三百本仕合 劍術五百本仕合
- 砲術兵學 大砲小銃運動業前
- 馬術
- 書籍 四書、日本歴史(日本外史)(大略應命講) 漢土歴史 (歴史綱鑑)(出來候迄) 二百石以上廿五歳迄に致し候藝術
- 槍術劍術之内 終日仕合 槍術三百本仕合 劍術五百本仕合
- 砲術 大砲小銃三兵連合訓練法
- 兵學 兵學所兵科書籍
- 馬術
- 書籍 四書、日本歴史、漢土歴史、(大略應命講) 萬國歴史大略地理志 (出來候迄)



右之事業、廿五歳迄に不相達候者、又は百石貳百石以下にても、百石貳百石以上之藝術出來候者は、夫々屹度御與奪御黜陟（御與奪御黜陟之次第は存付候儀も有之候御尋も有之候は、其節可申上候）無之候ては、此度御改正も矢張以前之通虚觀と相成候間、此制確乎と御定め被成候はでは御改制御無益と奉存候。尤藝術取立方並精疎熟否吟味いたし方は、追而御尋之節可申上候。

一、右様に御規則被成御立候上は、小身之者たりとも、大身之藝術出來候へば、其場へ御登用被成候事。

一、御改正之上は、兵學所一局被成御建、此所にて兵學は勿論、大小砲演習出來候様仕度、尤是迄之兵學、砲術悉く御廢止被成候事と奉存候。

但、行軍、陣營、斥候、哨兵、夜討暗號之法等、並大小砲命中精密之處、皆兵學所にて學習候事。

一、御軍制御改正被成候得ば、五大隊同員數之割合に相成候間、其中江戸警衛當りの隊中よりも、江戸詰御人高割合を以て年々詰被仰付候事。

一、是迄之通、毎年十五日正月には、御警衛向詰組年番當の被仰出候様仕度候。

一、是迄諸道具請取方、或は御武器役所、或は御作事も入込混雜仕候。御改正被成候上は、御道具相調、三之丸御土藏へ一隊づつ組分けに致し、嚴重に備置、急變之節、右様土藏切にて諸品調ひ候様仕度、尤平日虫干等各隊にて預り致し候様仕り度候。

一、兵庫、横濱等にて外人亂暴に及候義有之節は、公儀より何時征討之事被仰出候も難計、其節は不得已御出陣相成候て外國と御接戦に相成り可申候。然るに外人は、既に度々申上候通り、三百年來の戰爭にて萬事練達仕候事は、薩長を撃ち候手際に分明に御座候如く、畢竟外國にて將士之取立、教導のいたし方届居候儀に御座候。依之御家に於ても、敵（外國人）之鍛練致し候藝術丈けは、矢張此方之將士にも御學ばせ無之候ては、強弱之勢、彼を容易く打挫き難く候得共、今一概に外人之如く藝術鍛練被仰付候ても、迎も届き兼ね候儀に付、先づ此度は相應之處取調仕候間、此御改正被成御施、諸人訓練仕候上は、尙又五年目位づゝに追々御改革に相成、遂に御家來悉く文武に達し、強兵と相成、萬一公命にて兵庫、横濱等にて外人と接戦有之候ても、

忽ち彼を打挫き候程之出盡之御勉勵有之度奉存候。

慶應二丙寅七月

洋式操練  
に反對

銃槍兩隊  
不肯

何分甲州流、北條流など、稱して祖先傳來の兵術に訓育せられたる藩士のことなれば、兵制の改革に伴ふ洋式の操練に反對する者頗る多く、百方之を阻止せむと欲して種々の妨害を加へ、行軍の折などは、投石する者さへありしといふ。『戊辰各隊長の書出』に云く、『中島練兵場に出張し、日々各隊の訓練あり、河井執政歸藩の後、殊に甚し。一日二公場に出で之を觀る、河井執政各隊長を御座の前に集めて曰く、今日以降、銃劔を不可用云々、各隊長了承す、獨り劔隊槍隊不肯曰く、佩刀は常に鍛鍊する所の器にして、銃劔を使ふは學ぶ所にあらず、實際に臨て利にあらざるなり、請ふ辭せん、執政百方説諭し、時間遷延す、然れども不果して他日を期す、而して後練兵あり。他日二隊の士、執政の宅に至る、説諭前日の如し、中央にして執政座を去り大筒琴を齎來り云ふ、此器近頃舶來の品なり、自ら五音を交奏す、是人心を平和する奇器なり、衆素より新聞新觀にして稍々神心を和するに似たり、加藤一作敢て座を正して提言す、我輩オールゴールの優聲を聞かんと欲して昇堂せるに非ず、唯銃劔を用ゐざるの利を進言するなり、諸兄の如き、各々意に任せて取捨せよ、僕は強狼に似たりと雖も、假令死すとも不便の器を取ること不能なりと、執政遂に強ふることを能はず、退去す。然



俄仕込の  
隊長

れども他は説諭に随ふと云ふ者過半なり。』以て當時の狀勢を察すべし、此に一奇談あり、愈々新操練を開始したれども、何分俄仕込みのことゝて、隊長兵士共に新號令を記憶すること難く、新に命せられたる隊長某は、到底一々暗唱し得ずとて、號令を順序通りに扇面に書き列ね、懸て出場せしが、天晴指揮を得させんとて兵士の整列せる前方一段高き所に立ち、先づ『前へ進め』と聲高く號令を下し、次で例の扇子を開き片端より唯だ一息に讀み下せり。兵士等は其れとも心付かず、兼て教へられたる通りに足並揃へて進行を始めしが、次なる號令の掛からんかと待ち居れど、更に何等の相圖もなく、今は行止りの外なきに至りしかば、氣の利きたる一人、隊長號令をと促せしに、隊長はいと澄し切つて『先刻皆んな申上げました』と答へたりといふ。又江戸の操練に於ても同様の奇談あり。時は慶應三年正月のとなり、今日は操練日に當れりとて、在府勤番の藩士は早朝より稽古所に集りしが、何れも大なる角辨當を携へたれば、兵士が辨當を下げて歩くも如何あらんかとして辨當持ちを連れ行くやうにと申立てたるに、繼之助の爲に『御身しやん達は辨當が持つて歩かんね一かや』と一言に斥けられ、一同立腹し、去らば吾々持參すべし、代りに辨當を縛る繩を與へられたしとて四五把の繩にて八重からげに一同の辨當を縛り、尙ほ又雨降りの用意にとて國許より携へ來れる裝合羽の類迄も悉く背負ひ、尻も見えん計りに裳を高々と捲り上げ、ドンドコドンの調子にて

乞食の操  
練見たや  
うだ

吳服橋より繰出したるが、其様子の如何にも奇異なるより、往來の人々、何れも足を停めて、『あれは何様の家中だらう』と云へば、いやあれは『吳服橋の牧野さんだ、丸で乞食の操練見た様だが、あんな強さうな仕度をしてゐるから何か仕出かすに相違ない』杯と評判取り々々なり。懸て澁谷(藩の場)に着きけるが、寒さ耐へ難く、『火を焚いて暖まらうじやないか』いや火などを焚けば河井さんに叱られる『何構ふことか叱られたら此方にも言分がある』など、血氣に逸る面々は、何の會釋もなく枯木又は枯竹などを伐り採りて、幾十箇所に焚火せり。兎角するうちに繼之助來場し、此體を見て『お身しやん達は寒いかや』と詰問しけるに、兼て斯くあらんと期し居りし氣早の一人、『いや此通り尻迄まくつてゐる位なれば寒いことは御座らぬが、時節が時節故、何日何時戦に出ぬとも限られないのに、其時になつて火を焚くことも知らぬと云つては吾々の耻辱なれば、豫め稽古して置かうと存じて』と軽く答へたるに、流石の繼之助も返す辭やなかりけん、『糞ツツ々』と一言三言繰返して立ち去りしが、是より山本帶刀の指揮の下に稽古を始め、終日操練して日暮に澁谷を引上げたりと。漸く藩中の若武士連が、兎角に繼之助に反抗せんとするは、要するに兵制改革に對する不平の餘に出でし者にして、流石の繼之助も、時には随分其仕末に困りしことありしといふ。今日よりして之を見れば、殆んど兒戯に均しく、其迂濶さ言語に絶えたりと雖も、亦以て當時如何に兵制



精神的に  
遂成す

改革の困難なりしかを察すべし。而も長岡藩は、僅々たる時日の間に斯くも至難なりし改革をば遂に精神的に遂行し、北下の西軍をして幾度か寒心せしめたり。繼之助の經世的手腕、豈に非凡ならずとせんや。

祿高の改正

祿高の改正 慶應四年二月藩主忠訓、繼之助の進言を容れて歸藩せしが、其長岡城に着し、は三月一日にして、即日老主雪堂と俱に藩士一同を召見し、祿高の改革を發表し、更に用番稻垣主税をして左の『御意書取』并に『添書』を傳達せしめたり、

御意書取

御意書取

當今は不容易形勢に至り、不堪慨嘆、唯々恐入候事に候。此時に當り、疎才薄徳の我等、何を以て奉公可致哉、只管一統の力に依頼し、人心一和、共に忠勤致し度、因ては銘々先祖の功勞に付、俸祿薄厚有之、分限に應じ、軍制も被置候得共、今度之兵制改革、渾て銃隊に組立、彌強兵の實令更張致決心の上は、事に臨み、身命を抛ち候者、貴賤同躰の儀、上下苦樂を同じくいたし候半では、自然一和の筋も無之事に付、大身の面々難澁可致旨深斟酌、氣の毒に候へ共、是迄の宛行高増減改制、家風一洗いたし候間、主意厚く相辨、非常に立居可致忠勤事。

添書

添書

今般被仰出候條々、御治世以來の重大事件に候得者、方今至當の御儀、不被爲得止よりの御英斷、可奉感佩候。乍去太平の風習五體に染込候子々孫々故、世態の省察方深淺より、御主意柄疑惑の物議も難計候。右は是迄御政事御寛漫より、人心一和の筋に至兼候次第、今更御悔悟、一際御勉勵可被遊との御旨、誠以奉恐入候。就ては一統厚く相辨へ、御主意遵奉、非常に立居御奉公専務に可被心掛、小身の面々、御宛行御増し、足輕以下二三男迄御扶持方被下候は、不容易御處置に候得共、身命を抛ち、御奉公申上候者へ、知行被下物無之ては、御義理合も不相立、且被下物御手薄にては、自然操練行届兼可申との思召に候。御仁慈に甘へ、奢侈に移り候様の儀、聊も有之候ては、以の外の事に候間、御主意難有相心得精勤可被致候。

辰三月

猶は兵制に關する申渡書は左の如し、

一、西洋兵制は、各國毎戰に工夫を凝し、大小銃隊分合集散隊伍の働は勿論、諸器械は實地に付て得失研究、其製造日に新に成行、近來御國內一般、西洋兵學の所長を採りて、兵制改革の體は衆人の見る所に候。今般御家に於ても、古來の御定御軍制御棄捐、惣隊銃隊に御組立、追々御變革被仰出候間、當今至當の御所置、厚く相心得、練磨忠勤可被致候。

兵制に就  
ての申渡  
書



一、軍役御定の品々不及用意候事。

一、槍長刀稽古御廢止被仰出、是迄鍛鍊の者にても銃隊に御組立、事に臨み御採用可被遊候間、當時格別出精上達の者は御人選の上、一隊に御組立被成候事。

一、そぎ袖羽織、細袴の類、戎服の御定被仰出候間、無益の入費相省き用意可被致事。

但、地合、色合、紋所、御相印等、先達て相達し候通相心得可申、着時調達相成兼候面々、野羽織、伊賀袴の類相用不苦候事。

右の通。猶追々被仰出候儀も可有之候。以上。

辰三月

右に關し『思出草』に記して云く、『慶應四年三月朔、藩士の俸祿増減仰出され候。主意は前々の主家に軍法帳と唱へ、出陣の節家老以下足輕中間に至る迄、分限に應じ、甲冑諸道具供連等の差別、主家へ可差出軍役の人數規則も有之候處、當節は西洋軍陣の法則を用ひ、大砲小銃を以て敵に應じ、甲冑諸道具軍役等の差別も無之候得ば、戰士の俸祿は平均にして宜しき筋も有之候へ共、祖先の功勞に依り、多少有之候仕來の處、俄に一樣に致し候ては、人情に悖り行はれ難く候に付、多少折衷して、持高百石の者を中墨と定め、是迄の通り据置、百石以上の者は大身は大身丈け多く減じ、百石以

百人の祿を減じて千人の祿を増す

御家中持高増減定

下の者は小身は小身丈け多く増し、大身の家來共は皆直參として持高の多少に應じ、或は士分、或は足輕となしたり。一例を舉れば、第一大身の家老稻垣平助殿は、持高二千石なりしも四百石に減じ、其家來山本治兵衛は百石なりしを矢張百石にして十分に爲し類なり』又云く、『當節河井氏には出府留守なれば、兼て相談致置候事に付、家老衆並に同役へ相談いたし候へば、異存の者一人も無之、雪堂様へ申上候得ば、重役は同意かと殊の外御喜悅にて、斯る非常の儀も容易く行はれ、家老衆初め同役一同は皆減知せり、(中略)其事たる、譬ば百人の祿を減じて千人の祿を増し、人氣を調和して唯力を強くするの主意なれば、人之を稱して何とか云はん』斯の如くにして異常の改革も無事に遂行せられしが、其變更せる祿高は下の如し、(右に附隨せる、小改正は略す)

御家中持高増減定

減高の覺

從來の充祿高  
二千石  
千三百石より千百石まで  
七百石

改正高  
五百石  
四百石  
三百石



河井繼之助傳

六百石  
 四百五十石より三百石まで  
 二百八十石より二百石まで  
 百九十石より百五十石まで並に四十五人扶持  
 百四十石より百石まで並に三十八人扶持より二十八人扶持まで  
 二百石

増高の覺

九十七石  
 九十石並に二十五人扶持  
 八十五石より八十石まで  
 七十五石並に二十人扶持  
 六十七石より五十石まで並に十七人扶持より十四人扶持まで  
 四十八石より四十石まで並に十三人扶持より十一人扶持まで  
 三十八石より三十五石まで  
 三十四石より三十石まで並に九人扶持  
 二十九石より二十四石まで並に八人扶持より七人扶持まで  
 二十二石より二十石まで並に十八倭以下五人扶持  
 右何も取來高百石四十五倭の割合を以て被下、小物成は高に應じ是迄の通被下候。  
 一、總領分御宛行不被下事。

一、總領分年頭に相成、御番入被仰付候得ば、二人扶持被下、二三男御番入並銃隊組入被仰付候得ば、一人扶持被下候事。  
 一、役扶持、小身扶持、高付高外扶持、御合力米等、都て不下候事。  
 一、六十歳以上御扶持全く、孝道奇特者は御扶持半減にて被下候事。  
 一、神社、神職並一代者、組入不致者被下物は是迄の通。  
 一、御足高有之者、小物等、都て役高の當を以て被下、格式に付被下物一切無之事。  
 但、御役高外の格式被下物、是迄の通相心得可申候。  
 一、萱野、糠、藁被下物無之事。  
 一、建馬に付被下物無之事  
 一、御貸米金都て被下物、武用金は御軍用御備被成置候に付、利分被下無之事。  
 一、當三月配付増高の者へは、御増米被下、減高の者へは是迄の通にて被下事。  
 一、御扶持米間月有無に不拘、一ヶ年一人扶持三俵二斗つゝ被下候事。  
 一、此度減高の者、宛人と荷米御取戻し無之、増高の者へも當年不被下候事。  
 一、御拂眞綿不被下候事。  
 一、高割にて鐵砲買上候儀、御の事。  
 一、廻勤御禮の儀相止め、御用番御次當番へ相勤候事。  
 一、扶持米不足の者へ安御拂米以來相止め候事。  
 一、小組の二三男姉妹等、勝手のため大身相對奉公可爲勝手次第事。  
 一、御小姓組は大組、御徒士は小組と相心得可申事。



- 一、組分御廢止、觸達もの願達もの等、向寄組頭にて取計、御用番へ差出し可申事。
- 一、御廣間御番入者不及願達、上より被仰付候事。
- 一、實用専らの御主意に付、戎服並在來の衣服は、御制外にても平日着用不苦候間、成合新調致間敷候。新親拵候節は、兼て定の通相心得可申事。
- 右之外、猶追々被仰出候儀も可有之候。以上。

辰三月

尙ほ翌月に至りて公表せる諸改正の條々をも併せ記すべし。

附隨せる諸改正

- 御宛行御割替に付、役高定左之通引直被仰出候
  - 一、四百石高 御家老
  - 一、三百石高 御年寄役
  - 一、二百石高 御奉行
  - 一、百七十石高 大目付、評定役、寄合組、
  - 一、百五十石高 御用人、組頭、軍事掛、大砲頭、兵學所頭取、御留守居、御取次、足輕頭頭取、町奉行、
  - 一、百三十石高 御普請大奉行、足輕頭、上々様御附、御勘定頭、御目付、武藝掛、書籍掛、御近習目付、吟味所頭取、郡奉行、
  - 一、百石高 御仲間頭、郡代官、
- 右何れも同高之御役部は、座席打込、先役順と相心得可申候。
  - 一、七十石高の御役は 八十五石高
  - 一、五十石高の御役は 八十五石高

- 一、四十石高の御役は 七十五石高
  - 一、三十五石高の御役は 七十石高
  - 一、三十石高の御役は 六十五石高
  - 一、二十五石高の御役は 六十石高
  - 一、二十三石高二十高の御役は五十五石高
- 右御役の座席、是迄之通相心得可申候。
- 一、八十石高 兵學所取締掛 同書籍取調
- 右之役は、御役高より、大身の方々は同高の上座、御役高より小身の方々に並に總領分にてても御役高家督順の座席に相定候事。
- 右之趣向寄之面々に可被申通候。以上。

閏四月廿四日

河井繼之助

調練並出張之節、一刀差勝手次第之事。  
 婦人髪飾、鬘甲、今より停止候。まがひにても相用申間敷候。  
 但、笄之外、簪一本に限るべく候。

閏四月十六日

鐵砲殺生御停止月は、以來御廢止被仰出候得共、農業最中之時に付、玉先等精々心附、不都合之義無之様可被致候。

閏四月十八日

其後繼之助歸藩し、一夕小山良運を訪ふ、閑談多時、辭し去るに臨み、良運繼之助を警むるやう、「隨分險呑だから要心おし」と、是れ祿高の改正を始め諸改革に就て藩士中に不平を懷き、窃に繼之助



己を殺す程の氣概は一匹も無い

を怨む者あるを以てなり。繼之助曰く、『二度や三度は水ツ溜りの中位へは抛り込まれるかも知れないが、己を殺す程の氣概のある奴は一匹も無い』と、相顧みて哄笑せりといふ。  
身を微祿に起し、累進して家老上席藩制に依りて家老役を勤むべき家柄は、船垣平助、山本帶刀、船垣太郎左衛門、牧野頼母、牧野平左衛門の五家にて、世々襲職し、御中老、御奉行は人擧登用のこととなり居りしも、大方は二百石以上六百石に至る十家に限となり、而して河井家の祿高は既記の如く百二十石也。となり、一藩の重きを雙肩に擔ひ、絶えず非難攻撃の衝に立ちて銳意藩政の更新に従ひし繼之助の勞苦や、信に想察に堪へたり。不幸にして、各般の施設未だ半ならざるに、事志と違ひ、滿腹の經綸、竟に之を施すに由なかりしと雖も、而も北越邊陲の一小藩を以てして、其經營施設せる所、之を百世に傳へて朽ちざる者あるは、亦以て快とすべく、豈偉ならずとせんや。

過長岡城

三洲 長 茨

此地昔争戦。今過廿四年。江山餘舊勢。城中不同前。恩怨兩消失。願。

毛獨皎然。躍躑意何極。江上有漁船。

憶河井蒼龍窟

清逸 細貝 勉

城壁岩巖樓殿重。長街如帶斷塵蹤。老松曾記蒼龍窟。果見藩閭出程龍。

偉然丰采想威風。炯眼射人輟略工。敵地午眠射雷起。鏖公之後一英雄。

### 第六章 一藩の難局に立つ

時運は容捨なし

薄倖の幼將軍 公武合體

曩に廟議一變、過激黨勢を失ふや、一橋刑部卿慶喜を始め、松平春嶽、松平容保、牧野忠恭等、何れも要職に就きしかば、幕政刷新せられて、天下の事、其面目を改むべしと期待せられたりしに、時運は猶豫なく幕府をして根底より傾頽せしめ、春嶽の英才、容保の剛骨を以てするも、到底之を支持すべからざるに至れり。去れば一時僅に鎮靜せる反對黨の氣焰も、幾くならずして再び激發し、或は常野の騷亂となり、或は馬關の砲撃となり、其極、長兵の禁闕を犯すに至る。因て幕府は、防長間罪の師を起せりと雖も、何等奏功なく、唯さへ窮乏せる財政を耗損せるのみならず、曩に一片の命令に容易に三百の諸侯を易置せる威權を以てして、今や一の長州をだに制馭するの實力なきことを天下に表白し、愈々人心を睽離せしむるの幕なき結果を來せり。斯る多事多難の際に於て、薄倖の幼將軍徳川家茂は、浪華の蘆の葉末の露と消えしかば、(慶應二年八月廿日)遺命に依り、中外の重望を負へる刑卿部慶喜出で、宗家を繼げり、是を十五代の將軍となす。  
是より先、島津久光は、夙に公武合體なる佐幕説を持して京に下り、大に斡旋する所ありしかど、時勢の遂に爲す可らざるを見て歸國せしかば、今や諸強藩中、幕府と存亡を俱にするの決心を抱きて



京都に於ける幕府の地位は孤立

討幕實行の計畫

土州侯の建白書

始終渝らざるもの、京都に在りては、僅に會津桑名の兩藩に過ぎずして、其他は徒らに形勢を觀望するのみ。御家門を始め譜代大名さへ、其藩中の議論は大抵佐幕と非佐幕との二派に分れて藩論歸一せず、殊に徳川家の頼みとなるべき諸藩は、多くは小藩にして、爾も東北にのみ多かりければ、京師に於ける幕府の地位は漸く孤立の状を呈するに至れり。斯る際に、薩州の西郷吉之助(盛)大久保市藏(利通)等は、尊王攘夷の到底行はれざるを看取し、私に同志と謀る所あり、岩倉具視を幽閉の中に訪ひ、討幕實行の計畫を立て、且つ京師九門の變以來、互に確執して反目の状ありし討幕攘夷黨の首魁たる長州との間を融和するを肝要なりと爲し、長州の同志に其意を通じ、尋で薩州侯忠義は上京の途次、船を三田尻に寄せて親しく長州侯に謀る所あり、又長州よりも密に桂小五郎(孝丸)を上京せしめて討幕の議を凝さしめたり、薩長の聯合は斯の如くにして其歩武を進めぬ。

土州侯山内容堂は、此間の消息を解し、事の未だ發せざるに先ち、幕府をして斷然大政を奉還せしめ、公卿列藩會議の政を行ひ、以て靜穩の政變を爲すに若かずと思惟し、慶應三年九月大政奉還に關する建白書を裁し、家臣後藤象二郎、福岡藤治(孝悌)等を上京せしめて將軍家に提出せしめぬ。將軍慶喜は、未だ討幕の密議の斯程に熟せるを覺知せざりしと雖も、禍機既に其極度に達し、幕府の運命、日に日に蹙るに看て深く苦慮せる際なりしかば、密に腹心と謀り、意を決し、十月十三日を

和島の都筑藤藏等と大に其英斷を賛成し、頻に御決意然るべしと慫慂しければ、慶喜も今は猶豫すべき時に



前將軍徳川慶喜與其筆蹟

大政奉還

以て在京の諸侯及び重なる諸臣を二條城に會し、政權奉還の奏案を示して其意見を諮詢せしに、列座何れも事の意外なるに驚き、互に顔見合せ、敢て答ふる者無し。既にして土州の後藤象二郎は、薩州の小松帶刀、備前の牧野權六郎、宇

鬼神泣  
壯烈

其筆蹟



非すと爲し、翌十四日大政奉還の奏議を奉呈せり。恰も是れ、薩州侯父子及び長州侯父子に對し、幕府を討伐し、併せて會津、桑名の兩侯を誅戮すべしとの密勅を賜はりたる當日にして、所謂間髪を容れざるの機會なりと謂ふべし。慶喜の奏文に曰く、

奏文

謹んで皇國時運の沿革を考へ候に、昔王綱紐を解き、相家權を執り、保元の亂、政權武門に移りてより、我が祖宗家康に至り、更に寵眷を蒙り、二百有餘年、子孫相受け、臣其職を奉ずと雖も、政刑當を失ふこと不少、今日の形勢に至り候も、畢竟薄徳の致す所、不堪慙懼候。況や當今外國の交際、日に盛なるにより、愈々朝權一途に出で不申候ては、綱紀難立候間、從來の舊慣を改め、政權を朝廷に歸し奉り、廣く天下の公義を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力、共に皇國を保護仕候へば、必ず海外萬國と可並立候。慶喜國家に盡す所、是に不過と奉存候。乍去猶見込の儀も有之候へば、可申間旨諸侯へ相達し置候。依之此段謹んで奏聞仕候。以上。

十月十四日

慶喜

依て朝廷にては種々詮議の末、遂に之を允許するに決し、翌十五日左の勅允を下せり、

勅允

祖宗以來、御委任厚く御依頼被爲在候へ共、方今字内の形勢を考察し、建白の旨趣、尤に被思召聞食候間、天下と共に同心盡力致し、皇國を維持し、宸襟を可奉安御沙汰の事。大事件外夷一條は、衆議を盡し、其外諸大名何被仰出候は、朝廷兩役に於て取扱ひ、自餘の義は、召の諸侯上京の上、御決定可有之、夫迄の處、支配地、市中取締等の儀は、是迄の通にて、追て可有御沙汰事。

如何に時勢の變とは言ひ、一朝にして、十五世二百六十年の霸權を抛つに至りては、天下誰人か驚愕せざらんや。此報一度傳はりてより、都鄙到る所、群議紛々として起り、物情恟然たり。

飛報長岡に達す

出府進言

上洛に決す

幕府大政奉還の報、長岡に達するや、繼之助は深く決する所あり、私に以爲く、今日の事、多少權道に出づるも、公武、其何れにも偏倚せずして義理の完きに處し、以て一藩の無事を計るに如かず、而して之を遂ぐるの道は、公武の間に斡旋して其意思を表明するに在りと。因て出府し、藩主忠訓に進言して曰く、天下の大勢當に一變せんとなす、是の時に際し、拱手して大勢の推移を旋あらせらるゝこそ然るべけれど。忠訓其言を容れ、爰に繼之助等を従へ、公武の調和に關する献言書を奉呈すべく上洛するに決したり。然るに鶴殿團次郎、安田御藏(秀正)等は、時勢の日に非にして、雷に献言の徒勞に歸するのみならず、徒らに煩累を後日に貽すべきを説き、反覆絮説、其行に反

長岡侯牧野忠訓



中央忠訓向て右柳野嘉兵衛左藤源三

傍觀せむは、雷に徳川家に對して義理を缺くの擧たるのみならず、王臣たるの道にも背き申すべし、御家は代々閣老職に就かせられし家柄にして、殊に雪堂公は近く所司代職を御勤め遊ばされし御縁故もあれば、速に御上京の上公武の間に斡旋あらせらるゝこそ然るべけれど。忠訓其言を容れ、爰に繼之助等を従へ、公武の調和に關する献言書を奉呈すべく上洛するに決したり。然るに鶴殿團次郎、安田御藏(秀正)等は、時勢の日に非にして、雷に献言の徒勞に歸するのみならず、徒らに煩累を後日に貽すべきを説き、反覆絮説、其行に反



江戸出發

大阪着

朝廷の大改革

會桑二藩士の憤懣

對せりと雖も、繼之助は確く自説を執りて聴かざりき。既にして十一月二十五日藩主忠訓は、繼之助を始め榎野嘉兵衛、三間市之進等六十餘人を従へ、江戸の藩邸を發し、品川沖に碇泊せる幕艦順動丸に搭乘し、二十九日曉無事兵庫に上陸し、西之宮に一泊、翌日大坂堂島の御藏邸に入りぬ。將軍慶喜は、大政を返上してより、二條城に在りて徐ろに世の成行を觀つゝありしに、朝廷にては、十二月八日公卿並に重なる諸侯諸藩士を禁中に會し、大改革を議せりと雖も、慶喜をして其議に參與せしめず、剩へ翌九日、三條以下の五卿及び長州侯父子並に末家の官位を復して其入京を許し、岩倉其他諸卿の蟄居を免じて復職せしめ、新に總裁、議定、參與の職を置きしより、慶喜の征夷大將軍を始めとし、會津侯の守護職も、桑名侯の所司代も、此の改革によりて自然廢職となり、且つ薩土、尾、越、藝の五藩兵は、長兵と共に新に九門の固めを命せられ、同時に會桑兩藩の守衛を免せられたり。斯くと聞きたる會桑二藩士の憤懣は實に太甚しく、事變の將に闕下に起らんとする形勢なるに看て、慶喜は其日を以て會桑の將士を二條城に入らしめしに、翌十日に至り、征夷の職及び内大臣をも辭し、邦土をも納むべしとの諭告ありしかば、慶喜は、廢職の義は謹で拜承す、但し辭官上地の事は人心折合の日を待ちて奉答すべしと答へたり。蓋薩長の期する所は偏に討幕に在り、而して廷議も亦表面上大政返上を嘉納せるまでにて、先に下れる密勅の趣意は、日々に事實となり

公武の間愈々乖離

一鞭輕く大阪に下る

決意上洛

長岡藩の建白書

て現はれ來り、斯くは公武の間を乖離せしむるに至れるなり。時に薩長及び土尾の諸藩兵は、禁門を警衛し、旗下及び會桑兩藩兵は二條城に在りて屹然相對峙し、形勢頗る危急なるより、慶喜は不測の變を醸さむことを懼れ、十三日閣老參政及び會桑の二侯を従へ、突然二條城を出で、一鞭輕く、大坂に下りぬ。形勢斯の如く、公武の反目と薩長の横暴とは、繼之助の豫想せるよりも太甚しく、頗る失望せりと雖も、而も繼之助は他に深く期するあり、閣老板倉伊賀守(板倉伊賀守勝靜は、桑名藩出でて板倉家を繼ぎ、備中松山の藩主と爲る。始め周防守に任じ、後伊賀守と改む。其閣老職に就くや、私に以爲らく、我は微力にして類運を支ふるに足らざるを知る、然れども臣子の分として座視するに忍びず、寧ろ徳川氏と共に倒れんのみと。其爲人の誠實忠厚なるを知るべし。繼之助の師事せる山田方谷を重用し、方谷をして知遇に感激せしめたりしは斯人なり。)の意見に聽き、茲に意を決し、十二月十九日主從淀川を下り、伏見を経て竹田街道より入洛し、二十二日繼之助は藩主名代として副使三間市之進、附添澁木成三郎を従へ、建言書を持って議定所に出頭し、長谷三位、辻少納言に拜謁し、具に其趣意を述べて之を奉呈せり。建言書は左の如し、

乍恐謹而奉申上候

今般從朝廷被爲召、難有御事に奉存候得共、陪臣疎賤之身分、蒙御直命候は、唯々徳川氏へ斟酌而已之儀に無之、奉對朝廷、禮義をも失ひ恐入候儀と進退迷惑仕候。如何にも御政權奉還之儀、御内意奏聞之旨には候得共、不日に勅許有之候御事柄、無此上大事件、容易に御取扱被遊候様、上



下擧て驚愕仕り、天下爭亂、萬民塗炭に苦み候も自是起り候儀、顯然と奉存候得ば、彼是斟酌仕候も不忠之儀と不顧恐、上京奉建言候。抑保元以來、政權武門に移りしより、屢御企も有之候得共、終に御成業も不被爲在は、權與力全くして、始而可制御天下、權與力不全して、徒らに空名而已にて不能制御天下は、自然之勢、歷世之事變、人情照然相分候儀、徳川氏に至り、數百年間の亂を撥ひ、萬民を塗炭に救候程の英明、古今の事情洞察にて、天下之治安不此出事故、朝廷にも萬事御委任被爲在候御儀と奉存候。徳川氏撥亂治平に至り候後、若政權朝廷へ奉歸候得ば、今日之治世は有之間敷、昇平萬國に無比は、神國之御威光、徳川氏祖宗之功業、天下之萬民、今日太平之澤に浴し候も之に不外儀と奉存候。昇平久敷打續き、人心偷惰驕奢に赴き候儀、古今一轍に御座候得ば、徳川氏祖宗、天下を平治被致候規模無比類盛業、其後中興之功業も相立ち、時々改革も有之候得共、何分太平之弊風、上下共に偷安苟且に流れ候は、特に政令之不屈而已之儀にも無之、是又自然之勢と可申、殊に嘉永以來、外國渡來、和戰之兩議より、公武之御間柄彼是を生じ、時論不定、姦雄其虛に乘じ、巧に尊王之名を借り、浮浪之激徒、無深長之慮、狂暴釀亂、幾人となし、非命に陥り候次第、慷慨決死之心底は可憐事に候得共、全く一心の私憤に出で、義理之當然、國家治安之道を不辨、不好犯上而好作亂者未有之と浩歎之至に御座候。爾來物情紛々、世上不穩、續て長防之事件

も相起り、終に至今日候は、可悲事に御座候はず哉。外國和戰之儀、天下之諸侯、種々異説も御座候得共、追年事情も相分り、既に先帝御治世之砌、交際御許にも相成、唯今に至り候ては、始め唱攘夷候者も反て彼と和親に及び、今日之形勢、徒らに攘夷の不出來者分明仕候儀、然らば則ち朝廷にも先後之御命令御通徹と申す御儀にも無之、乍恐御反省可被爲在御事と奉存候。總て朝議より出候のみにも有之間敷、尊王之名に托し、攘夷攻戰を唱へ候輩より、多くは此に至り候御儀と奉恐察候。是等の人民、唯今に至り、猶唱攘夷候哉。自己之明暗を不省、先後之反覆を不耻して、猶ほ徳川氏のみを責を歸し候は、仁義有道之人々と可申哉。大凡物大なれば治め難く、小なれば治め易し、如何にも天下之廣大なる、國初と違ひ、別て多事に相成り、夫々届兼候處も有之候得共、追々奮勵爲致、實意に更張御座候得ば、始終大亂に不至して自然之強國にも可相成、當時之有様、攻守之勢異なりと申す様なる勢御座候て不振様相見え候得共、是より後、切迫仕候得者、強國に相成り可申、如何となれば、天下之尊敬を受け、深殿の中に生長して、不通下情之弊も御座候得共、今日に至り、左様之儀にても不相濟、奮勵も有之、親藩譜代も追々發憤仕候様可相成、然者則ち、關西之武士必強と申す譯にも無之、關東之者弱に終るの理も無之、多勢之中、必ず人傑も可生、四分五裂に至り候得ば、天下之心、徳川氏之恩澤を思ひ出し候半歟。外に誰人を思ひ出し可申哉。其



威之盛なる中は、臣服従順して、安穩無事之恩を忘れ、太平偷惰之時に乘じ、借名釀亂之人々には、假合力不足して、一旦威壓せらるゝも、天理之自然、決して心服は仕間敷、近頃西洋變革之説を羨み、變亂反て開強之基といふ説も一理なきには無之候得共、制度も違ひ、萬國無比之太平と開強之説を唱へ、變亂を醸し候は、天理人心之所不容、悲憤慨歎に不堪次第、天下之諸侯、徳川氏へ臣服し、數百年太平之恩澤を不忘却之義心有之候て、朝廷の不安は無之、徒らに尊王之名を借り、不平を懷き、時勢に乘じ、徒義を唱へ、或は私利を營み候様なる人心にて、朝廷之安事可有之哉。朝廷徳川氏へ御依頼之厚く、彌權勢を被爲益候と、御委任之名而已にて、威權を御殺被遊候と、朝廷之御爲め如何可有之哉。富國強兵、皇國治安之御命令、先年より度々有之、難有事には御座候得共、太平偷惰之風習、中々以て急速之可改に無之、内外多難之時に當り、國是まで不定、政令未整中、假令難有御命令に御座候共、緩急其宜を不被爲得候處有之候ては、其名甚美なりと雖も、其實は徳川氏之疲弊、隨而天下之諸侯、無益之奔命に疲れ、無用之財力を費し候儀、外國而已之儀に無之、公武之御齟齬より出候儀にも可有之哉。皇國第一大なる徳川氏之疲弊は、其疲弊に非ずして、皇國之疲弊なるを能々御了解不被爲遊候ては、彌覬覦輕侮を被爲受候様可相成、篤と被爲盡慮、暫時尊崇之虛名を御悦なく、萬民塗炭に苦を御憂慮被爲在、任而疑者亂之階なるを御鑒、是

迄之通、萬事徳川氏へ御委任被爲在候より、治安之道は無之儀と奉存候。一旦被仰出候御儀、間なくして御改被爲在候は、彼是六ヶ敷申立候者も可有之候得共、其段は、朝廷より御教戒被爲在、皇國安危治亂之際、厚く相辨へ、幾重にも一和一定致し、奉安宸襟候様被仰聞候得ば、御違背仕候者も有之間敷、御英斷之上、速に御處置可被遊御儀と奉存候。奏聞之上、被爲聞食候御儀、疎賤之分として不憚忌諱、犯逆鱗候は、斧鉞之誅難遁、假令御寛宥之御沙汰を奉蒙候も、狂暴好亂者有之候得ば、亦生還する不能儀と歎敷奉存候得共、天下萬民之安危に係り候御儀、懼罪逃死、黙止罷在候も、皇國有生之道に背き可申と、乍不及決死極諫、無量之御高恩萬分の一をも報じ候得ば、死も猶生に勝り候儀と、不顧恐奉申上候。不肖之者、天下事情之詳悉承知仕候にも無之、妄昧疎漏之至、恐入畏縮罷在候得共、封土相當之家來をも召仕へ、一同助力勤勵、敢て奉申上候。唯無彼我之別、一毫之求なき愚衷之心事、御採用も被成下候は、難有仕合に奉存候。誠惶誠懼頓首敬白。

慶應三卯年十二月

牧野駿河守代人

河井繼之助

『追考昔誌』に當時の状況を記せるあり、云く、『我公人と爲り、羸弱善く病む、然れども膽氣物に動



上洛當時  
の状況

せず、義を見て必ず爲す、余後に之を人に詳にする事を得たり。曰く、爾時以爲らく、主家の浮沈、生民の塗炭、此際天に向つて一言なき、豈有生の道ならむやと、即ち病を侵して海路上國に達す。其乗船に慣れざるを以てや、病益快からず、滯坂爲めに幾日、而かも猶ほ未だ癒えず。然れども時勢切迫、遷延日を送る可らざるを以て、病を力めて闕下に參し、河井氏をして建白書を上らしむ。當時輦下の形勢は、浮浪の徒、激焰火の如く、高屐、長刀、鳶肩、鷹眼、各所に横行、口に幕事を談ずる者は勉めて之を交鋤せむとす、暗殺暴行至らざる所なし。河井氏其或は免れざるを慮り、同行の士を戒めて曰く、暴徒萬一刃刺の擧あるも、必ず驚愕狼狽、迷措する事なく、恬靜手を束ねて兇意に委すべし、是れ朝廷を敬して我が公の誠意を表する所以なりと。嗚呼當時君臣決死の志、想ふ可し矣。又一行入坂の當時より建言書提出に至るまでの模様を詳記せる書簡（繼之助の書ならんか、著者の藏するは寫にして署名なし。）あり、能く其事情を盡せるを以て、左に掲ぐ、

事情を盡す

追啓、過日申進候通り、少々殿様にも御不快の御氣味合、且つ含も有之、御上京の儀見合居候處、當九日、從御所表被仰出候由にて、守護職、所司代共御廢止、早々屋敷引拂候様御達有之、不殘引拂、會津侯、桑名侯には、御人數御引連にて二條御城へ被爲入、長州は官位如故入洛御免、御所表は關白、内覽、勅問、傳奏等渾て御廢止、總裁、議定、參與等の御役部御取立に相成、人別は別紙の

通、如何にも歎息の至り、推して十日御上京の圖に取極置候處、十二日拂曉、兼て京師表へ差出候澁木成三郎、内藤彌兵衛下坂、即今の形勢、御所諸門にては、薩土藝戎裝にて殿衛、外人通行一切差留、剩へ攝家初め公卿方、是迄關東に通信いたし居候御方は、參門差止落職等取計、且將軍職御差許、勿々二條御城御引拂の様被仰出、其上風聞には、將軍家を削り、十萬石に致し候杯と申し、餘りの事に付、兩人下坂いたし候に付、段々申合候處、主上御幼冲の折柄、姦雄矯命、此極に至り候上は、御上京建言も最早無益に屬し可申、將軍様も、今晚歎明朝御下坂に可相成と申事、且會藩桑藩等、手槍小銃相携ひ、二條御城へ詰居り、今哉戰爭と申す形勢、因ては御上京御建言御詮無之場合と申合、若し上様御下坂に不相成候は、上京機會を見合せ、御建言なり、又は御人數少にては候得共、非常の御用御務なり可致所置と評議いたし、御下坂の様子、御城代へ問合候處、唯今御本供にて牧方迄御着、無程御着城に可相成、十二日九ツ時と答有之候に付、旁十四日御上京は延引被仰出候。

偕上様御着城に候得者、早速御登城、御機嫌御同被成御手續、且昨今の御模様承度に付、繼之助、市之進、勿々御城代へ罷出候處、無間御着城に相成候に付、御城代重役を以て御登城の儀越中守様迄伺もらひ候得共、何分御混雜にて、御老中へも伺之間無之、御城代にては御差圖相成兼候趣、



御下坂に相成候次第柄不相分、何れにも其邊の儀、御老中へ伺吳候様重役申候間、其より直様板倉侯御旅館へ（御城中なり）可參哉と存候得共、夜中にも相成り、且五つ時過に候得ば、御門出兼候趣故、一と先引退、明早朝板倉侯へ罷出可相伺と存じ、兩人引取、翌十四日市之進板倉侯へ罷出で、御登城の儀並に其節の御供廻り、銃隊に可致哉、平常にて可然哉等之儀、公用人に面會示談に及び候處、最早閣老御登城故、今晚相伺置、明朝差圖いたし候様申候間引取、翌十五日猶又市之進、成三郎同道にて、閣老へ罷出で、相伺候處、何にても御登城宜敷旨、御供廻りの處、銃隊なり平常なり思召次第にて宜敷趣、直様今日御登城の圖にて、成三郎は御城へ罷出、市之進歸邸、御建言書並に御添書御持參にて御登城被遊、繼之助、市之進も御城へ罷出扣居候。無間殿様板倉閣老に御逢、御機嫌伺後、建言書御添書共御差出に相成候處、閣老御落手にて、今日は外國人登城にて甚だ取込み居り候間、明朝五ツ時重役の者御宅へ罷出候様被仰候。依て殿様には御退出、尤何方へも御廻勤等無之、御歸館相成候。

翌十六日朝、繼之助、市之進、板倉侯へ罷出候、閣老御逢有之、昨日駿河守殿御差出相成候御建言書一覽致し、倍々御忠節、御手厚之至不堪感心次第、御賞歎之御言葉有之、此方より申上候は、昨日主人より申上候通、蒸氣船にて上坂仕候處、散々主人不相勝、無據滯坂罷在候處、近日の形勢、言語に絶え、最早不可醫之病歟と上京も無詮と歎敷奉存候趣申上、此場に至り候ては、君側の惡を清め被遊候歟、又は御歸府之上、御政令御整ひ、外御武備御更張之上、御討伐被爲在候歟、此兩條に不出趣申上候處、尤至極、右に付ては其藩の見込は何に歸候哉、此段御尋に付、乍恐近來御政令之不治と、昨年來長防御征討之不振等に因り勘考仕候へは、唯今御征討と申候ても、愈御成功とも不奉存、御歸府と申候ても、是亦不容易御場合に御座候得共、猶篤と勘考仕り、主人にも猶進退の利害を盡し建言仕候心得の趣申上、且急速御討伐と申事なれば、國元へ人數申遣、御奉公相勤度旨申上候處、御城なり宅なり、何時にても宜敷候間、心付の儀無遠慮申立候様被仰聞、此方より、申上候は、御機事にも可有御座候得共、主人も甚心配仕候間、苦敷儀にも無御座候は、御下坂に相成候次第相伺度旨申上候處、斯る厚き心配も有之候、何も包置候儀無之、此度御下坂に相成候は、別義に無之、何分將軍職御免被仰出候處、麾下初此迄抑憤怒居候處、昨今の模様、慷慨に不堪、直様御討伐と申氣合にて、時日を延し候は、争端を發し可申と上様深く御心配にて、御届而已にて一先御下坂相成、且つ此度朝廷にて、天下の御政事被遊候には、御入費不容易、倍御封土之内可差上候方可然、左も無之候得ば、從朝廷被仰候前以御取計に相成候方宜くと申儀、尾州侯より御心添有之、御返答の儀、御下坂後も日々の催促、歎息の趣被仰聞、且兼て繼之助名前承り居



候、當時は何役相勤居候哉抔と御話有之、彼是御登城の時刻に相成候間、退散致候。  
翌十七日夜五つ頃、御城より大目付戸澤伊豆守様、牧野土佐守様より、重役之者唯今御城へ罷出候様御達有之、直様繼之助御留守居同道にて罷出候處、御待兼の様子にて、板倉侯早速御逢の趣、御坊主より御沙汰有之、御坊主の案内にて、暫く御廊下通行致し、奥へ罷出候處、奥詰銃隊五六人程中尺銃脚絆にて立ち、晝夜固居候體、其御間よりダンツを一面に敷有之、其所にて扣居候處、御目付安田作太郎御出、唯今伊賀守殿御逢被成候旨御達有之候、間もなく開老御出座、此れへ此れへと被仰候故、御膝近く進出候處、此間之御建言書、上様にも被遊御覽、御忠節の程被遊御感心候、如何にも時勢差迫り、此上の儀心付候事は幾重にも申立吳候様御頼の御言葉、且つ如此精神の建言書故、上京の上、朝廷へ差出候はば、昨今の形勢にても不少補益も可有之との意、言外に溢れ居候得共、當今の上京、虎穴に入るの勢故、差付御差圖も相成兼候御様子、唯々忠節手厚の段、實に上様にも御感賞不少趣、度々御噂有之次第にて、先引取候、如何にも板倉侯の辭氣にて、上様の思召奉推察候ても、實に不堪感憤次第、且つ使將軍之重如此之懇辭あり、閣老如此依頼有之候得者、君臣の分、死も猶勝於生、御家も無此上御名譽、昔時十七將に被列候後、如此厚き御依頼も有之間敷、假令君臣斧鉞に死し候も、天下萬世美名雷の天を行、如く、且つ御封土を全くするも、此

右に出ですと一同雀躍致し候。依て御決心御上京、爲徳川氏天下之義氣を鼓舞被成候時と申合尊慮奉伺候處、殊の外御喜悅にて早々上京可致御沙汰に付、翌十八日繼之助、市之進御城へ罷出板倉侯へ御達を相願候處、唯今各國公使應接中に付、扣候様御沙汰に付、扣居候處、半時程過、若年寄衆御逢の趣御坊主より達有之、即ち右案内にて兩人罷出候處、一時に繼之助御逢有之、牡丹の御間へ罷出候處、御目付設樂備中守様御出、唯今平山圖書頭殿、塚原但馬殿御逢に相成候趣御達有之、無間御兩侯御出座、御兩侯へは初ての事故、建言の主意より決心上京の段、繼之助より委細申上候處、平山侯被申候は、御江戸表も唐津侯より承り居、又昨日御建言書一覽致し、御誠忠之程、何とも可申様無之、一同感心致し居候處、又此度御決心御上京と申は、實に必至の孤忠と可申、儲々御手厚の至、頼母敷事、いつれにも伊賀守殿へ申上、猶又御沙汰可申と被仰聞、其節申上候は御江戸表壹州侯へ申上候通、御差圖を請ひ、他日の難を遁れ候様の心底は一毫も無御座、唯々君臣合體、所謂影となり形となり、御奉公仕候所存に御座候間、主人も登城致し、御暇乞可仕筈に御座候得共、何歟御差圖を受け候様にては、兼々の素志に背き候間、出立の上御届仕候而已の心得に罷在候間、此段御含置被成下度旨申上候處、一毫も求めなきと、難を遁れ候意無之には、殆ど感心被致候様子、平山侯被申候には、追て諸家へ御渡可被成候得共、此度被爲在御奏聞候御書面、幸



ひ今日其許衆罷出候事故、一覽致し、寫取候ても宜との趣にて、別紙御奏聞書拜見被仰付、一旦引取、御臺子之間にて寫居候中、閣老御逢の趣、しかし寫物中なれば終り候上にて宜敷との趣故、恐入候得共、今少々御猶豫相願候と申寫居候、此時兩人噂致し、天下の閣老へ向ひ、御待被下度と申事亦一奇事と笑を催して寫終候間、御逢被成下度旨相願候處、直様案内とて、牡丹の御間にて御逢有之、今日は御用多にて、彼是延引の趣御挨拶有之、且つ過刻平山、塚原へ申立の趣、唯今上様へ申上候處、此間より御感心の處、決心上京の趣被遊御聞、猶更御感賞、直に上様其許衆へ御逢被遊候尊意の處、猶御配慮被爲在、猜疑の爲登城も不致、届而已にて上京致候位、厚心配有之事故、唯今逢候は、諸役人始め目に付候事故、態と御逢不被遊、因て此伊賀守より其邊宜敷申述、駿河守殿へも宜敷、折角盡力致し候様との厚き御沙汰の趣、閣老より被仰聞、兩人共恐入、主人にも厚き御沙汰の趣、難有可奉存、且つ疎賤の私共、斯る蒙御沙汰恐入難有存候旨御禮申上、閣老猶又被仰聞候は、上京の上、彼地の形勢、此方へ申遣候様被仰聞候間、奉畏旨御請申上候。過刻平山殿より御渡に相成り候御奏聞書返上致し候處、此御書は、其許共の見込は如何と御尋御座候間、随分御宜敷奉存候段申上、引取候節も、猶又駿河守殿へも宜敷旨被仰聞候。如此御依頼の厚き、時勢とは乍申、實に是迄無之仕合、殿様にも無此上御面目、天下至貴の將軍如此御懇辭を閣老御取次に

て陪臣疎賤の者へ御達抔と申は、勿體なき次第、殿様にも御満足の至り、士爲知己者死とやら、況や君臣之大義、以死可報秋、國家之幸福亦不出此、所謂義理之至當、天下後世遺憾無之儀と決議、十九日夜御乗船、御出立の旨被仰出候。猶繼之助より諸士へ、此頃より將軍家御依頼の厚より、諸臣の大義、以死御奉公被遊御時節、銘々にも忠勤可盡趣演説に及候處、一同感激落涙を催候次第、偕十九日七ツ時半過御乗船、一同御供、寒氣は強く候得共、月色可愛好風景に覺え候。此節渴水故、漸く廿日四ツ時過伏見え御着船、御朝飯被召上、一同にも無事着岸、九ツ時前御出駕、竹田街道より御入洛、八ツ時半北野林靜坊へ御着、一同にも難有奉存候。兼て申合にて、御入洛の節、御供廻り兵器不携、平常の儘の方返て面白敷と存候。御武器は總て箱に入れ持參致し候。御着の上、御用達柏屋某を以て參與所へ御届書差出候處、直様別紙寫の通御參朝有之候様申來候得共、御不快の段届置候間、二十一日繼之助、市之進、成三郎同道にて、午刻參與所へ罷出候處、御門には薩長藝尾越等にて銃隊にて警衛致し居候。參與役所にて御所議定官の方へ可參様申候間、罷越候處、以前大殿様御役中御參内被遊候鶴の間御席は控所にて、已に此日も北條侯、小池田侯、久留米侯御參内、其外彦根、膳所初七八家の重役罷出で、同所へ屏風仕切にて控居候。其中傍觀致し居候處、五藩の陪臣、掛の事には候得共、薩人等宮中徘徊致し、實に朝典を汚し候義と不堪切齒候。



夕七ツ時過、御達物有之趣にて、鶴の間より並居候。此方は兩人罷出候得共、一人にて宜敷旨にて、市之進引下り控居り、一統揃候上にて、議定官中山前大納言殿、正親町三條大納言殿、參與官萬里小路右中辨、宰相殿岩倉少將殿、右四人御出座、別紙御渡有之、明二十二日已刻迄に御答申上べく旨御沙汰にて御退座、外御用も無之趣に付退出、御書付の體初め、諸事雜踏の處より、姦雄朝權を専らに致し候邊傍觀致し候ては、更に慷慨を増し候次第、夜五ツ時頃歸宿、委曲殿様へ申上候。儲兼ては御參内の上、御建言書御差出の圖り申合置候得共、昨今朝廷の體を傍觀致し候處、姦雄の輩、朝廷を汚し候處へ、御參内には不及義と申合、依て明日御答の差支にも相成候間、繼之助爲御名代、御建言書持參、議定官へ拜謁の上差上可申と決定致し候。兼て彌五左衛門、市之進心配致し候通、京地は暗殺等折々に有之、且つ此度御差出に相成候上は、狂暴の輩は、如何なる所業働候哉難計、其邊幾多の心配致し候得共、繼之助斷然決心、其意に感じ、愈明日御差出の圖りに決議致し、翌廿二日朝、諸士呼出し、繼之助御名代にて、今日御建言書御差出に相成候上は、如何なる暴人有之候も難計候間、兼て申置候通、萬事心配候様、且今日御建言に相成候は、兼ても申聞候通り、爲皇國萬民、神祇御誓被遊御建言の儀故、假令薩長土の兵隊十重殿衛候共、事理明亮、從容言上、君命を不辱候間、繼之助亂兵に斃候も、寂然不動、萬事謹慎、差圖を受居候様凜然演說に及候

處、一同肅然、死を甘じ候體相見え、御殿様にも、今日の御名代不容易儀と思召、繼之助御呼出し今日の名代不容易太儀の旨御意有之、御差料御短刀御手づから被下候處、繼之助色々御辭退申上候得共、今日の儀は、格別故致頂戴、即ち今日相用候旨申上、時刻に相成候間、副使市之進同道、成三郎附添にて、直様御所へ罷出候處、議定官へ御逢相願候處、無間長谷三位殿、五辻少納言殿御出座、兩人鶴の間へ罷出、繼之助より江戸表御出帆の次第より、此度御建言書の御趣意言上、終て君臣共に斧鉞の誅は固より甘じ居候意、涙を流し申上、御建言書差上候處、御落手にて、御添書一覽、御本書は篤と申事にて暫く控居候様被仰聞御退座、暫く控居候處、又鶴の間へ呼出にて、非藏人を以て、過刻の御建言書、長谷三位委細承知致し候間、勝手次第に引取候様、且つ面會の上可申筈に候得共、今日は御用多に付、非藏人を以て申聞候趣達有之候間、御承知被成下、難有仕合奉存候旨御禮申上退座、夕七ツ時過歸着、委細殿様へ申上候處、本意も相達し、無事にて歸候旨、御悅有之、一同にも御建言書御差出しに相成、且無事歸宅致候條喜悅致し、益々非常の心得にて罷在候。儲此度の大事件、畢竟繼之助不容易心配より、天下へ美名輝候頭末は、實に何と可申様無之、唯々手の舞足の踏む所を不知次第、萬々喜悅奉存候。繼之助苦心の處は、中々筆紙難盡、目出度歸國の上可申述、唯々一同從容死を甘じ候意にて、様子窺居候而已。御上坂以來の順序如斯、猶追々可



申進候。以上。

慶應三卯年十二月二十四日

會桑兩藩  
の入京を  
禁ず

衆論鼎の  
沸くが如  
し

前將軍上  
洛問題

決意を促  
すべき一  
事件

偕て前將軍慶喜の京を退きて大坂城に入るや、廷臣等は大に驚き、其異圖あるを疑ひ、先づ會桑兩藩兵の京に入るを禁じ、獨り慶喜にのみ入京すべしと命じたり。是に於てか城中舉つて朝廷の處置を憤慨し、都ての事、薩藩の私意に出で、朝廷の名を假りて非望を遂げんとする者なりと爲し、悲歌慷慨、衆論鼎の沸くが如く、主辱められるれば則ち臣死すと絶叫し、中外よりして交々慶喜に勸むるに兵力に依りて君側を一掃すべきを以てせり。既にして前將軍上京の議は幕府の一大問題となれり。當時會桑二藩を始め多數の將士は、意氣方に激昂せるより、應命説を排して飽までも主戦論を主張せしが、時偶々幕閣を始め在府の佐幕派も亦討幕の密勅を漏れ聞き、尋て前將軍下坂の報に接し、憤懣の情愈々其度を高め、羽檄を大坂に飛ばし一戦の下に廓清の策を執るべしと促し來れり。斯く内には在阪幕士及び會桑の主戦論となり、外には江戸幕閣の愆愆となり、戰意正に熾なるに際し、更に其決意を促すべき一事件起れり、即ち薩邸砲撃のこと是なり。是より先、江戸は綱紀弛廢し、白晝暴徒横行、荐りに市街を騒がし、警吏の力能く之を制する能はざるより、幕府は庄内侯に命ずるに市中の取締を以てせり。然るに是等の暴徒は、毎に三田の薩邸を潜伏所と爲せるを以

薩邸砲撃

伏見鳥羽  
の兩道よ  
り進軍

極力入京  
に反對す

無謀も亦  
甚し

て、幕府は邸吏に是等暴徒の引渡を諭せしも、毎に抗辯して之に應せざりしかば、遂に意を決し、十二月廿五日の夜、其邸を圍み、砲撃して全邸を焼拂ひたり。此報大阪に達するや、城中の激昂益々甚しく、今は慶喜も一同を鎮撫するに由なく、爰に愈々兵を率ゐて上洛するに決し、幕府の諸隊及び會桑二藩の兵は各々隊伍を整へ、表面は前將軍朝命に因りて上京するものなりと唱へ、所謂討薩の表を奉り、十二月三十日より兵を伏見、鳥羽の兩道に繰出せり。報を聞きて、繼之助大に之を憂へ、三間を従へ、板倉閣老を訪うて更に藩主上京の決意を述べ、今日の事、幕府の爲に謀るに、一日も早く關東に引上げ、先づ内政を治め、徐ろに時機の來るを俟つに若かず、今驟に大兵を率ゐて上京するが如きは斷じて策の得たる者に非ずと。板倉侯曰く、是れ至當の論なりと雖も、勢既に此に至る、復た如何とも爲し難し、去れど兎に角前將軍に其意を通すべく、尙ほ面謁の相叶ひ候様取計ふべきに依り、直々に委曲進言すべしとて侯も亦深く憂慮の體に見えしが、次で繼之助は平山圖書頭を訪ひ、同様の意見を述べ、更に會桑の諸將に會して出兵の名分なきを痛論し、且つ曰く、強て廓清の策を決行せむと欲せば、何すれぞ京都の要路を絶たざる、察するに京都の兵四千を越えざる可し、而も大津口、丹波口其の他四邊の要路を絶たば、糧食窮乏して自ら潰えむ而已、是れ戦はずして敵を破るの上策なり、烏合の衆を以て窮鼠の反噬に充つるは無謀も亦甚しと。然れども會桑の將



遂に開戦

玉津橋の警固を命ぜらる

士は、憤懣の情此の時を以て其極度に達し、一戦に薩長徒を蹂躪せんとするの念燃ゆるが如くなりしかば、理に於て争ふなきも、一人の其言に聴く者なかりき。(南摩羽峰、常年を追懐し嘆じて曰く、昔龍真東則内亂不起。人民不死傷。貨財不濫費。國力不耗也。而其說不。北一豪傑。若使大將軍從其說。不出兵於伏見。嗚呼命乎。惜夫。此嘆あるもの、豈獨り羽峰のみならずや。)斯くて翌慶應四年(即ち明)正月三日、幕軍は會桑二藩の兵を先鋒に、姫路、松山、大垣、濱田、其他の諸藩兵を後陣となし、慶喜自から旗下の兵を率ゐて其中堅となり、部伍堂々、伏見、鳥羽の兩道より進軍せり。然るに西軍關を鎖して入るを容さず、是に於てか砲戦は竟に兩軍の間に開かれたり。

識者の間に主張せられたる非入京説は遂に容られずして、繼之助の苦心は管に水泡に歸せるのみならず、公武調和の建言書を奉呈して未だ幾日ならざりし長岡藩が玉津橋の警固を命ぜらるゝの奇なる運命に逢着せり。繼之助衆に告げて曰く、事既に此に至る、他に良策無し、念ふに天下の形勢、日ならずして將に一變すべし、暫く事變の成行を見て善後の處置を爲すに若かずと。依て僅に六十餘の兵を部署し、玉津橋を守衛せり。既にして幕軍の敗報頻に至り、次で居民の兵を避くるもの難踏騰至、其騷擾言ふ許りなし。繼之助私に以爲く、必ずや何分の沙汰あるべしと。斯くて待てと暮せど何等の音沙汰無きのみか、城中の形勢頗る疑はしき者あるより、繼之助一同に告げて曰く我れ先づ其實狀を探らんと、馬を驅て城中に至れば聞として人語なく、前將軍を始め會桑兩侯等は

我輩獨り誰が爲にか此地を守らん歸府の途に就く

江戸着

御直書の寫

業に己に退走し、僅に笠間侯の期に遅れて退去の準備を爲せるあるのみ。繼之助馳せ歸りて曰く、城中既に斯の如し、我輩獨り誰が爲にか此地を守らんや、徒らに狗死を爲さむよりは速に歸府して後圖を策するに如かずと。斯くて七日の夜、漸く大阪を出發し、大和路より伊勢に入らんとせしに、時偶々藤堂和泉守西軍に應じ、幕府の騎兵隊を上野に襲撃し、又支封久居の城下に關門を設けて嚴に往來を監視し、形勢頗る不穩に見えしも、繼之助は關吏を説破して無事に通過するを得、是より松阪に出で、更に海路を取り、三州吉田に上陸し、東海路何事も無くして二月一日に江戸へ歸邸せり。

是より先、長岡の藩廳にては、領内一統に布達して云く、

御直書の寫

今般御政權御奉還の儀、天下安危、萬民苦樂に相係り、不容易御事に候間、不願不肖、上京の上、寸志建言、東照宮以來の御恩澤に奉報度候。一同無油斷可盡忠節、此表に殘居候者供、同様の心得にて諸事相愼可申事。猶委細年寄共迄可申聞候。(十二月)

添書

今般御直書の御主意者、御祖先御功勞の御家名を被爲嗣、莫大の御恩澤を被爲蒙、斯る御大事、御傍觀にては御寢食も不被安御次第に付、御上京の御寸志御建言被成度御舍、全く時勢御感激御奮發の御忠慮、誠に以て結構の御儀、難有事候。一同御主意深く體任し、當務を勵み、文武を研ぎ、非常用意等行届候様、益々心掛置、身命を委ね、御奉公可被致候。以上。(十二月)模樣相分り候迄、年始相對勤初め、萬端相愼、不心得の儀無之様申達せり。(十二月)



淨説百出  
藩士を急  
行せしむ  
一小隊出  
發  
悟死の覺

斯く藩主の上京を以て東照宮以來の御恩義に報ゆる一大事なりとし、模様の相分るまでは年賀を  
始め相對勤の義も慎むべしと命せし程なれば、上下齊しく翹首して只管京地よりの報知を待ち居  
りしに、其後何等の消息無きのみか、浮説百出、既に京坂地方に於て公武の間に戰端開かれたりと  
の噂専らなるより、老主雪堂大に之を憂ひ、藩士一場五郎右衛門、二見虎三郎、野村豊作、伊東兵馬  
に命じ、急行京師に赴かしめ、次で十二月廿七日更に花輪馨之進に一小隊を率ゐて上洛せしめたり。  
(此際、雪堂老公より花輪に御直筆の扇面を賜はりしが、歌に云く武士の玉のおそりも厭ひなく進む武雄の心清けれ)當時藩士中に、其行の不穩當なるを説きて反對せる  
者ありしと雖も、命を受けたる花輪等は、一死以て君國に報ゆるの秋なりとなし、部下に左の心得  
書を示し、何も決死の覺悟にて出發しぬ。

中古政權武門に歸し、引續き御當代に至り候も、御一己の御私情被爲在候御儀無之、天下之大勢、不得止場合より、幕府御開に  
相成候處、時勢變遷に従ひ、恐多くも近來尊王之名義を假り、私情を逞する奸計日に月に差迫り、既に今日之形勢に至り候次第、  
皇國安危の所係、天下治亂の機も可決、此れ恐入事に候。況や三百餘年、昇平之化に浴し、久數干戈の嶮難を知らざるも、神祖の御  
餘澤に候處、辱も御先祖御功勞の御家名を被爲嗣、莫大の御厚恩を戴き被成、斯る御大事を傍觀被成候ては、御寢食も不被爲安、  
御感激の餘り、御建言被成度御含にて、御上京被成候處、當節長州父子入京御免、薩土藝等上京、九門御固めの諸侯御免にて、右  
四藩等へ被仰付、守護職、所司代も御免に相成り、白刃を携へ、禁闕二條城遠卷、危急切迫、不容易場合の旨、已來右の形勢相察  
し候ては、御上京の御主意も泡に可相成何様の變事も難計、大殿様にも深く御案思被爲遊候より、御人數御差登に相成候義、御  
同様蒙其命候ては、臣子の素願、實に難有御座候。就ては申迄も無之候得共、人和、そ強兵の基に候得ば、上下一體、私の恨を

心得の條目

不結、心付の義は何事も無腹愆意見を加へ、道中初め粗暴不心得の義等無之様、精々心配致し、數百年來の御厚恩可奉報の時、  
身を致し候は御同事に忠戦致し度事に御座候。巨細共御心付の義は、聊無御遠慮御示教被下度事に候。

心得之條目

- 一、敵に對し、兵器を加へ討死候者は、家跡御取立可被下候事。
- 但、其時に寄、又は立場に寄、御褒美有之事。
- 一、兵器不加、前後不意の彈丸に當り相果候者にて、家跡御取立可被下候事。
- 但、其時宜に寄、御褒美可有之事。
- 一、獨闘は一隊の弱に相成候事に付、堅く停止、乍去短兵を以て切込候場合も可有之、其節は頭奉行の下知に可任事。
- 一、功名致候は、成合證人を取り可申、證人に相立候者も手柄の事。
- 但、證人無之節は、證據に相成候者を以て可申達候事。
- 一、於戦地討死有之節は、假令親子兄弟たりとも、死骸引退くることなく、始終己の立場を不去肝要之事。
- 一、戦後手負死人有之節は、相互に深切に介抱可致事。
- 右之條々、可相守者也。

慶應三年十二月

次で慶應四年正月十三日、更に藩主上京建言の義に付、各番頭宅に於て左の如く藩士一同に申渡せ  
り、

殿様舊臘二十日被遊御上京候處、散々御不快にて、御參内難被遊候に付、同二十一日爲御名代河井繼之助御所へ罷出候處、御達

申渡書



の義有之、翌二十二日右同人御所へ罷出、前日の御答辯兼て御舎の御建言御書上げ被遊候處、參與長谷三位野御落手の旨御達有之、本恐悅候。別紙御建言の寫、爲心得拜見被仰付候間、此節危險の地位に被爲在候御誠忠の御主意、厚く相心得、可被勵忠勤候。

二小隊出

江戸よりの急報

既にして京坂地方不穩の巷説區々なるより、同月十六日に至り、更に重役稻垣主税は老主の命に依り、軍事係萩原要人、銃士隊長田中稔、銃卒隊長長谷川五郎太夫等の二小隊(銃士三十人、銃卒五十人)を率ゐ、京都に向けて出發せり。然るに幾ならずして江戸より奥山善八晝夜兼行歸國し、伏見の一擧、幕軍大敗、内府東歸の旨を報せしかば、藩廳の驚き一と方ならず、種々評議の末、又更に老職をして大川(市左衛門)田中(進)等の四小隊を従へ繼發せしむるに決し、將に出發せんとせしに、偶々江戸の藩邸より出兵の義は一切見合はずべき旨の命ありしを以て、遂に之を中止せり。

稻垣隊と花輪隊

偕て稻垣等の一隊は、高田附近にて初めて伏見の事變を確め、且つ藩主一行東歸せりとの風説を聞き、道を轉じて信州路を取り、上田にて、江戸よりの急使に逢ひ、其狀を詳にするを得、こゝに出府を見合せ、之より歸途に就き、再び高田に至れば花輪隊の引返して江戸に向ふに逢ふ。蓋同隊は、西江州に入り、漸く大阪に近くに從ひ、遙に砲聲の聞ゆるより、其異變あるを察し、密に偵察せしめたるに、果せる哉、伏見の一敗、阪城守を失ひ、前將軍を始め會桑の諸侯何れも東歸せりとの

繼之助の立腹

ことに一同驚愕し、熟議の末、花輪隊長のみ藩主の後を追うて東海道に向ふこと、なし、全隊は前路の梗塞を慮り、江戸に赴くべく引返して此地に來れるなり。斯くて花輪は急行東海道を下り、漸く藩主の一行に追付き、備に出兵の次第を語りしに、繼之助痛く立腹し、『國を留守すべき重責を負ひながら少數の兵卒を連れてヒョコ〜出掛けるとは何事ぞ、一體何うする量見なのか』と叱責せり。是れ留守の重任を負へる重役等が、事情を極めず、事態を察せず、驚愕狼狽の餘、漫然出兵して徒らに薩長徒に口實を與ふるに至らんことを憂へてなり。

薩摩長州を祖にのてせ

布達文

舊服御建言書も被差上候處、圖らずも薩長等の逆徒、幼冲之天皇を奉蔑如、王命を矯め、恐多くも上様を朝敵と偽り唱へ、無道の干戈を動し、畿内擾亂、人民塗炭に陥り候段、驚愕悲嘆に堪へざる次第、斯る形勢に乗じ、逆賊浮浪の徒、北國筋へ亂入難計、萬一御領地を汚し候ても、不容易御恥辱、大殿様にも深く御心配被遊、士民同心、忠義一途に歸し、守備堅確に相成様にと御沙汰に就ては、死を以て御國恩に報じ候は、士の常、面々覺悟は申迄も無之候得共、當業不銀鍊、徒らに討死致し候而已御奉公とは難申哉、専ら文武に身を委ね、強敵に對し、勝利の心掛最肝要に候條、厚く相心得、老弱の別無く、一と際憤發、非常之防禦行届き候様心懸け、陣中同様相心得、銘々節儉堅く取り守り、可被勵忠勤候。農工商は、多年之御恩澤を難有相心得、只管職業を



飛報

勵み、上下一體に此節の御奉公筋十分行届き、宮國強兵之實體に備り候様にとの御主意、厚く感戴可被致候。(二月七日)  
右布達公示の前一日、即ち二月六日の薄暮に飛報あり、薩長の兵百人許、勅使を擁護して來越せりと、風説は風説を産み、蜚語百出、物情恟然たり。

藩士召集

翌七日藩廳にては、十七歳以上五十歳以下の藩士を召集し、七番頭(番頭役七人あり後銃士隊長と改む)をして各々命を傳へしめて云く、今度諸藩の方向を問はせらるゝ爲め薩長藩兵の護衛にて勅使御來越、既に高田、椎谷の諸藩を經、昨夜與板藩に御來着の由、依て森源三を急派せしも未だ確報に接せず、抑も勅使の御來藩は、謹て奉迎すべき義にして、毛頭非禮の振舞あるべからずと雖も、彼の薩長姦猾の徒輩をして封内を汚さしむるは我藩の恥辱なるに付、斷然彼等の入封を拒絶遊ばす御所存なれば、一同戎装して兵學所に會集し、警鐘を相圖に直に入城すべしとて更に左の『御趣意書』を一同に示せり。是れ幕府が、正月十五日を以て譜代大名に與へたる告達書なり。

薩長徒の入封を拒絶遊ばす御所存

御趣意書

京坂戰爭儀、薩長より發砲に及び候て、素より朝敵の儀に無之候處、朝敵の汚名を蒙り、殘念の至りに候。就は御謹慎の御取計思召届兼候。右は猶取計ひの品可有之候。右の心得にて、一同忠勤を盡し候様御頼に御座候。

添文

又其添文は左の如し、

上様御政權御還上以來、譜代家諸侯方に、往々二心の風説も有之、不審の至りに候。御家に於ては、假令御國內に御獨立被爲候共、只管義に依て徳川氏數百年來の御恩澤を酬い、被勵忠勤、且京師より多人數下向の趣、頼りに相聞え、何時長岡へ御差向相

勅書にして勅使に非ず

成申も難計、其節應接の次第により、兵端を開き候はば、累代の報恩此時に候間、彌士魂を研ぎ、不覺の儀無之様、盡力肝要に候。依て此度人數別致し置き、非常の相圖次第、早速各所へ出張用意致し罷在候様、組合中へ態々可申候。

衆心鎮靜

勅書の内容

依て諸士は、何れも武器局より銃器彈藥を受取り、命の如くに兵學所に參集し、只管入城の相圖を待ちつゝありしに、日午に及び、兼て派遣せられたる森より報告あり、云く、昨夜與板藩に御着の勅使といふは勅書の寫にして勅使に非ず、且つ寸兵の護衛するなく、唯だ各藩の傳送に委するのみ、椎谷藩より與板藩に奉送せる衛士亦僅に七人に過ぎずと。報を得て事の顛末を明にし、今にも砲火開かれむ勢なりし薩長徒打拂ひ騒ぎは其まゝ立消えとなり、さしも沸騰せる衆心も漸く鎮靜せり。既にして藩廳にては、隊長小島象右衛門をして(銃士三十名を従ふ)勅書を奉迎すべく與板藩に赴かしめしに、途に同藩よりの奉送者が間道より長岡に向ひしと聞き空く歸藩せり。當年北陸道鎮撫副使たりし四條隆平の『北征記事』に左の記事あり、以て勅書の内容を察すべし。

正月十二日先づ詔書の略を擧げて北道の諸侯に告て曰く、王政古に復す、人々王事に勤むるは云を待す、然とも草昧騷擾の際にあたり、人心疑惑、方向難定、不日勅使として發向す、時積雪に當れり、故に先づ書を以て告示す、人々宜しく此旨を體し、他日我至るを待て誓書を奉すべし。又士民に告て曰、北道由来有志之人士多しと聞、此際にあたり、宜しく速に奮然作興し、平生勤王之素懷を達すべし。

事理を辨へざる仕打ち

蓋勅使來藩問題たる、繼之助が不在中の出來事なりとはいひ、隨分事理を辨へざる仕打と謂ふべし。



藩學教官の反對

幸に勅使の來越も、薩長藩兵の護衛も、一時の訛傳にして、何等事無きを得たりと雖も、若し斯ることにて砲火を開きたらんに、長岡藩の面目は全々泥土に委棄されしなるべく、眞に危きことなりかし。去れど藩中人無きに非ず。當時藩學(崇徳)の教官たりし伊藤幹藏、山田愛之助、酒井貞藏等は、名分論を主張して極力薩長兵の入封拒絶に反對したり、議や容れられざりしと雖も、其所説は没す可らざる者あり。酒井貞藏(名泰光、初め孫之允、後ち貞藏に改む。字公實、晦堂と號す。萩原綠野、杉原心齋等の諸の役、十日町村に戦死す、時に年四十。遊學中交尤も親善なる者、島取藩士沖剛介、今治藩士成瀬高介等なりしが、皆慷慨負氣の士、剛介は元治甲子、因州藩難に殉じ、正五位を追贈せられたり。)の當時藩廳に提出せし意見書は左の如し、

乍恐奉申上候

卑賤之小臣、不憚嚴威申上候儀は、甚以奉恐入候得共、時事迫切之時に至て、默止罷在候は、不忠之儀にも相當可申哉と存知候間、萬々御承知被爲在候事とは存候得共、寸志之程奉申上候、何卒御取捨被成下候はば、大慶之至奉存候。方今勅使御下向之儀に付、巷議紛々、人心一致不仕、廟堂之御大策も不奉存候得共、人々巷議仕候處にては、勅使は本より御恭迎可被遊候得共、萬一護送之内、薩長之徒類參り候はば、御領内へ一步も踏込申間敷、夫共押て相通り候はば、戰爭に可及と御決議之由風聞仕候。右一應は、御尤之様に奉存候得共、深く勘考仕候と、乍恐名義貫徹不仕義かと奉存候。如何となれば、譬へ姦賊と申、讎敵と申も、勅使御恭迎之上は、右護送之者、何之御辭命にて御拒可被成哉、御辭命明了に貫徹不仕候得ば、我より無名之兵端を開き、天朝に對し、被仰譯御難儀之様に被存候。況して風説之通り、去月十九日上様より被仰出候趣にては、御恭順御謹慎之御所置之様承り候。然るを御譜代の御家柄にて、右様御所置被爲在候得ば、獨天朝へ被對候而已ならず、即ち上様へも被爲對、道理如何

意見書

と被存候。乍然大藩にて同様之義有之候共、天下へ獨立致し、一己之見識相行ひ、一點の封土へ疵付不申様相成候はば、是亦一説とも可申哉、乍恐國家之義に於ては、譬ひ一國不殘死に盡し、國君死社稷之義御固執被遊候共、如前文、上様御恭順之意にも違ひ、無謂勅使御拒之筋に相成候はば、上様への御忠義も不立、其上ならず、大國之護送人撰之勇士、始終御防禦之策も有之間敷と奉存候。左候へば、與國共斃、芳名不揚、此義豈寒心之至に無御座候哉。且兼而御建言の義も有之、會津等への御盟約も被爲在に付、前文之御決議にも相成候事と愚考仕候へ共、夫は彼是之時も相違候得ば、先日之義、御固執被遊候外、御不義と申にも無之、己に上様より前文之義に候へば、彌以此度之義は、兵端御開き不被遊、御恭順御謹慎之御所置被遊候より、事情と義理とに考候ても、其外有之間敷と奉存候。猶其後衆議御取、御封土完堅、御名義兩全之御良策御工夫被爲在度候。只々何も國是御決議之處、早速一藩中へ被仰示、人心一致、方向を御知被遊度、此義當今之急務と奉存候。只今に至候ても、御決議御示し無之故、人情恟々巷議紛々、偲々として方向も不辨、是第一之御失策と奉存候。此處急速御評決被爲在度、乍恐奉慮幾候。已上。

二月

酒井貞藏

斯て長岡藩にては、勅書を拜讀せる後、小島をして其支封峯山藩に奉送せしめ、次で之を村松藩(堀)に轉送せり。

儲又前將軍徳川慶喜の東歸して(品川灣に投鑑せしは正月十二日なり)江戸城に入るや、將士大に憤慨し、衆論紛々たり。當時決戦論を主張せるは板本釜次郎、大鳥圭介等を始めとし、主として旗下少壯の士なりしが、陸軍の雇教師たる佛人等も亦開戦を慫慂し、其氣勢頗る熾に、之に反對し、或は躊躇する者あれば、目して怯懦と爲し、或は薩長に内應するの徒なりと怒罵するに至れり。獨り勝安房は、蕭牆の間、相聞

幕府の主戦論

勝安房



ぐの不利なるを覺り、或は書を朝廷に奉り、或は慶喜に説き、且つ激昂せる幕士を諭し、只管平和に其局を結ばむと試みしかば、慶喜も兼て王政の已むを得ざるを覺知せんとて、其意見を容れ、斷然決する所ありて和戦共に勝に一任せり。依て勝は先づ慶喜に勧め、一月廿三日の夜を以て、從來の組織を撤廢して大變革を行ひ、身は陸軍の總裁となり、更に大會を開き、言葉を盡して開戦黨を撫諭し、竟に衆議を恭順説に決したりしかば、慶喜は書を朝廷に上り、越えて二月十二日江戸城を出で、上野東叡山大慈院に退隠しぬ。去れど幕士の不平を抱く者は、暗に其時機の來るを待ち、加るに諸藩の方向も亦概ね區々なりしかば、形成の變化、未だ容易に測られざる者ありと謂ふべし。當時の事情に就て論せる者あり、云く、『諸藩の方向は區々にして一定せざりしは、其原因一にして足らずと雖も、第一徳川氏に對して祖先以來の情義の厚きこと、第二一旦去就を誤るあらば關原役に於ける上方勢の如き覆轍に陥らむこと、第三假令徳川氏斃るゝも天下はまた薩藩の天下となるべし、去れば何れに屬するも其結果は同一なりとの精神最も其根據となりたりき』と。洵に然り。其後錦旗の出づるに及び、東北獨り朝敵視せらるゝに至れりと雖も、慶喜隱退の當時に在りては、實に天下を舉げて暗中狗闘の觀ありき。

繼之助江戸に歸邸後、東北の諸藩士と會議せることあり、會津藩の秋月章軒曰く『河井君之還江戸也。余與桑名唐津及東北諸藩

衆議恭順論に決す

諸藩の方向は區々

暗中狗闘の觀あり

大榎屋會合

玉石俱に焚かれて大事去らん

藩主歸國 鶴殿春風の意見書

士。會議于大榎屋。君曰。事至此。不若拒王師箱根。意氣甚激昂。衆議不決。君曰。然則我藩獨守封疆而已。乃辭去。兩鷹羽峰も亦同會議に與りしが、著者に復書して云く、『大榎屋會集の件、今日に至りては、模糊として不分明に候得共、戊辰三月初めの様に覺え申候。何藩の發議にて會集の事に相成候哉、記憶不致候得共、長岡會津兩藩等主なる事と存候。議事も確と覺え不申候。大意は、朝廷へ十分歎願致し、それとも御許容無之時は、天朝の眞意にあらず、薩長等諸藩の壅蔽し、聖聰を蔽ふ顯然たり、然るときは、十分相抗し可然との佐幕論に有之候様覺え申候。其刻河井君、最も慷慨激論せられたりと覺え候云々』。

形勢斯の如くなれば、繼之助藩主に勸めて曰く、朝廷の意向未だ明かならず、諸藩の方向も亦區々たり、前將軍恭順の意を表すと謂ふと雖も、而も幕下の士、意激し氣昂り、形勢頗る穩ならざるものあり、滯府の間、萬一紛争の渦中に投せらるゝが如きことあらば、玉石俱に焚かれて大事去らん、依て君公には一と先づ御歸國の上、大勢の定まるを俟たせらるゝこそ然るべけれ、不肯後事を處して然る後に歸藩仕るべしと。忠訓其説を容れ、茲に歸國に決し、二月二十日江戸表出發、三月一日を以て無事長岡に歸城せり。當時鶴殿團次郎の當路に提出せる意見書あり、云く、

- 一、此度殿様御歸國の儀、内外之勢、陽を以て陰を察し候に、北方諸藩と合従、直に京師の命を御拒み被成候事と奉存候。右に付此度之儀は重大事件に候故、敢て愚意敬白仕候。
- 一、能く天下の憂を憂ふる者は、天下に主たりと承り候。乍恐近年江戸政府之御政事、専ら天下之爲を被爲圖候哉、又徳川氏の爲を専らにせられ候哉、猛省致し候得ば、判然たる事にて、實に一朝一夕之故に非ず、積年臣子之大罪、不堪痛恨悲泣存候。
- 一、右等の緣故にて、既に政權を還され、其後一戰敗走、且又御歸府再舉の機を失ひ、遂に御恭順と相成候上は、今日に到り、舊



來の徳川氏と爲さむ事は暫く能はざる所と存候。此故に、方今徳川氏之務と致し候は、専ら弊政を一新し、己れを全うし、若し上國之政、日本人民之害を爲さむ其時、其罪を數へて天に代て之を討するに在りと存候。

一、此故に、今日に至り候ては、諸侯の務と致し候處も、徳川氏御恭順之意を奉し、山崎之舉、決して朝廷に敵せしに非ざるを申明し、曲折其冤を訴へ、懇々朝廷を諫め、徳川氏をして政權を還したる形ち、即ち關八州を全うせしむるにありと存候。

一、借右之目的を以て、百方苦諫致し候ても、尙ほ朝敵を以て徳川氏を誣ふる時は、是則京師政事公平に非ずと存候。若し又私心を逞うして、政を爲さば、〇〇〇〇に非ず、政府も政府に非ず、實に日本の罪人にして、誰か〇〇政府に向て切齒せざらん。然る時は、已むを得ず、諸侯に其罪狀を布告して共に兵を發し、其罪を糾明するにありと存候。

此故に、差當り勅使應答等、都て京都へ對し、粗暴の行なく、禮を盡して苦諫し、苦諫極て後止むを得ず兵を擧るを道理と存候。若し徳川氏の冤を苦諫せず、直ちに王命を拒むは、眞理とは不存候。私心事如此に候間、心底申上候。此上なき國家之大事に候間、何卒御精評被下度、所懇請に御座候。以上。

二月十七日

鵜殿團次郎

元來鵜殿は、伏見戦争後、幕議に參し、『朝幕の間に發生せる諸般の問題を平和に解決し、積年結むで解けざる相互の感情を一掃し、以て天下の無事を計るには、大政返上の御英斷にも増したる非常の御覺悟にて前將軍の御剃髮遊ばさるゝ外、他に良策無し、是れ實に臣子の分としては言ふに忍びざる所なりと雖も、前將軍の御一身は天下の安危に繋る、斯くありてこそ始めて大政返上の御主意も透徹すと申すべけれ』と主張(勝海舟氏の談)し、其議の容れられざるを見て、勝安房の切なる留任勸告ありしに關はらず、遂に辭職せし程なれば、夙に公武の調和に心思を勞せしや知るべし。去れど此の場合、如何に長岡藩が禮を盡して朝廷を苦諫すればとて、『一ツ穴の狐が』と一言の下に排斥せらるべきは、形勢上明かに看取し得べく、要する徒勞に歸すべきなり。且つ藩主の歸國を以て、直に北方諸藩と聯合して京都方に反抗せんとする者なりと爲すは、其久しく局外に在りて、藩事に關與せざりしに基く一時の杞憂に過ぎずして、繼之助の藩主に歸國を進言せることの去る意思にあらざるは、前後の事情に照合して察知し得べし。『思出草』に『忠訓君にも、七日夜大坂表御出發、大和より伊勢路を経て二十三日江戸表へ、御歸邸之上、徳川氏へ、心底御申立候得共、御採用無之、不得已退而封内之人民を安んずるも天職を盡すの一端と、二月二十日江戸表御發途、三月朔日御歸邑、是より國中擾亂、人心動搖、紛々として一定せず』とある其『封内の人心安撫』といふが、即ち繼之助の主張たる『獨立特行論』の前提にして、藩主忠訓の歸國に決意せる、亦此意に他ならざるべきなり。

是より先、朝廷にては岩倉、大久保、西郷等の提議により、愈々東北征討の師を起すに決し、一月九日有栖川宮熾仁親王を征討大總督に任じ、同時に東海、東山、北陸三道之鎮撫使を改めて先鋒總督兼鎮撫使と爲し、薩長以下廿餘藩の兵をして之に従屬せしむ。而して北陸道鎮撫使の命を拜せしは正使高倉三位永福、副使四條大夫隆平(二月に至り、高倉は先鋒總督、四條は副總督に任ぜられ、共に鎮撫使を兼ね、)にして、一月廿日參内拜謁を

鵜殿の主張

一時の杞憂

獨立特行論の前提

東北征討の師を起すに決す

北陸道鎮撫使



長岡藩の使節

北越十一藩の重臣

許され、菊章紅白の旗二旒を賜はり、藝藩の兵二百五十人を率ゐて京を發し、(參謀は舟越洋之助、小林重越は故ありて來陣せざりし爲め、二月二十日)北陸道の各藩を徇ひ、其高田に來着せしは三月十五日なりしが、之に先つ八日、乃ち同月七日越後の諸藩に合して云く、『近日中に、總督高田に赴かるゝに依り、諸藩豫め重臣を會して命を待つべし』と。依て長岡藩にては、參政植田十兵衛を正使と爲し、副使木村竹吾(病と稱して柏崎より歸る)祐筆星野友太夫を隨へ、同月十二日高田に赴かしめたり。

翌十六日北陸道督府執事の名を以て高田に參集せる北越十一藩の重臣を督府に會し、大號令以下の書を下し、且つ津田參謀(當日の出立ちは烏帽子直衣)より諭達する所ありしが、當日參會せし各藩の重臣は長岡藩植田十兵衛、高田藩伊藤彌總、瀧見九郎兵衛、三根山藩神戸十左衛門、三日市藩柳澤隼之助、新發田藩溝口半兵衛、黒川藩加用出石、村上藩美濃部貢、村松藩野口彦兵衛、椎谷藩山田秀助、與板藩松下源左衛門の十一人にして、次で書面にて更に一同に諭示せし者左の如し、

諭示

今般朝政御一新の御場合、正月十五日御元服の大禮被爲行、御仁恤の聖慮を以て天下無罪の域被遊度候間、是迄有罪雖不可容者、朝敵を除くの外、一切大赦被仰出候。國々に於て不漏様施行可有之、最向後彌以賞罰嚴明被遊候に付、厚く御主意を體認し、行届候様可仕旨御沙汰之事。

口達

一、御趣意之旨承服異儀無之候得ば、主人直に上京御請可有之事。

附札、成丈上京の儀は五十日限到着の事。

一、家領高井新開地面、戸數帖圖等、夫々取調、大政官へ可差出事。

但領内寺社領同斷

一、領内無告の窮民は勿論、忠孝義烈の族者、精々穿鑿、前條同様に取計候事。

一、徳川領預箇所租税、是迄未納、皆納、並錢金穀共取調至急大政官へ差出可申事。

辰三月

何時御用の儀有之哉も難計に付、當表へ出張重臣の内一人つゝ押先へ附添可被致候。

北陸道督府

別紙の通被仰出候間、此段相心得、無用の從者可成減省御隨從可被致候。

北陸道督府

督府執事

然れども此行、單に朝旨を諭達するに止らざるは『北征記事』に之を證す、云く、

(二月五日)酒井十之丞來謁す、曲さに北越探索の狀を云ふ。且會戦より近藩へ移す所の文を得たり。

(二月八日)小林參謀會津の情狀を議す。

(二月廿六日)書を軍務局に致して云、廟算中に諸道の總督二月中根據の地方を占よと、獨り北道積雪尙深く、恐くは期の如く至り占むること能はざらん、請ふ少し之を緩うせよ。

(三月十一日)東海道督府書至る。北陸道の形勢を問ひ、且云く、東海先鋒諸藩、薩、長、備、肥、尾、大村、佐土原等の兵既に藤澤大塚に進む、大總督の命下るを待ち、直ちに巢窟を衝かむとす。答書に云く、北道諸藩皆已に歸順、但越後所在の會戦を撃たさ

裏面の事情



れば、上州の路通せず、故に預め越後に於て戦争を期せり。先鋒諸藩は藝、肥、若三藩兵千四百五十人。  
(三月十二日)書を以て京師に奏す、會賊兵を出して越後に據る、如之を撃すむば上州の路通せず、是を以て預め戦争を期するの事を云ふ。

(三月廿三日)太政官書至る、云く、親征本月二十一日を以て發蹕の期を告ぐ。

(三月廿三日)大總督府の書至る、云く、向者本月十五日を以て江戸討入の日となす、今方略の事あり、特に其期を緩す。

會津藩は越後に出兵せり、必ずや長岡藩と盟約せる者ならんとは、北下せる鎮撫使一行の其來越に先ちて深くも思念せる所なるべし。殊に兼々藩狀偵察として來越せし輩が、當時尊王と唱へ倒幕と稱して奔走せる民間有志の徒と共に道聽塗説、督府に告ぐるに長岡藩の異圖あるを以てせしは、是亦左の記事に徴して察すべし。

道聽塗説

北征記事

(北征記事)三月十五日、太政官諸道督府に勅して大總督府と共に在土に會せしむ、大總督亦諸道督府をして在土に會するを促す。於是兩參謀意らく、太政官暨大總督府の命重しとして在土に行くことを主張す。星野齊(星野養齊相崎の人、岩倉公の館人となり、有志と共に勤王を標幟して奔走せり)之を聞き、與衆之を論じて曰、命固より重ぜざるべからず、然りと雖も、兩師此を去れば此地必ず擾亂を生ぜん、何となれば、長岡及其他諸藩の情實を察するに、皆二心ありて、王命に伏せるを必とせず、願くば一卿を留めて之を鎮撫せば、則全國平穩ならん。衆皆同之、遂に小林津田に抗議すれども、皆是を肯せずして云く、關東は賊の植幹にして、會、長は則枝葉なり、其植幹を折かば、枝葉何ぞ繁茂することあらん、必其植幹を折かんのみと。此時星野密に聞くとあり、長岡密に戒備を設くと。乃ち假參謀河井十之亟に告て曰、國情云々、二卿去らば則大參に至る者あらん、君以爲如何。酒井曰、余亦是を憂ふと。星野曰く、然則君亦宜しく議を盡すべし。於是、酒井亦津田、小林と抗議すれども決

せず、兩參謀者亦固く前議を執て移らず、十七日卒に在土に行くに議決す。(北陸道先鋒記九月十九日の條に、一、參殿岩倉榊人山本復一郎、星野養齊、右越後相崎産、於國元有志之輩、勤王爲致度段、不取敢申出る、又三月十四日の條に、一、參陣星野養齊、右先達而御奉書頂戴後歸國、彼は探索筋相求、當御泊迄申上罷出候由云々の記事見えたり。)

北征日誌

(北征日誌)當是時、諸道鎮撫使派遣。高倉大納言。四條大夫兩公。爲我越後鎮撫使。予以澤公世子紹介。謁高倉公於殿中。具述北越形勢。且乞命令書。漸以家司岡本監物。小西直記許可。臨發澤宣嘉卿。自長州還京。出迎伏見。而後上程。——欲迎鎮撫使。到高田。得室孝次郎紹介。姑寓天原村渡部健藏。鎮撫使至。參謀曰。北越既鎮撫矣。直赴江戸。吾輩杲然。當是時。會賊勢猖獗。不及訟之於朝廷。再遷郷。——於是相謀。集會于絲魚川。五十嵐武兵衛。外山友之輔。野崎大藏。柳下安太郎。脇屋主助。自寺泊者。予及井田年之助。吉田省之進。小島常之助。森山祐平。一行十人。前後入絲魚川。遊野七郎。銀林文郁等。開祖筵。壯我輩行。踰大綱嶺。嶺上有國見一本杉。髣髴可望彦山。獨武兵衛低個飯樹。哀音歌永訣詞。蓋誓不生還郷國也。相顧凄然。——入京師。投棧亭。訪池村氏。久兵衛曰。市人有八木佳平者。謂長州發程。今將入越後探偵。憂無導者。請爲謀之。吾輩入京無日。輸不欲歸國。論議紛然不決。予衛曰。外山久在市井。宜爲商賈導佳平。不得止而友之輔歸國。留者予與井田吉田三人而已。四月二十六日。薩長先鋒諸隊。發京師三條橋。陸續赴于北越。鼓鑿鑿。漂乎不可犯也。(高橋竹之介氏著)

又各藩の重役に諭達せる當夜、即ち十六日の夜、督府よりして長岡藩に左の命を下せり。

兼て御沙汰相成候通、兵隊御用候間、國力相當の人数、早速高田表に可被差出候。同所へ參着の上、御指揮之旨可有之事。

北陸道督府執事

念ふに是れ、辭を出兵に籍りて長岡藩の向背を確めんとする者なるべし。當時植田は、正使として

出兵の命



植田は其處置に窮す

各藩重臣の隨從

三萬兩献納の要求

參會せりとはいひ、藩廳に一定の方針無ければ方針の指示を受くべき筈なく、去りとして全權を委任せられたるものにも非ざれば、出兵の命を受けしもの、殆んど其處置に窮したり。然れども既に一番を代表す、何れにしても責任ある所置を執らざる可らず。是に於てか意を決し、復答して曰く、徳川家にして、既に謹慎恭順の誠意を表せらるゝ上からは、復た兵を用ふるの要なかるべし、若し會藩の行動穩ならずとあらば、我藩先づ諭すに其道を以てすべし、未だ盡すべきの道をも盡さずして卒爾に兵を加ふるが如きは、誼に於て我藩の忍びざる所なりと。是より參謀との間、論難數回に及びしも、植田は固く前説を執りて屈服せざりき。既にして鎮撫使の一行は、出府の期の迫りしを以て、出兵問題を未了に付し、參集せる各藩の重臣に隨從を命じ、十九日に高田を發足せり。一行の千住驛に着せしは四月三日なりしが、其間津田參謀は、理を盡して絶えず植田に諭す所ありしと雖も、植田は漫然其命に應じて後患を貽すを慮り、唯々前言を繰返し、其儀だけは平に御許しを得たく御賢察あり度として中々に應諾せざりしかば、津田、小林の兩參謀も今はあぐみたる體にて、内議の末、密に植田を呼び、容を改めて曰く、貴藩が出兵の命に應じ難しとなす事情は察すべき者あり、故に之を許容す、去れど今や邦家多事、朝廷におかせられても其費に堪へざる次第なれば、向ふ五日間に軍資として金參萬兩献納の儀を確答し得べきや如何と。植田も其要求の意外なるに

晝夜兼行歸藩す

報告の一

驚きしかど、今は彼も是も承服致し難しとは言ひ兼ねる場合と成たれば、斷然意を決し、答て曰く、我藩固より微力を王家に致さむと欲す、献金の命、或は之に應ずるを得むか、然れども拙職には之を即諾するの權能なし、依て一と先づ歸藩の上、何分の義確答に及ぶべく、其迄の間、暫時御猶豫を蒙り度しとして其許を得、直に旅装を整へ、即夜出發し、晝夜兼行、數日にして歸藩しぬ。〔北征記事〕に「三日千住に次す、牧野駿河守に向て出兵を命ず、遷延期に後る、重臣植田十兵衛密に參謀に詣り、金穀を献し、其罪を償はんことを請ふ」とありて、植田より金參萬兩献納の義を願出でしやう記しあれど、本文は主として植田氏の談に據れり。又同記事四月十日の條に云く、「書を政府に奉じ、以下五件を奏す。一に云く、先月廿三日主上宣御及び立太后宣下を奏賀す。二に云く、去月十九日高田を發し、途中意外の淹滞及四日千住着以來、處々轉陣の由を奏す。三に云く、長岡藩謝罪の爲め金參萬兩を献せんと欲し、植田十兵衛歸藩せんことを請ふ、之を許す。四に云く、青山峯之助の采地を返與す。五に云く、在陣中の軍領、總て北陸諸藩をして之を給せしむ。」

始め鎮撫使北下の報あるや、藩廳は先じ名木野村〔古志〕某寺の僧を派し、次で藩士森源三、宮岩太郎をして一行の情狀を偵察せしめたり。當時の報告書は左の如し、

〔其一〕二月十五日越前福井に御着、御勅使高倉三位、前少將四條大夫御附の御同勢二百人、但薩長の勢成居候由。何れも軍仕立にて、御先陣は若州小濱酒井若狹守御名代として、御家老酒井伊織四百人の御同勢にて北陸道七ヶ國の道案内先陣被仰付候由。御後陣として鍋島勢七百人、殿様御名代として御家老何々孫市郎、但苗字見失ひ申候。

右は當正月廿五日若州小濱御着、二月八日同所御出立、越前敦賀にて三日間御休息御逗留、夫より越前福井へ二月十五日御着、同地の諸大名方福井へ御召寄にて、御勅用被仰渡、同所御出立は二月廿八九日頃に可相成哉、三月上旬にも可相掛哉の旨に候。拙僧は二月廿四日同所出立致し、歸國候に付、確と御出立の日限は心得不申候。



一、越前鯖江間部下總守在江戸に付、御家老間部勘十郎福井へ被召呼、尤も殿様御迎可遣様被申聞、歸國迄人質として福井より歸されず、依て御家老近藤志摩守早打にて江戸表へ御迎に被參候。同國丸岡様も右同様に御座候。但噂には無之、拙僧手寄を以て聞出候間儘に候。

一、御勅使は御巡見も同様、其國の領主、石高、地理繪圖、御水帳、人別帳迄御改、其下朝政歸服不歸服の旨取糺し、御用被仰渡候趣。

一、同國本〇と申處に徳川の御領地御陣屋有之、右は公儀より被遣置候御代官逐出し、料地被召上、當分福井へ御預けにて、同所役人受取渡し相濟、悉く福井より役人入替の由。

一、道中の儀は四五里にて、一泊の宿割に候。加州へ御着の上、富山、大聖寺御兩方は金澤へ御呼立の由。十五日哉廿日間は加州に御逗留にて、高田へ御着の儀は當月末歟來月初に可相成と被存候。

一、播州姫路様正月三日動亂の時、徳川様へ御供にて江戸へ御下り、作州津山様も右同斷、然處備前池田様兩城を乗取、作州津山は備前一の家老戸倉彈正右城へ引移り、姫路は備前二の家老伊木若狹引移り、尤も分抗立替備前支配領と記し有之趣。

一、桑名城は尾州犬山成瀬準人守御引移り、犬山留守居には尾州家老丹宮源八郎移り候由。

一、讃州高松一戰にて落城の由。是は誰と戦候成名不聞候。二々大名にて挾討落城の由。

一、丹波小出様は、正月京都の動亂沙汰を聞や否や、江戸より京都へ三日三夜にて馳付、禁裏の固を被成候を以て、右忠功に依り、一萬石計元高の處、當節八萬石余の御昇進と沙汰承り候。

一、勅使御同勢不殘軍兵仕立にて、道中西洋流の行列太鼓を打、何れも劍付銃砲にて、御勅使者馬上御通行被遊候。大筒等數十挺御持參の趣なり。

(其二)三月朔銀治屋驛にて行き逢ふ、若州勢也。何れも白鉢巻、錦の袖印也。官軍の印にて有之歟、惣勢錦の袖印也。

其二

大砲四挺(薦包にて人足持山忽砲ライフルの類) 武具長持五棹

隊旗壹本(柿色に白にて井の字の紋、これあり)

鼓者二人 足輕銃隊二十人(紺木綿筒袖ミニー銃持之) 銃隊二十八人(紺吳呂服筒袖羽織段袋の類着之銃同斷持之) 銃隊二十八人(着服同斷銃同斷持之) 同二十八人 同二十八人(以上二隊は撤兵隊にも有之歟銃に紅の短冊付美服也銃同斷持之) 平士三十人(思々陣羽織見事也砲隊にも有之歟銃無之) 馬廻銃隊三十人組(足輕體也ミニー銃持之) 隊旗壹本(紅色巻て有之) 家老騎馬(紅陣羽織美服也) 平士三十人(着服前同斷) 計二百十四人上下三百人程

同十二日青海驛にて行逢ふ、鍋島勢也。フランケットトヘルの類多く着之、何れも白鉢巻、月代延し、糸繩にて結髪、筒袖陣羽織也。

大砲三挺(一挺モンテンライフルの類二挺三斤位にして砲の長さ六尺位車輪十五寸の如く二人込筒に見ゆ外に彈藥車にて有之か砲無之車一挺) 彈藥筒(二人持の分二百筒組其外武具長棹の類多く有之) 隊旗二本(内一本白地にて若荷の紋一本紅色巻て有之) 銃者才料小役人迄(大小者三百廿七人此隊行列無之區別相分らず銃の種類四ツ有之一ガツクリ一スウエツルの如きカルカ無之元込ミニー銃但し長中短三様) 騎馬二騎(組頭か) 〆三百三十一人上下五百人餘

前同様親不知相越し市振の前に行逢ふ、亦鍋島勢也。御先にて有之か、駕籠多く有之、銃無之者多し。

帶刀者百二十四人(此内鍋島勢勢州勢京都の士相分り候者も有之行列無し) 隊旗二本(紋所前隊旗同斷) 銃者百五十人組(銃の種類前隊同斷) 騎馬二騎 隊旗一本(紅地白にて十六菊紋) 大砲一挺(モンテン人足持之輪ばづし) 鼓者一人 目印旗一本(錦の御旗巻て有之昇一本巻て有之) 銃隊五十人組(着服美事也ミニー中尺持之) 吹流旗一本(淺黄) 陣太鼓陣具 御馬印(猩々緋切り下け) 御旗本の内一人白の陣羽織にて采幣を持て行列等の差配致す至て美事なり) 御駕籠 四條殿御馬上(御馬廻り四五十人四條殿には惣金の御笠に鼠色の御合羽) 御奉馬合羽籠高倉殿御步行(御供は四條殿と同じ



藩中の議論  
兩派に  
一牛の消  
息を解す  
べし

但大砲錦の旗無之。〆四百七十九人惣勢千人程に見請る。足輕銃隊二十人(高田勢なりミニ銃持之) 平士三十人組(銃持之) 銃隊二組四十人 家老騎馬(銃者六人召連) 〆百人約惣勢三百人程に見請る。斯く鎮撫使一行は残らず軍兵仕立にて、其兵數も亦多大に、宛ら大軍境を壓するの觀ありしが上に一行の高田に來着せりとの報に次で、出兵の命下りたりと傳へられしかば、端なく藩中の議論は兩派に岐れ、頗る紛擾を極めたり。『追考昔誌』に當時の事情を記せるも、自己中心の傾きありて、褒貶度に過ぎ、且つ多くは傳聞臆測に依りて輕々に筆を下せるが爲に、往々事實を轉倒し、觀察を誤れる者無しとせず。(斯ることは、單り同書に限らざれば、當時の) 然れども其一半の消息を解するに足るべき者なきにあらざるを以て、左に其二三を摘録す。

三月廿二日我藩佐幕を主張する者、河井(稱繼之助此時猶江戸に在り) 山本(稱帶刀) 小稻垣(稱主税) 牧野(稱圖書) 花輪(稱求馬) 三間(稱市之進) 萩原(稱要人) 植田(稱十兵衛) 村松(稱忠次右衛門) 等を主として、黨與甚だ多し。恭順を懲誦する者、大稻垣(稱平助) 安田父子(父稱李子稱鍾藏) 本富(稱寛之丞後寛居と改む) 及兄紀利君、木村(稱竹吾) 等也。而して學校の教員山田、藤野等説を同うす。恭順家の説には、薩長縱令姦猾幕府を陥ると雖も、天子を挾で四方に號令す、凡そ師名あれば必勝つ、況んや我輩爾の一小城、たとひ會莊の連結ありと雖も、衆寡懸絶、殆んど九牛の一毛、且つ幕府誠心他無きを表して恭順謹慎す、然るに其臣妾舉兵を構ふ、是れ動く名なくして適々以て社稷を亡して又且主に禍するに足る、幕府若し攘姦の舉有れば、則ち衆寡と存亡とは論ずる所に非ず、動靜唯幕府に従ふ、是れ之を忠と爲す。余も此説に左袒す。佐幕家の説は、君臣は猶父子の如し、父若し冤を蒙つて勢白す可らざるを知て、暫く其冤に屈するとも、是が子たる者、痛憤切齒に堪ふ可んや、身を殺して其

佐幕派并  
に恭順派  
の内容

冤枉を白せんと欲するは父子の至情、是れ之を孝と爲すと。二説紛々、互に是非を討論して一藩黨然、此日小安田(鍾藏) 本富及兄紀利君、雪堂、忠訓二公に謁し、戦争の非を陳す。二公懇歎慰諭、日暮て而して退出。同廿三日 山田(稱愛之助藤野) 稱友三郎(陶山) 稱善四郎(酒井) 稱貞藏(學校の教官也) 政府に出で、大に佐幕の非を争ふ、政府確執變せず。

當時の佐幕派といふ中には、随分亂暴の意見を有し、薩長徒としいへば、理非曲直を論せずして直に討伐すべしと主張するものなきにあらざりしと雖も、(兵學所の役員等は、應命の出兵とならば銃器を渡す場合には、派遣兵を追撃せんとて盟約するに至れり) 繼之助を以て之と同一視するは酷しき誤りなり。又恭順派の主張として必ずしも同一意義にはあらずして、絶對的の恭順説と、條件附の恭順説、即ち將軍家の舉措に依りて其進退を決すべしといふ此の兩派ありしが如し。然るに當年の事を記す者、漫然佐幕又は恭順の二字を冠して其間の辨別を缺き、且つ餘りに名分、成敗に膠着して事態の真相を誤り、史上玉石俱に焚くの結果を來せるは、之を憾むべしと爲す。既記の恭順派の所説と、藩學の教官よりして當路に提出せる意見書とを併せ讀まば、蓋思ひ半に過ぐる者あらん。

口上手控

淺學之私共、廟堂之良猷は不奉存候得共、方今之形勢觀察仕候處、乍恐御家之存亡、士民之生死、此度に相迫り候に付、不顧嚴證先頃封書を以て大殿様迄献言仕候。其仔細は、今般天使御下向に付、御待遇の御所置、御恭敬不被爲盡候ては、名義不相立、名義之所在存亡之所係に御座候へば、早速御手廻し御不都合無之様被遊候様奉申上候。其後御模様窃奉窺居候處、寂然御様子不

藩學教官  
の意見書



相分、其上何之御示しも無之而已ならず、専ら練兵に月日を送り、上様御恭順御謹慎之御主意御體認被遊候義、一向無之様に相見、淺學之者共更に相分不申、一統疑惑仕居候。追々列藩之様子承り候處、大小藩に不限、總て上様の思召を體認致し、恭順謹慎、天朝へ對し、力之及候丈々は尊奉仕、重役之者京師へ差登せ、釣候を奉伺、數十里の外へ使節を出し、天使御待受等、禮節を盡し候由、是皆王土に居て王命を奉し候義理の當然と可申、殊に上様へ對し候て、如此不仕候ては、御主意に背候上、却て徳川家御恭順之妨と相成、所謂縊を救て其足を引と可申、形は忠に似て實は不忠、義に似て實は不義、夫故列藩總て恭敬を盡し申候。然るに御家に於ては、前文之如く、御恭順御謹慎之御様子更に無之、天使御待遇之禮、御講究被遊候義一向不相見候に付、無學蒙昧之徒、漫に戰爭を唱へ、御家之御所置、徳川へ臣義を盡し、天使を拒み、列藩を鼓舞し、五大洲へ芳名を耀し候御決議申觸し候者不少、甚歎慨之至奉存候。右は畢竟義之何物たるを不知、力之大小を不量、虚喝を以て愚昧之徒を眩惑し、宗廟社稷、君親士民を度外に置き、自ら求て御家に朝敵の名を負せ、千載臭名を貽し候と可申哉、右様之儀は、廟堂之上、萬々御承知も被爲在候に付、兼而浮説申唱候儀、御禁止も被仰出候得共、何分天幕へ御奉仕之禮不顯、天使御恭敬之義不相見候故、右等之暴説を唱候者有之候事と奉存候。頃日承り候處、天子御元服被遊候に付、諸侯へ献貢被爲召候由、右を幸に致し、重臣を上京せしめ、御祝儀申上、且王土に居て王臣は固よりの義に候得共、累代之主人徳川家之爲、只管天朝へ哀訴懇願致し候諸侯不少よし、眞に徳川家へ臣義を盡し候とは、是等之事に可有之候。又天使を拒候様申儀は、畢竟天朝之政令、薩長に出候と存込候故に候得共、是も不通之論に御座候。譬ひ薩長之奸賊と申候共、天朝を挾み、號令を出し候を、何之辭命にて相拒可申哉、今諸侯之内、幼君御座候て、權臣號令を出し候は、其臣下、權臣之號令と申相拒み候て、理に當り可申哉、人々身に引受相勸候ても、義不義顯然著明に御座候。若又列藩を鼓舞し、五大洲へ芳名を耀し候杯は毛頭思も不寄義に御座候。夫唯義以て人を奮勵すべく、誠以て人を感激すべし、徳川家へ臣義前之如く、天朝への敬禮前之如く、虚喝を以て是にて列藩を鼓舞し、芳名を發し候義は、譬へは木に縁て魚を求る如く、五七歳之小兒も知る所に御座候。然るに彼無學蒙昧之徒、右之虚喝相唱候を其儘御捨置、天使御恭敬之

御手廻し無之候ては、人心益疑惑仕、巷説紛々、鎮靜之術甚六ヶ數奉存候。借又列藩にて勅書之御主意御示し、天使御待遇も相定候由、御家にては、勅書之趣何事に候哉、大秘事にて、政府之外豈人も承知仕候者無之、御待遇之義も如前候故、人心方向を存不申、十之八も疑惑を抱き罷在候。且恐多義には候得共、先頃よりの御用金にて、下民一統難義に存、只御威力を懼候故、形色には不出候得共、中心甚不服のよし風聞仕候。萬一右様に候ては、國中土崩瓦解之機伏藏致居候。此疑惑之士を驅て、土崩瓦解之勢を犯し、義理に背き、何事之成就可仕哉、實に有識之士之痛哭流涕大息して寢不安席、食不下咽處に御座候。又或は不心得之者、王幕之正義を不存、王臣は幕敵、幕臣は王敵と心得、其上漫に顔真卿之義を唱候を引、公然と違勅を唱候者有之哉に相聞候得共、全く義理に暗く、方向を取違致居候事と被存候。其故は、只直臣と陪臣との相違にて、本朝之土地に住候者、誰か王臣に無之哉、況して當今徳川家政權を奉還被遊、天子宇内を知召候得は、咫尺之土も王土に非ざるは無之候。其王土に住て、王命を不受候得は、是竊據之賊と可申、夫共飽迄王臣を嫌ひ、徳川家へ附屬致度候は、乍恐長岡御封土一圓天朝へ御差上、君臣不殘徳川家御領知之内へ御引取被遊候得は、是理之當然、義之所宜、天朝へ對し、立派之被遊方とも可申歟。又彼顔真卿は安祿山之逆亂に當り、兄弟孤城に據り、大義を唱へ、遂に十七郡之盟を連れ、唐家之社稷を中興致し候も、全く彼等之力居多に御座候。是も畢竟眞義に御座候故、感應之義兵も出來候得共、天下英主之天子を以て、恐多くも祿山之反逆と比し候は、目有て無目同様、書を讀候て義理不明、實に冠履倒置、甚數暴論と可申候。且只今天下之勢、所謂後服者先亡と可申、然るに因循苟且、義斷無之、首鼠兩端を持し、或は無謀虚喝を頼み、御封土完全、宗廟御血食之御見込は、乍恐御深慮無之事と奉存候。義に依り候得は、社稷之存亡、士民之生死、申迄も無之候得共、義理に背き候て、社稷滅亡、士民敗死致候は、乍恐兩殿様、牧野家之御祖宗へ被爲對、何之被仰譯可有之哉、悠久山神社を如何被遊候哉、鏡心院様を何處に御安座被遊候哉、然らば右之議を御勤め申上、其策を主張致候者有之候は、註君誤國之賊臣と可申、誠に悲憤に不勝義に御座候。此處能々御熟考、速に御決議、先般御建言の思召に不被爲違、會藩へ御奉公不被遊、義理之至當を御踐被遊、上様之御主意を體認し、天朝を尊敬し、列藩之長所置



を御法り、一時も早く天使御待遇之儀御整、御封土完全、御宗廟清静、士民之塗炭を御救、不義之謗を御免、御美名を天日と共に耀し、社稷を泰山之安に御置被遊候様、私共懇願此事に御座候。決して無謀之虚喝に籠絡不被爲遊候様、偏奉庶幾上候。頓首。

三月六日

教授

右口上手扣、六日山田愛之助、長澤金太郎兩人、御用番稻垣主税殿へ申達し、其節花輪響之進殿(求馬)列座、手扣書は不差出よし、右書は五日夜貞藏草之。

川島億二郎

時に川島億二郎等(本性伊丹氏、十九歳出で、川島家を繼ぐ、戊辰の際參政たり。王政維新の後、柏崎大參事、古志郡長等たりしが、後同志と北海道開墾の目的を以て北越殖民社を設立す。最も亂離荒廢の長岡を恢興するに力を致す。長岡の今日ある氏に負ふ所大なり。明治二十五年三月病没す、年六十八。)藩廳に建言



川島億二郎

して曰く、此際我藩は、誠意誠心、徳川氏の爲に微衷を披瀝して鎮撫使に歎願する方然るべし。去れど不幸省せられざるに於ては、進んで大總督府に歎願し、是非

小林病翁

共願意の透徹するやう取計はれたしと。應議其言を容れ、藩儒小林虎三郎(名虎、字炳文、雙松又は寒翠と號す、通稱虎三郎、晩に病翁と

號す。嘉永三年藩主の命を以て江戸に遊學す、初め萩原某の門に入り、後佐久間象山に就て學ぶ。象山門下雋才多し、而も其長藩の吉田松陰と翁とは、象山門下の兩虎として、推稱せられたり。象山常に曰く、義胤の膽略、炳文の學識、皆稀世の才也。但事を天下に爲す者は吉田子なるべく、我子を依託して教育せしむべき者は獨り小林子而已と。象山著す所の省營錄に云く、『使門人長岡小林虎上書其主侯。開陳大計。又使之見阿部閣老所親幸。爲論其利害。欲得因時規諫。有所挽回。並皆不行。小林生以此復主侯之譴。遂辭歸國。』歸國後、幾も無くして病を發し、爾來百事を抛却して唯藥爐と親む。又藩政に關しては、繼之助と意見を異にし、屢々論争する所ありしと雖も、遂に其説を達する能はざりき。當時詩あり、家國將傾非易支。權奸竊命士民離。曲突徒薪不及事。焦頭爛額只斯時。五穀去邦竟難忍。三閭投水亦徒爲。力疾抗疏誰又諒。孤臣幽憤有天知。王政維新の後、藩の大參事に任ず。尋て朝廷翁を徵し、文部省博士に擧げしも、病を以て之を辭す。明治十年八月病没す、享年五十歳。翁多疾を以て終身娶らず、故に子無し。著す所四書章句註題疏、小學國史、興學私議、民間禁令、察地小言、泰西兵餉一斑、野戰要務通則、求志洞遺稿等あり。)をして歎願書を草せしめ、家老山本帶刀を正使に、川島を副使に命しぬ。文に云く、

川島等の提出せんとせし歎願書

誠惶謹んで奉申上候。徳川慶喜去冬大政奉還、其後間もなく十二月九日御大政改革被仰出候處、慶喜部下の者、臣子の私情より、何んとなく心中不穩趣相聞え候に付、自然粗忽の所爲有之、宸轡を奉懼候ては、尊王の素意に背き、深く奉恐入との微衷より、右趣意御届申上、大坂表へ引取り、其後尾張前亞相、越前中將を以て被爲召候に付、當正月三日、其供として會桑二藩兵隊等伏見關門迄差登せ候處、薩藩人數より發砲に及候に付、餘義なく戰爭に及び候内、慶喜命を下し、人數引上げ、御届申上候て東歸仕候始末、最初大坂表へ引上御届候も、會桑二藩は既に歸國被仰付候て、物騒の折柄故、暫く留置候も、二藩兵隊始戰爭に及候も、慶喜に於て、聊も朝廷へ奉對野心を挟み候義には無御座候處、豈計らんや、右の條々を以て、慶喜反狀顯然、朝敵たるの旨御布告に相成、官位被召上候而已ならず、既に御征討の御勅定も下り、夫々御手配有之、追々御人數御差向に相成候旨拜承仕、驚入候次第、私事は、徳川氏に於て數百年來恩義も不淺家柄に御座候處、一朝斯の如き大難に罹り候を見及候は、誠に以て殘念の至り、日夜愁苦此の事に御座候。私底の者、朝廷御法律抔被是申上候も恐入候儀には御座候得共、謹て大寶律を案候に、八逆罪の内に、謀反は國家を危くせんと謀ると相見、即ち平將門抔が所爲の如きを申候哉に奉存候。又反は國に背き偽に従はんと





小虎林三郎と其筆蹟

謀るを謂ふに相見え、即ち皇家に背き、偽賊若くは外夷に奔り託し候半と巧み候を申候哉にて、彼の方隅に割據し、朝命を不奉者も叛に屬し候義と奉存候。然る處、此度慶喜が處爲、前文數ヶ條の迹を以て、然考仕候に、國家を危くせんと謀るの情實は、萬々相見え不申、反狀顯然と被仰出候處、乍恐律の明文に照し候ては、適當如何にて冤罪の様に奉存候。又慶喜大坂表より御届申上、直様東歸仕候其迹を以て、反計有之哉の御疑も被爲在んかなれども、其戰爭後、猶大

(著者所藏)

西年道成、社稷を堪居于七方、位徳君臣俱若、非得士心、何以濟大難、士心、信先、澤源、要、其、國、口、舌、武、害、事、忠、信、動、人、寄、當、路、去、者、史、思、前、賢、西、年、道、成、史、思、前、賢

坂表に罷在候ては、益京攝間の騷擾を増し候はんとの意より、直様東歸仕候而已にて、他意無之、其儀は東歸の後、自己の不束より近京騷擾に至り候を悔い、宸怒の程

深く恐入、只管恭順謹慎、居城を退き、東臺に引籠り、今度の罪過悉皆一身に負ひ、朝廷へ厚く御詫申上、譜代諸藩並に旗下の士の有采地者共をも、其意に任せ散遣仕候にても、朝廷へ奉對、分毫も野心を挟み不申候處は顯然相分り候義と奉存候。右の譯合に御座候得者、慶喜が不束より、近京騷擾、宸怒を奉憐罪過は、固より不可辭恐入候次第には御座候得共、既に反にも無御座、又叛にも無御座、朝敵の汚名を蒙り候程の情實は萬々無御座様奉存候。然るに冤罪を以て御征討を蒙り、永く不得洗雪候ては、私に於ては誠に以て、残念至極、哀痛悲慟の情に不忍候仕合、仰願くば、朝廷至仁の御心を以て、慶喜の中情深く御洞察、朝敵の名御棄捐被成下、只不束より近京の地を騷擾いたし、宸怒を奉憐と申丈けの罪過を以て、御裁斷被成下置度、此段味死奉懇願候。諸朝廷に於て、鄙言御聞届被成下、朝敵の名御棄捐被成下置候ても、前條不束云々の罪過を以て、若し多分削封等被仰付候ては、其先祖の餘業も衰替を極め候、是又歎かば數次第、是れに就き、更らに懇願仕度義御座候。大寶律を案し候に、六議の内、に、議功の目相見え申候。抑も應仁以來、天下擾亂を極め候處、慶喜祖先家康、織豊二氏に繼ぎ、皇室を奉翼戴、亂世を撥て之を正に反し候より、上下昇平の樂を共に仕候事、是迄殆んど三百年、是固より皇徳の所使然とは乍申、家康が勤績居多に御座候事は、愚婦も知る所、武臣にして天下に是程の勤績を建候は、前古より其類も無御座次第、左れば之れか子孫たらんものは、假令罪過御座候ても、大惡逆の外は、總て寛典に被爲從候儀、固より朝廷に於て御相當の御處置にて、天下の人、誰か御私偏と可奉申上、且慶喜事も、最前より實父贈大納言の意を繼ぎ、尊王の志深く、中頃之を以て奸人の爲めに中傷せられ、多年間閑居、其後先帝の宸斷より、故大樹家茂の後見被仰付、又久々京師在留、叢轂の下を鎮撫し、前後數ヶ年王事に勤勞し候上、一昨年將軍を拜し候以來、益勵精奮發、勤儉を以て下を率ゐ、海内士民開化文明を果敢取らせ、少しも早く皇國をして歐羅巴、亞米利加諸強國と並立の勢を爲さしめん、日夜苦心焦思、規畫經營いたし、既に其驗しなきにも非るは、衆人の所見、是又無効勞とも難申哉に奉存候。今般の不束の次第より、宸怒を奉犯候處は、前文にも申上候通り、恐入候次第には御座候得共、何卒律文議功の意に被爲基、遠くは家康が無前の勤績被思召、近くは慶喜が是迄の功勞をも不被爲捨、格別の御宥恕を以て、寛大の御處置被下



置度、左候は、慶喜に於ては舊來の臣下を祿養し、益學藝を興し、人才を育し、富強の術を施し、皇國を奉保護、此度の罪過をも償ひ、御洪恩の萬一をも奉報事出來可申、如何計りか可奉感戴哉、方今御政務筋御復古の折柄、刑律等の事も遠く先皇の御成規に被爲基、寛仁公平の御主意を以て、天下後世異議無之様御施行被遊候儀勿論と奉拜察候得者、右の通、恐をも不願奉哀訴懇願候。莫々も私底の者、朝廷御威斷の事迄も彼是と奉申上候は、誠に以て憐妾の至、死有餘罪と深く奉恐入候得共、前段にも奉申上候通り、徳川氏に於て恩義不淺家柄の義、此の節の大難默止仕兼候寸衷の程御明察、御進止被下置様偏に奉懇願候。誠恐誠惶稽首再拜。

牧野駿河守

發程を見合す  
江戸藩邸の引拂

經濟的手腕

然るに鎮撫使の一行は、既に歸府の途に就き、且つ上越地方騷擾して道路梗塞せりとの風説熾なりしかば、暫く其發程を見合せたり。是より先、繼之助は江戸に留まりて藩邸引拂の任に當りしが、先づ主家の重要な家寶の外、累代積藏せる書畫什器の類を親友エドワルド、スチルの手を経て横濱在住の外人に賣却し、數萬兩を得、更にスチルの周旋にて最新式の大砲若干、小銃數百挺を購入し、又當時江戸は開戦の噂高くして米價の甚しく下落せるより、倉庫に蓄積しある多額の米穀を函館にて賣却すべく兼て借入れたるスチル所有の汽船に積込み、且つ江戸と新潟とは、錢相場に於て兩に三貫文前後の相違あるを確め、六貫五六百文にて貳萬兩の錢を買入れ、それを船底に積込み、諸般の準備悉く整ひしかば、三月三日江戸の藩邸を引拂ひ、藩士根岸勝之助等百五十餘名を率ゐ、桑名侯を始め會桑の諸士(桑藩士約六十名、會藩士約百名)と共に該汽船に搭乘し、豫定の如く横濱、函館に寄港し、横濱に

ては軍器を積込み、函館にては米穀を賣却し、次で新潟港に入り、(着港勿々、兩替屋を船中に呼寄せ、船底に積み來れる二萬兩の錢を兩に九貫六百文の時價にて悉く賣却せり)同地に上陸し、同月二十八日を以て長岡に歸着せり。(著者所藏)

エドワルド、スチルと其筆蹟



箱館に一日二晩御滞在、新潟へ着船。當時同行せる仲間村田由次郎氏の書信)  
繼之助歸藩の上、川島等の建議せる歎願書提出の計畫を

戊辰三月三日、  
江戸吳服橋惣引拂、(深川御屋敷の留守居は相模關兩國)裏口水門より傳馬船にて品川沖に碇泊の、スチルの持船に乗込む。右

人数は、長岡人は河井様、根岸勝之助様外百五十人位、桑名君公、御同藩人六十人位、會津梶原様初め百人計、例の機關砲買入積込の爲め、日數六日横濱に滞在、(此際河井様の外は一切上陸不致)

聞き、時機既に遅れたれば其効なかるべしと説き、寧ろ後日に來るべき機會を待ちて徐ろに計る所あるに如かずと主張せしかば、使節派遣の一事は、終に立消えとなりたり。幾ならずして植田は歸

使節派遣は立消



軍資獻納の議を排す

藩し、具に鎮撫使と談判せる次第を復命し、且つ出金の已むを得ざるを説きて急速の指令を求めしに、又々藩中の議論は二派に分れ、頗る紛擾を極めたりしが、繼之助も亦應命説に反対し且つ曰く、西軍必ず北下の日あるべし、此時を俟つて委曲我藩の微衷を致すも敢て遅しと爲さず、余は一切の責任を負うて善後の處置を爲すべければ、今は強て應否を確答するの要なしと。斯くて植田等の極力抗爭せしに拘はらず、遂に應議を非應命に決定せり。是に於てか、先に出兵の命に應せざりし長岡藩は、今又軍資金獻納の命にも應せざることをなれり。

鎮撫使對長岡藩の行動

抑も鎮撫使に對する長岡藩の行動、終始一貫を欲しは、要するに當路者の意見區々にして、之を統一するに其人無きに由らずむば非ず。植田が出高以來、藩廳の訓令を受けしは、前後僅に一回にして、而も鎮撫使に隨行して江戸に向ふ途中、輕井澤驛に於て接手せる『首鼠兩端を懐くが如き手緩き事を爲す可らず云々』とある極めて曖昧なる者に過ぎざりしといふ、以て他事を類推すべし。既にして繼之助歸藩し、應論歸一、以往復た前者の如き失態無かりしと雖も、時や既に遅し、鎮撫使一行の一と度懐ける悪感、容易に去り難く、唯さへ敵視せられたる長岡藩が、出兵、獻金共に其命に應せざりし故を以て、爾後愈々不利なる地位に立つに至れるは、蓋是非なしとせんか。『北征記事』に見えたる鎮撫使に對する各藩の態度は左の如し。

應論歸一  
一と度懐ける悪感

鎮撫使に對する各藩の態度

- (一月廿四日) 若狭の臣和田幸平來り謁す、先鋒隊長三浦帶刀に代るを報す。
- (同二十五日) 若狭小濱に着す、老臣酒井豊後の宅を以て本營とす、酒井直衛其主右京大夫に代り來謁す、但右京上京不在の故なり。
- (同二十六日) 直衛、帶刀、大炊等三人右京大夫に代り誓書を上る。
- (二月二日) 酒井右京亮誓書を上る。
- (二月六日) 金澤中納言及び宰相中將前田飛騨守等誓書を上る。
- (同月七日) 敦賀に次す、福井藩酒井十之丞迎謁す。
- (同八日) 間部下總守臣間部勘十郎、有馬遠江守家來有馬四郎左衛門、共に主に代り誓書を上る。土居能登守小笠原左衛門佐誓書を上る。
- (同九日) 前田稠松誓書を上る。
- (同十三日) 有馬遠江守誓書及質老臣(缺字あり)を献す、福井藩に托して之を監護せしむ。
- (同十五日) 間部下總守臣五十嵐亮助を献じて質となす、福井藩に托す。
- (同十六日) 有馬遠江守、土井能登守の重臣を召して御沙汰書を賜ふ。
- (同十七日) 土井能登守小笠原左衛門佐至る、誓書を上る、交代麾下金森左京來謁誓書を上る、大號令以下の書を賜ふ。
- (同十九日) 榑原式部大輔誓書を上る。
- (同二十日) 越前少將誓書及國內地圖貢稅簿等を上る。
- (同廿一日) 若州先鋒兵隊總勢四百人取調書出す。
- (同廿三日) 越前少將書至る、云く、岡崎修理權大夫脱走越前に至るも圖るべからず、密に之を探索すべしと。



(同廿六日) 進發近きにあり、越前少將至り送別す。有馬遠江守の家來堀主馬助、有馬實を召し、御沙汰書を賜ふ。  
 (同廿九日) 前田飛彈守重臣佐分儀兵衛、山崎權之丞を召て大號令以下の書を賜ふ。  
 (三月二日) 金澤に著す、前田宰相中將病あり、老臣奥村河内守、横山三左衛門をして來謁せしむ、告ぐるに鎮撫發向の由を以てし、大號令以下の書を賜ふ。

(同四日) 内藤紀伊守在東京重臣代りて警書を上る。

(同五日) 前田宰相中將病あり、奥村河内守をして警書を上る。

(同六日) 前田稠松重臣戸田青海、花木兵庫を召し、大號令以下の書を賜ふ。金澤城内を點檢す、參謀も亦從ふ。

(同七日) 間部下總守來謁、鎮撫使發向の由を告て大號令以下の書を賜ひ、且つ入京を命す、即日警書を上る。金澤藩に命じて兵を出さしめんとす、津田曰、本藩既に京師に於て軍資米金若干數の献進を約す、今將さに之を收めんとす、出兵の責姑らく之を恕せん。

(同九日) 高岡に次す、新發田藩主溝口誠之進警書を上る。

(同十日) 富山に次す、藩主松平稠松來謁す。

(同十二日) 泊驛に次す、糸魚川藩主松平日向守來謁警書を上る。

(同十四日) 名立に次す、井伊右京亮警書を上る。

(同十六日) 牧野伊勢守、牧野駿河守警書を上る。柳澤彰太郎(三日市藩主)東京に在り、重臣をして警書を上る。

(同十七日) 榑原式部大輔、堀右京亮、井伊右京亮來謁す。

(同十八日) 榑原式部大輔來り送別す、且徳川牧野の歎願書を出す、之を内國局に送る。

(四月三日) 千住に次す、北越十一藩に命じ、江戸に在るもの兵食を給せしむ。十一藩の士卒江戸に在るものに命じ、諸所を警

備せしむ。

當時の藩

繼之助の  
意中

見るべし、沿道の各藩を始め越後の諸藩が、如何に鎮撫使一行に對して一意其旨に逆はざらんことを是れ力めしかを。(長岡侯よりも警書を上れる旨を記しあれど、并は植田が最後の取計にて、藩廳の關與せざりし所なる書直印を命ぜらる。依て木村誠一郎直に長岡に歸り、此旨届出でしに、議論沸騰、曰く、我藩獨り特別の取扱を受くるの理由なし、斯る偏頗の命に應ずべからずと。又或は植田等が使命を辱めたるを罵詈するあり。二日を経テ、議論決せず。余乃ち牧野圖書山本帶刀、稻垣主税に説き、假令各藩と趣を異にするも、眞に謹慎して、勅旨を奉ずるの意あらば、何ぞ彼是を論ずるを要せん、且つ勅使が我藩に對してのみ特別の取扱を爲すは、抑も故あることなりとて、百方之を論辯し。尙ほ雪堂公にも意見を献せり。此際余と略は同一の説を主張せしは、秋山左内、本宮寛之丞及び渡邊進、長谷川五郎大夫等なりしが、藩議遂に之に決し、藩主直書直印の請書を木村に授け、再び高岡に赴かしめたり。然るに木村出發の前夜、村松忠次右衛門、花輪求馬、三間市之進、萩原要人等密に相談し、君公井に三家老に迫り、再び藩主の直書を差出さるるに決し、三間等急行、鉢崎にて木村に追及し、直書を取戻し、道を變じし長岡に歸りしも、此事秘して傳へずとあるに依るも、當時の事情を察すべし) 察するに繼之助は、鎮撫使一行の歸府せる今日、一篇の歎願書を提出し、又は其命令通りに獻金すればとて、誠意の透徹せざる限り、到底何等の効果なかるべく、寧ろ西軍北下の日を待ち、自から使して委曲陳辯、樽俎折衝の間に光榮ある平和を齎し歸るに如かずと爲し、斯くは反對者の言議を排せし者ならむか。其意や諒とすべきも、督府に何等の復答だも爲さずして不利なる地位に立ちし一事は、繼之助の竟に其責を辭する能はざる所なり。去れど退て考ふれば、當時繼之助にして在藩せんには、必ずや進むで自身に使せしなるべく、繼之助にして親しく鎮撫使と應酬せむか、彼は機を見るに敏なるもの、四圍の形勢に察し、臨機の手段を執り、總ての問題は、或は此時に於て解決の緒に着くべかり



家老上席  
となる  
深く秘し  
て語らず

恭順派の  
奔走

しに、其然る能はずして徒らに西軍に口實を與ふるに終りたるは、深く憾むべしと爲す。  
是の時に當り、繼之助は深く老主雪堂、藩主忠訓の信任を得、累りに重用せられて終に家老上席となり、藩政一に其手裡に歸せりと雖も、而も一藩の方向に關しては、深く藏して語ることなかりき。  
『四月十七日辰牌、大に諸士を城中に會し、觀山公(忠訓)御出座、河井氏側にあり、公に代りて諸士に説く、其畧に曰、今般姦臣天子を挾んで幕府を陥れ、御譜第の諸侯往々幕を背て薩長に通ず、大に怪むに堪へたり、余小藩と雖も、孤城に據りて國中に獨立し、存亡唯天に任せ、以て三百年來の主恩に酬ひ、且義藩の嚆矢たらんと欲すと、衆唯々として退く。』(追考)當時恭順派は、繼之助を以て主戰説を懐く者なりと爲し、或は憂悞し、或は激昂し、頗る奔走する者ありしが、『追考昔誌』に當時の模様を記して云く、

（同廿三日）恭順の徒、戰守の説に服せず、以爲らく、是れ公の中心より出るに非ずと、順逆利害を陳し、藩情互に仇視して穩ならず。依て今日恭順の巨魁本富寛居、兄紀利君等を、雪堂老公殿街の別邸に召す、觀山公も亦在り、乃ち告て曰く、聞く今般藩議、途に岐れ、各其説を主張して是非討論、士心穩ならずと、思ふに恭順には自から恭順の理あり、戰守にも亦自から戰守の理ありて、共に度外の事に非れば、此際は優劣を置く可らず、要するに皆寡人が爲に慮ること精細と謂つ可し、忠謙の臣衆矣、然して寡人は則ち身を殺し仁を成し、幕府の爲に頑運を挽回せんと欲す、汝輩願くは寡人を助けて志を成さしめよ、其説の異なるを以て力を盡さること勿れと。辭氣懇款、慰諭具さに至る。兄等感泣して退く。家に歸り、公の言を以て余に告けて曰、

幕府恭順、他無きを表す、之が臣たる者、妄動主家の聲を啓く可らず、理亦當きに恭順を爲す可き也。假令臣姦の幕府を陥ると云ふと雖も、天子を挾むて四方に令す、雄藩皆其驅使に供して勢席を卷くが如し、我が小藩、縱令會莊と連るも、猶蟻螂の斧、勢南軍に抗す可らず、又且密に藩情を探るに、真に戰守を欲する者纔に三十七人耳、此れ藩情の欲せざるや明矣。此の理勢情三つの者を以て、利害順逆、百方苦諫すと雖も、政府悉く戰守の説なるを以て、兩公亦終に之に同すと。依て獻款流涕す。（中略）是より藩情戰守の説に一定し、益々兵を閲みし、演武殆んど虚日なし。

（閏四月四日）知人中村衡平來り訪うて曰、政府親近の徒、大に私説を以て戰守を主張し、社稷をして累卵の危に置んとす、余憤懣に堪ず、依て頃日同志安田、藤野等と謀て、緩急密に鏡橋公子を抽き、奉じて官軍に屬し、以て宗廟の血食を謀らんと欲す、兄素と有志の士、共に戮力、願くは我輩の謀を賛せんことを。余曰く、諸君慮ること極めて善也。然して思ふに、其事甚難し、且余は既に昨日命有つて兵員に入る、爾來死を以て國に報せんと期す、他日緩急、萬或は公子を抽き得ずして事終に空しきに歸せば、世余を謂て死を恐れ生を謀る者と爲さん、是を以て敢て辭す。諸君慮る所既に深し、事幸に成らば、余其事に與らずと雖も固より喜んで寐ざらんとす。中村百方辯解して而して余亦前説を執て變せず、是に於て中村咨嗟良久。

繼之助は辭を『御家御奉公』といふに籍り、敢て其意見を明示せざりしかば、所謂恭順派よりしては主戰説を執りて主家の大事を誤る奸臣なりと攻撃(壯士等密に暗殺を企つに至れり)せられ、武斷派とも稱すべき極端なる主戰派よりも亦、内實恭順派と氣脈を通ずる者にあらざるかと疑はれ、『業に已に會桑諸藩の兵來越す、何すれぞ速に合從連衡して近藩を徇ふるの策に出でざるや、手緩き次第なり』とて幾多の非難を免れざりき。然れども繼之助は深く期するあるもの、其間の消息を窺ふに足るべき一事あ

武斷派も  
亦非難



り、他なし、當時繼之助が、其意中を安田御藏に漏せしといふことは是なり。云く、『河井氏歸藩の後二三日、余(余とは安田正秀氏のことなり)を呼出せり、藩公父子上の間に臨席せられ、諸有司侍す、河井直に余を叱して曰く、汝余が不在の間、屢々政体上に喙を容れ、過分の言を爲せりと、是れ何の意ぞ。余乃ち其理由を陳辯し且つ曰く、抑も奉命抗戦、共に徳川氏の爲に謀らるゝ者なるか將た又御一分の爲なるか、今や將軍は既に一意恭順を主とし、飽迄謹慎の旨を堅守せらる、然るに我藩獨り此特異の舉動あるべからずと。河井氏大聲叱して曰く、汝何を知らん、汝は武人なり、政事を問ふの要なし、唯だ命を待ち、銃を肩にして出づべきのみと。余怒て曰く、我れ今藩公御父子の意を伺ふのみ、君に向て問ふに非ず、控へ居らるべしと。藩公曰く、今日余が意河井をして之を言はしむ、直に河井に談すべしと。是に於て再三抗論し、遂に服せず。河井氏曰く、汝飽迄屈服せず、然れば明朝余が宅に来るべし、余れ汝に教ふる所あらんと。因て辭し出づ。翌日約の如く河井氏を訪ふ、議論數回、余屈せず。河井氏曰く、再考して又來れと、翌朝復た訪ふ。河井氏曰く、悟る所ありしや、曰く否、熟考再三、遂に貴説に服する能はずと。議論數次、又決せず。河井氏曰く、明日更に來れと。因て翌日復た行く。蓋し河井氏は、昨日を以て軍隊編制を改革し、士大將大川市左衛門、足輕大將余の二人を以て先鋒と爲す、新制の軍旗坐にあり、指して余に示して曰く、今回貴公を以て先鋒隊長

眞意を貴公に明さん

一秘計

と爲す、是れ先鋒の軍旗なり、満足なるべしと。余曰く、否、更に満足せず、抑も今日の形勢に方り、君の爲す所の者、更に解する能はずと、因て更に其不可なる所以を陳す。河井曰く、貴公一少年、共に談するに足らずと爲せしが、中々強硬、余に屈服せず、然らば余は茲に眞意を貴公に明かさん、謹て漏らすことなかれ、實を言へば、余も亦敢て戦を欲するに非ずと雖も、今や我藩の人心は全く眠れり、之を警醒奮起せしめんには、先づ之をして必戦の覺悟を爲さしめざるべからず、是れ士氣を鼓舞振作するの妙樂なり、此の如くにして一藩の士氣既に振ひ來れば、余は此時に於て更に爲すべき一秘計あり、即ち我が強盛の勢威を挟むで官會の間に立ち、會人を諭して先づ兵を我境内に入れしめず、然る後、徐ろに官將に告げて其進軍を止めしめ、會津を討つの不可なるを説き、會津の事を以て我藩の手に委せしめ、余行て會津を説き、其恭順を勧め、以て無事兩者の間を全うせん、斯くの如くにして而して尙ほ我が言ふ所に従はざる者あらば、官會の別なく、我は先づ其我が言に聽かざる所の者を討つとせん、是れ名正うして事順に、以て天下に呼號するに足る、是れ余が心秘なりと。余曰く、事若し實に貴言の如くなるを得ば甚だ幸なり。然れども是れ恐らくば一片の空想に過ぎざるべし。(中略)河井激怒す、而して余遂に服せず。河井氏曰く、怨は怨なり、今余の言ひし所は之を秘せよ。余曰く諾と。余は是より遂に再び河井氏に會せず、閉居して復た事に關せざることを月餘、一



靜に其主張を實行すべき機会を待て

奥羽同盟を促す

會桑の諸將に説く

日縁者某内意を傳へて曰く、明朝未明藩廳より使者至るべしと。因て燭を點じ、席を設けて待つ。使者河井平吉來り、書付を渡す、其文に曰く、『其方儀兼て氣隨剩へ讒誣を以て君臣離間の所業を爲し不届の至りに付切腹可被仰付の處出格の思召を以て宛行取離し終身蟄居申付候事』蓋し君臣離間云々の言あるは、余が屢々藩公に謁し、河井氏の言を用ゆるの不可なるを諫めしが故なるべし。此の如くにして余は遂に惣領退身を命せられ、弟信吉に新知百石を賜はりたり。（安田氏の追懷談）心秘云々の一節、是頗る味ふべきに非ずや。去れば繼之助は、其身が非難の燒點に立てるに介意せず、冷然として紛々の群議を一切馬耳に付し、以て靜に其主張を實行すべき機会を待てり。

時に會桑の諸藩は、既に兵を越後に出し、が、是等諸藩兵は、長岡藩に逼り、頻りに奥羽同盟を促し、時には『斯くも行動曖昧なるに於ては一舉に之を屠るべし』とさへ激語するに至りしかば、繼之助も心外に思ひ、『其れ程長岡城がほしくば勝手に御取りなさい、會津や桑名の腕前なら朝飯前の仕事でせう』とて斷然之を斥けたり。去れど其後も絶えず長岡藩の去就を探らむと試み、頗る疑悞の態あるより、繼之助は會桑の諸將を城中に迎へ、説きて曰く、今や前將軍謹慎して一意朝命を待たせらるれば、譜代の恩義ある我藩の謹慎すべきは義理の當然なり。故に我藩は、獨立特行、他念なく封内を鎮撫し、以て清時を待たんと欲す。然れども王師北下の日、謂れなく我藩の微衷を容れざ

るに於ては、是王師の名ありて其實なきもの、我藩も亦決する所なかる可からず、要するに今は貴藩の要求に對して確答すべき時機にあらず、我藩は邊陲の一小藩に過ぎずと雖も、深く信し、聊さか恃む所あり、首鼠兩端、勢を觀望して行を二三にし、以て貴藩を賣るが如き無恥の行動を爲さざる可ければ、此一事、疑念全く御無用なり、兎も角も今日迄の情誼に思ひ合はせて、暫の間、我藩の爲すが儘に委せられたしと。會桑の諸將は深く其言に服し、是より頗る其言動を慎むに至れりといふ。

幕府の歩兵隊新潟に急行

嚴に不心得を面責す

一日新潟より急使あり、報じて云く、幕府の歩兵隊長古屋作左衛門等歩兵四百余人を率ゐて來港し、暴行至らざるなしと。斯くと聞きて繼之助は捨て置き難しと爲し、獨り僕松藏を從へ、騎馬急行せり。至れば市内の多くは店舗を閉ぢ、市民は何れも戰々競々の體なるに引換へ、歩兵等は三々伍々隊を爲し、拔槍拔劍、揚々市中を横行して傍若無人の様に見えければ、繼之助怒り心頭に發し、馬上より行き交ふ歩兵等を叱咤し、『何を騒ぐ』と一喝す、彼等逡巡して去る。既にして旅館櫛屋に投じ、直に市中に令して云く、長岡藩河井繼之助來る、速に店を開くべしと。且つ古屋等を旅宿に呼び、嚴に其不心得を面責し、早速嚴重に取締るべき旨を誓約せしめたり。是より漫りに出歩く者なく、市内漸く平穩に歸せり。是より先、新發田、村松の兩藩は、古屋の歩兵隊新潟に來れりと聞



新發田村  
松の兩藩

き、其來城せむことを恐れ、各々特使を馳せ、新發田藩にては歩兵の服裝四百人分を、村松藩にては若干の軍資金を出し、只管其歡心を買ふに力めたりしが、是等の使人及び市内の有志等は、繼之助の旅館に就き、交々歩兵隊を退去せしめむことを懇請せしに、繼之助其意を諒とし、懇に古屋等に諭すに名分を以てし、且つ確く其將來を誡め、急速に新潟を引拂はしめ、次で身も亦歸藩の途に就けり。既にして與板城下に至れば、堤側(與板城下の原村)に五梟首ありて下に屍體狼藉たり、且つ町民の狼狽擔荷して走る者相次ぐ。繼之助輿中より一老婆の急惶走るあるを呼び止め、『何事があつてそう騒ぐのか』と問へば、老婆は息喘き切つて『いくさが來たいんし』と答ふ。繼之助其狀を憐み、懇に諭す所ありしも、老婆は耳にもかけずして『いくさが又來るといつたげな』と言ひ捨て、匆々にして走り去れり。斯る有様なれば、一藩擧つて震駭し、如何なる一大事の出來せるかと怪まる、程なりしが、繼之助の慰撫に依りて上下漸く安意するを得たり。蓋古屋の歩兵隊は、繼之助の説諭に服して海道より退去せしかど、資金の窮乏に苦み、與板藩の微弱なるに乗じ、一部隊を此地に迂回せしめ、『軍資として金壹萬兩を借受けたし、若し承諾成り難しとあらば當方に於ても量見あり』と威嚇し、遂に若干金を強奪し、开が非難を避けむが爲に新附の徒にして隊律を犯せる者を斯くは斬首し、以て其責を嫁せるなりと。

與板城下  
の五梟首

一藩震駭

北越討伐  
の師を起す

時に大總督府にては、更に北越討伐の師を起すに決し、四月五日高倉永祐を北陸道鎮撫總督兼會津征討總督に、四條隆平を新潟裁判所總督兼北陸道鎮撫副總督に任しぬ。四月廿九日高倉總督及び四條副總督は、津田、小林の兩參謀及び若州藩兵を率ゐ、品川より大坂丸に搭乘し、函館を経て五月七日直江津に着、翌八日高田に入る。『北征記事』に云く、

閏四月五日、小笠原彌右衛門新潟裁判所判事加勢の命を拜す。大督參謀命じて云く、己に新潟總督に拜すれば、向に率ゆる所の肥前藝州二藩の兵は此地に留め、若州の兵は引て高田に至り、之を遣り歸すべし。參謀二人共に高田に至り、佐渡總督澁野井侍從に屬せしむべし。東山督府書至る、云く、高田藩狀疑ふべきこと有り、因て之を問ふ。

同十二日、津田小林共に參謀及佐渡出仕の辭表を出す。(同日)再び北越に赴んとす、大參謀に請ひ、向に命せらる所の若州兵を罷め、肥前兵隊をして代り相從はしめんとす、允さず。高倉督府と共に連署して大督府に上る、建言の略左の如し、一に云く、凡そ事を議するの本は和親にあり、下參謀十分謀議し、而後上言すべし、總督參謀反覆尋究し、可否を折衷し、一意に決断せんことを要す。二に云く、大府よりして下諸道の隊長等に至るまで、旨意一出でざれば、則功作も亦一ならず、旨意功作共に一ならざれば、事功亦隨うて擧らず。抑王師東下の大體、鎮撫を主とする歟、將た攻撃を專とする歟、其旨一に出んことを要す。三に云く、參謀の職は、軍務の樞要に在り、其局に居るもの、最も協和明断を主とす、如し一たび確執を生ずれば、則諸軍從て離反せん。大督府參謀の如き、身天下の重任を負ひ、指揮因循、議論矛盾するなく、強めて協和明断ならんことを要す。四に云く、大督府此に至る既に二旬を経といへども、賊徒處々に起り、人民恟々たり、未だ王化の及ぶ所を見ず、宜しく速に復古の實効を立て、王政を施さんことを要す。

同十四日、柳營に入り、小林、津田の辭表を出す。聽さず、之を返す。



同二十一日、十一藩の重臣を召見し、再び北越に赴くの由を告ぐ。  
同二十二日、大督府大隊旗一流を北越草莽の士高橋竹之介に賜ふ、因て於當府渡す。大參謀に書を致し、告て云く、本月廿四日  
を以て北越に赴く、墨船を備ひ、東海に航し、凡そ五日を經、越後今町港(直江津)に舩せん。

同廿五日、江戸を出で、品川に次す。

同廿七日、墨船名は大坂、船將二人、名はシホルス、ロハトチウホルスを備ひ、今日輻重器械を乗す。

同廿八日、今日船に上る。

同廿九日、今曉六字出帆。

五月四日、未刻宮館港に達し、薪水を取り碇泊す。

同五日、十二字出帆。

同七日、四字今町港に達す、直に上陸次宿。

同八日、十二字今町を發し、高田に至る。假參謀時山直八(長藩)來謁、云く、賊勢猖獗、日夜苦戦すと。之を聞き直に進發す。

新潟判事安井和介(加州藩)會計松田勘三郎(成瀬藩)居相良介(板木藩)來謁す。

時既に黒田了介(清)山縣狂介(朋)は戰地參謀として薩長其他諸藩の兵を率ゐて來越し、信州路より尾州、松代、上田、松本等の諸藩兵を率ゐて進軍せる監軍岩村精一郎(高)と高田に會し、軍議を決し、四月廿一日を以て高田を進發せり。乃ち全軍を分ちて二となし、一は山道より一は海道より並び進む。然るに海道の柏崎には桑名藩兵本營を設け、山道の堀内、浦佐、六日町等には、會津藩兵及び幕兵の據守するありて、事態容易ならざりしかば、先に長岡藩より偵察の任を帯びて上越及び魚沼

黒田山縣  
は戰地參  
謀  
軍議を決  
す

長岡藩の  
領民安撫

諭告

地方に赴きたる篠原伊左衛門、伊東兵馬、加藤一作等相前後して歸藩し、委に四境不穩の形勢を報告せり。依て長岡藩亦領民安撫の爲に兵を領内の各要所に出すに決せしが、其夜植田十兵衛は繼之助を訪うて戰意ありや否やを質せしに、繼之助笑て答へず、願て談は他事に移れりといふ。出兵の議は愈々決しぬ。閏四月廿六日繼之助總督となる。此日諸隊士を兵學所に召集し、老主雪堂、藩主忠訓共に出席し、一同に『御酒』を賜はり、次で繼之助諭告して曰く、主公には公武の乖離反目を憂慮あらせられ、先に上京建言遊ばされたりと雖も、幾ならずして不幸伏見の事變となり、其後何等の御沙汰をも蒙らずして今日に及べり、今や天下の形勢を察するに、事態容易ならざる者あり、私に思ふ、徳川家の行動、或は其道を誤れる者あらむも、朝廷の措置亦悉く當を得たりとは言ひ難かるべし、我藩が現下の時局に處するの道、誠意誠心、領民を安撫し、朝旨に悖らざると共に、徳川家に對して祖先以來の義理を失はざるに在り、今回の出兵は、實に此意に他ならずとて、更に伏見戰爭當時に於ける彦根藩の行動に言及し、譜代大名の隨一たる彦根藩にして尙ほ且つ然り、天下の事、推て以て知るべき而已、去れば一同深く主公の思召を體認し、兼ての軍令に従ひ、此際異常の決心を以て努力する所あるべしと激勵せり。夫より本陣を攝田屋村に定め、大隊長山本帶刀の率ゐし一大隊(大砲二門にして一は四斤)を城南に派遣せしが、軍事掛は萩原要人(故野村海軍少將の實兄)にして、銃士隊長

本陣を攝  
田屋村に  
定む



は大川市左衛門、齋田轍、波多謹之丞、本富寛之丞、銃卒隊長は田中稔、田中小文治、渡邊進、牧野八左衛門なり。(一大隊は八小隊にして一小隊銃手三十三人隊長小令半令鼓手併せて三十六人なり)

翌廿七日更に一大

隊を南境に増遣す、

大隊長は牧野圃書、

軍事掛は花輪求馬、

三間市之進、銃士隊

長は稻垣林四郎、安

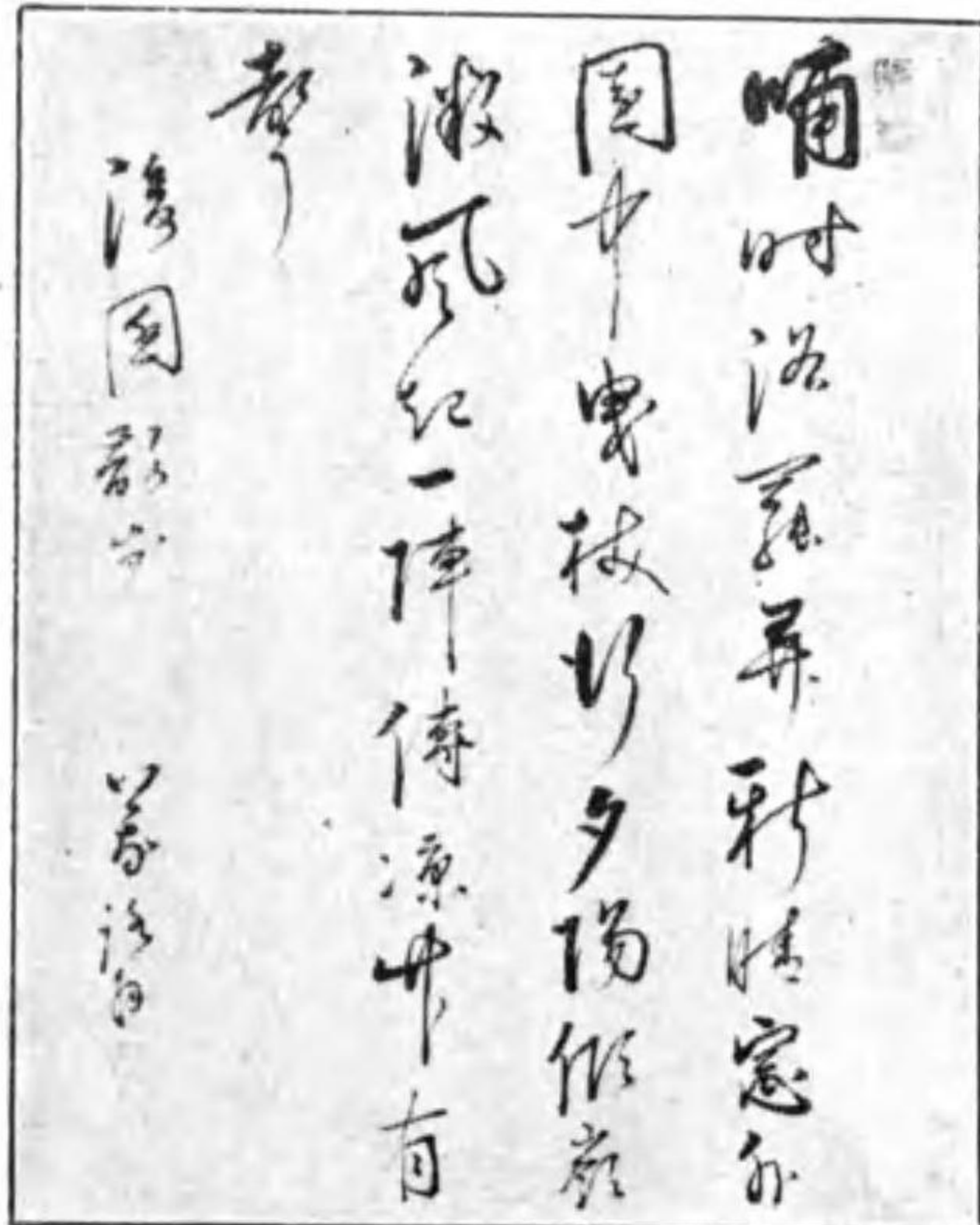
田多膳、九里磯太夫

鬼頭六左衛門、銃卒

隊長は大瀬莊左衛

警備せり。次て廿八日銃士隊長武作之丞、銃卒隊長毛利幾右衛門の二小隊(大砲)を下條村に派遣し、銃士隊長倉澤竹右衛門、今

泉岡右衛門、銃卒隊長稻垣善右衛門の三小隊(大砲)をして市内並に附近を巡邏せしめたり。



門、長谷川健左衛門、倉

澤喜惣治、榎三左衛門

にして、大砲八門(寸五)

砲一門元込砲二門佛蘭

西忽砲二門旋條砲三門(率)を率

ゆ。同隊は先づ各要所

を巡邏し、稻垣、倉澤の

二小隊は(大砲五門にして

(率)草生津村を、他の六

小隊(大砲)は前島村を

を藏王村に、銃卒

山道の會  
幕兵敗る

海道の桑  
兵も亦敗  
る

桑名藩主  
の來柏  
戦黨の主

時に三國嶺を扼せる會將町野源之助、池上武助等守りを失し、井深宅右衛門も亦小千谷に進まんとする西軍と芋阪に會し、古屋、桃澤(彦次)を左右の翼となして抗戦せりと雖も、遂に支ふる能はずして片貝(三島)に退き、次て小出島の會軍も亦支ふる能はずして六十里越に退きければ、山道の西軍は、廿七日を以て豫期の如く小千谷に達し、此に本營を設けたり。又柏崎に屯せる桑將松浦秀八、立見鑑三郎(故陸軍大將)、町田老之丞等は、諸隊を督して海道より進軍せる西兵を鯨波に邀撃し、其勢猛烈なりしかば、西軍抗する能はず、火を青海川に放ちて鉢崎に走る。去れど東軍は兵寡くして追撃の餘力無く、加ふるに小出島の敗報に接せしを以て、廿八日柏崎に退き、更に妙法寺驛(刈羽)に壘壁を築きて扼守す。是に於て小千谷、柏崎共に西軍の有に歸し、山海兩道此に其連絡を通ずるを得たり。蓋桑名藩主松平定敬は、伏見の敗後、前將軍に従うて歸府せりと雖も、幾ならずして其居城地たる桑名は、西軍の占むる所となりしを以て、定敬は家臣百五十餘名を従へ、繼之助と共に來越し、其領地たる柏崎の勝願寺に籠居し、只管謹慎の意を表せしに、江戸に留まりて私に形勢を窺ひつゝ、ありし岡本武雄、町田老之丞、松浦秀八、立見鑑三郎、馬場三九郎等の主戦派は、幕士の主戦黨と謀議を決し、電馳柏崎に來り、近侍の恭順論を壓倒し、定敬を擁して竟に抗戦に決せしかば、斯くは本營を柏崎に設けて西軍と戦ふに至れるなり。



西軍封疆に迫る

急遽兵を撤退す

河井繼之助傳



桑名侯松平定敬と其筆蹟

雪後始知松柏探筆難  
方見丈夫心

明治廿九年夏

松平定敬

二〇〇

西軍既に封疆に逼る、而して會兵は關原地方に、桑兵は妙法寺驛に、各壘壁を築きて西軍と旗鼓相對し、且つ出雲崎には、水戸の一黨朝比奈(彌太)市川(三左)等、兵數百を率ゐて屯集し、陰に會桑諸藩兵の後援を爲すあれば、砲煙彈雨の活劇を演出するの期や、既に目睫の間に迫れりと謂ふべし。然るに繼之助は、西軍の小千谷に進軍せりと聞き、急遽南

イヤ戦してはならん

加藤一作

方の領地を警備せる藩兵をさへ撤退せしめられたれば、會桑の諸士は、今更の如くに其行動に疑心を懷き、殊に會將は又々城下に逼り、同盟を促すこと切なりと雖も、繼之助は固く前説を執りて其提言を斥け、強て城下を去らしめたり。然れども繼之助の心事を疑ふ者は管に會桑の將士のみならず、藩士中にも亦『一體河井さんは如何する量見なのか』との疑問を發せる者尠からざりしが、中には餘りの事に思ひ、繼之助に戰否如何を質し、者ありしに、『イヤ戦してはならん、戦してはならむでや』と答へたりといふ。大川隊の報告書に云く、『閏四月廿六日、廿七日、各隊出陣以來、長岡近村を巡行す、時に本道の西軍米山嶺を踰え、桑名の兵と鯨波驛に戦ひ、妻有山道の西軍は雪嶺を越えて小千谷に入る、長岡の危急旦夕に逼り、而して我藩の令する所、錦旗を奉じて會津を討伐するにあらず、又會兵を援けて西軍を抗拒するにもあらず、徒らに銃士をして村々を巡邏せしむるのみ。廿九日河井總督大川隊を率ゐて十日町村を巡行するに會す、其銃士加藤一作、我藩の方向未だ定まらざるを嘆じ、進で之を總督に質問す、總督旨趣を詳解するを欲せず、只威力を以て是を壓せむとす、故を以て應接甚だ激烈に涉れり。其結局に至て曰く、方今予に處する所あり、子に告ぐるに暇あらず、子若し是を了解せず、猶意に満たざれば、速に長岡に歸れ、一作曰く、隊を脱して長岡に歸れ云々、これ僕に死を命するなり、僕死すべくむば則ち總督の前に死せむと、忽然逆手に短刀



長岡藩の  
向背は萬  
目怪疑の  
間に在り

を抜き、自ら腹を屠らむとし決意顔色に露れたり。隊長大川市左衛門傍より之を抑止し、篠原伊左衛門、小林寛六其間に介し、之を解き、變なきを得たり。既にして寛六總督の言を失するを責む、總督も亦是を解して速に一作に謝し、共に私憤なきに至れり。但隊長は抑止の際、右指を傷く云々。藩中に於てさへ斯る有様なれば、長岡藩の向背は、今や全く萬目怪疑の間に在りと謂ふべし。五月一日用人花輪彦左衛門西軍の本營小千谷に使す、用向は『重役河井繼之助歎願の筋有之出頭致し度に付御許容有之度し』といふに在り。然るに西軍は、早速繼之助の出頭を許可し、且つ諭すに順逆を以し、遇すること極めて厚かりしかば、花輪も大に安意し、攝田屋の本營に歸りて備に事の次第を繼之助に報告せり。兼て待ちに待ちたる機會は愈々到來しぬ。こゝ繼之助の手腕を試み、其抱懐せる意見を實行すべき時なりけり。是に於てか繼之助は、翌二日黎明、二見虎三郎を隨へ、小千谷に赴くべく出發せり。發するに臨み、繼之助傍人を顧み、『こうして居つてもボツかり遣られて仕舞へばそれ迄なり』(望月忠之) (亟氏の談) とて首を撫し、互に一笑せりと。聽て浦村、高梨を経て三佛生村に入りしに、薩長の兵七十餘名の警固するあり、一行の來るを見て誰何す、繼之助與中より『長岡藩河井繼之助』と名乗りつゝ、出でむとせしに、隊長と覺しきもの、腰を屈め、河井氏なれば下輿に及ばず一同警衛仕るべしとて其儘一行の前後を警め、斯くて小千谷に入り、直に其趣を西軍の本營に

挺身小千  
谷に使す

從僕松藏  
の談

通せり。當時親しく繼之助に隨行せる從僕松藏の談に云く、

旦那様(繼之助)と御同行なされたは二見虎三郎様で、供は私と今一人でした、駕籠昇は二十人づゝ四十人で、小千谷へ着くと直ぐに官軍の本陣へ御出になりました。旦那様と二見様は奥へ御通りなされ、私共は前に休で待つて居りました。暫く御出にならなかつたが、其の中に片貝の佐藤某といふが御注進々々といつて驅けて参り、唯今會津勢二千人旭の川(遼海川)に船橋を架け、片貝へ向つて進むで参りましたと申すと、本陣では大騒ぎに成り、旦那様も御話が出来なかつたと見えまして、直に御出になりましたが、其より皆なが御供をして、信濃川の脇の旅籠屋へ参りました。間もなく官軍から御使が有つて、旦那様は直に御出掛に成りましたが、此度は本陣で無くて寺でした。官軍の隊長方はツと列で御談判の様子、何の事が能く解りませぬが、旦那様は、歎願の筋を御陳べになつた様子であります。又官軍の隊長からは、高田へ御使が御出ましました。言付に従はなかつたとか、會津や桑名の兵隊の中に長岡の武器が見えるが如何した譯だとか云ふ聲がポツ、聞えました。色々御話も有つたでせうが、旦那様の思ひ通りに行かなかつたと見えて、其の場を御退出になりました。宿の周りは官軍の方が始、終圍で居つたやうでした。其晩には、旦那様は二見様を相手にして酒だの肴だのと御命じになり、面白さうに詩を吟じて御座られた。私共は次の間に居つたのです。人足共は、戦争の始つたといふ事を聞いて、御歸し下され度いと騒ぎ出しました。旦那様は、明日まで待つてといつて御許がなかつたです。傍翌日は御歸りの事になりましたが、途中で聞けば、戦争も會津方が負で、而も五間梯子(長岡藩の印)の御印の付て居つた者が跡に残つて居つたさうでした。是は最初會津の兵隊共が城下へ参り、武器を貸せとて色々六ヶ敷い、ことをいつても、旦那様が御貸せにならなかつたので、態と藩(長岡)の印を付けたものを置捨て居つたのであつたさうです。

本陣では  
大騒

面白さう  
に詩を吟  
じて

五間梯子

岩村高俊  
氏の談

又當年の監軍たりし岩村高俊氏(精一)の談に云く、

余は戊辰變革の初め、京都に在り、東山道先鋒總督として岩倉具定公(弟故具經公同行)東下せらるゝに當り、余亦之に隨行し



岩倉公は程なく歸京せ  
 らるゝとなりたれども、余は留まりて大總督府に在りたり。時に信州松代藩より古屋作左衛門脱  
 兵を率ゐり追り、形勢甚だ危険なるに依り、監軍を派遣せられんとを總督府へ歎願し來れり。因て  
 總督府は、余を監軍に命じ、之を鎮定せしむるとなれり。余乃ち尾州、加州の兩藩兵並に信州各藩  
 の兵を引率し、松代に赴きたるに、古屋は既に飯山邊にて敗れしとかにて別條なし、猶進みて越後  
 に入り、新井まで行たれども、賊の形跡なし。余の役目は是にて既に済みたれば、最早や總督府に復命  
 せんかと思ひ、暫時此に留まり居れる間に、薩長二藩の參謀黒田清隆及び山縣有朋の二人、北陸道  
 より進み來れりとの事に付き、之を待ち合せ、高田にて二人に面會せり。二人は官軍人數多からざ  
 るを以て余にも共に進まんを望めり。余は乃ち此の旨を總督府に報じ、指揮を待ちしに、其の儀然  
 るべしとのことにて、更に越後口官軍の監軍に命ぜられたり。是に於て黒田、山縣の兩人は海道筋  
 を取りて柏崎方面に向ひ、余は山道より小千谷に進めり。此の時余に屬したるは尾州、加州、信州諸  
 藩の兵凡千五百人、外に薩長の小分隊なりし。余は直に小千谷に入りしが、薩長分隊は中途に分れ  
 て小出島に至り、後又小千谷に來れり。小千谷にては、會津の陣屋を以て官軍の本陣に充てたり。  
 然る處、長岡藩より使の者來り、重役河井繼之助來陣の上、親しく面會して願ひ度、ことありとのこ  
 となり。因て早速承知の旨を答へ遣りたるに、翌日河井は自から小千谷に來れり。本陣にては談判  
 不都合に付き、或る寺院(慈眼寺)に於て之に應接せり。河井には隨行の士一人ありしが、是は慥か  
 隣室に居りし様なり。當方にては余の外、長州の杉山莊一、白井小助と、薩州の淵邊直右衛門と  
 にて、都合四人列席したり。此の人々は、各薩長の一部隊の小監軍の如き者にてありしかと覺ゆ。

簡書の俊高村岩

中山道より江戸に入れり。然るに徳川氏既に恭順し、江戸鎮定せるを以て、岩倉公は程なく歸京せ  
 らるゝとなりたれども、余は留まりて大總督府に在りたり。時に信州松代藩より古屋作左衛門脱  
 兵を率ゐり追り、形勢甚だ危険なるに依り、監軍を派遣せられんとを總督府へ歎願し來れり。因て  
 總督府は、余を監軍に命じ、之を鎮定せしむるとなれり。余乃ち尾州、加州の兩藩兵並に信州各藩  
 の兵を引率し、松代に赴きたるに、古屋は既に飯山邊にて敗れしとかにて別條なし、猶進みて越後  
 に入り、新井まで行たれども、賊の形跡なし。余の役目は是にて既に済みたれば、最早や總督府に復命  
 せんかと思ひ、暫時此に留まり居れる間に、薩長二藩の參謀黒田清隆及び山縣有朋の二人、北陸道  
 より進み來れりとの事に付き、之を待ち合せ、高田にて二人に面會せり。二人は官軍人數多からざ  
 るを以て余にも共に進まんを望めり。余は乃ち此の旨を總督府に報じ、指揮を待ちしに、其の儀然  
 るべしとのことにて、更に越後口官軍の監軍に命ぜられたり。是に於て黒田、山縣の兩人は海道筋  
 を取りて柏崎方面に向ひ、余は山道より小千谷に進めり。此の時余に屬したるは尾州、加州、信州諸  
 藩の兵凡千五百人、外に薩長の小分隊なりし。余は直に小千谷に入りしが、薩長分隊は中途に分れ  
 て小出島に至り、後又小千谷に來れり。小千谷にては、會津の陣屋を以て官軍の本陣に充てたり。  
 然る處、長岡藩より使の者來り、重役河井繼之助來陣の上、親しく面會して願ひ度、ことありとのこ  
 となり。因て早速承知の旨を答へ遣りたるに、翌日河井は自から小千谷に來れり。本陣にては談判  
 不都合に付き、或る寺院(慈眼寺)に於て之に應接せり。河井には隨行の士一人ありしが、是は慥か  
 隣室に居りし様なり。當方にては余の外、長州の杉山莊一、白井小助と、薩州の淵邊直右衛門と  
 にて、都合四人列席したり。此の人々は、各薩長の一部隊の小監軍の如き者にてありしかと覺ゆ。

歎願の主

河井は當日肩衣か麻上下  
 か、慥か麻上下を着せし  
 様に思はる。先づ初對面  
 の挨拶を述べ、偕て『事變  
 以來今日迄、長岡藩の舉  
 動は不都合の廉甚だ少か  
 らず、出兵、献金、何れも  
 其命に従はず、誠に謝す  
 る所を知らず、併し乍、弊  
 藩主人に於ては、固より  
 恭順して決して異志ある  
 者に非ず、只藩内議論自  
 から相分れて一定せず、  
 且つ種々内情の已むを得  
 ざるあり、然るに會津、米  
 澤、桑名の諸兵城下に入  
 り來り、薩長は私心を挾  
 める者、眞の官軍に非ず、



當日談判の場所 慈眼寺 (内境難、薩長九基、藩士六十、長基、のり)

故に之に抵抗すべしと迫り  
 若し之を峻拒すれば忽ち開  
 戦となるべき恐あるを以て  
 已むを得ず直ちに朝命にも  
 應ぜず今日に至りしなり、  
 願くば假すに時日を以てせ  
 られよ、然れば先づ藩論を  
 一定し、又一方には會桑米  
 等の諸藩を説得して無事に  
 其局を結ぶに至らしめん、  
 今直ちに軍兵を進めらるゝ  
 に至りては、忽ち大亂を惹  
 起し、人民塗炭の苦を受く  
 るに至るべく、是れ主人が  
 最も憂慮する所なり、猶主  
 人委曲の心事は、別に書中  
 に認めあり、願くば之を總  
 督府に取り次がれんとを』



河井の人物を知る  
こと今日の如くならんには

長岡藩は初めより朝敵と見做れたり

意氣傲然

眞に戦意なかりしらんか

とて、懷中より歎願書を取り出して之を差出したり。余此の時僅に二十三歳、血氣方に盛んに、且つ河井の人物經歷は今に至りて漸く知る所にして、當時固より之を知らん由もなし。封建時代の常として、各藩の重役は皆藩の門閥家のみ、所謂馬鹿家老たる習ひなれば、現に余に隨行せる信州各藩の重役等の如く、河井も亦尋常一様の門閥家老に過ぎざるべしと推察したり。河井の人物を知ること今日の如くならんば、また談判の仕様もありしなるべけれど、右の次第なりしかば、頭掛けに之を斥けて取り合はず、遂に破裂に及びたり。殊に總督府よりの内旨もあり、且つ兼て探偵を入れて長岡内情をも探りたるに、其報する所、皆長岡藩の異志あるに在りしかば、今河井が假すに時日を以てせよと言ふを聽きては、是れ時日を借りて戦備を修めん爲の謀略に相違なしと信じ、遂に斷然之を拒絶し、「既に是れ迄、一たびも朝命を奉ぜずして今更ら斯る言譯の相立つべきに非ず、願の趣聞届け難し、命を奉ずる能はざれば、唯兵馬の間に相見の外なく、歎願書の如きは固より取り次ぐの必要なし」とて更に之を開き見もせず、直に其の請を斥けたり。全體長岡藩は、初めより朝敵と見做され、必ず討伐を期せしが故に、斯る始末にも及びたるなり。河井は猶も繰返し、頼りに歎願に及びたれども、余は最早之を聽くの要なしとて座を起ちたるに、彼は更に余が裙を捉へて訴ふる所ありしかど、余は直ちに振り放ちて奥に入りたり。コハ恰も午後二時の頃にして、河井との談判は僅に三十分に過ぎざるべし。固より議論も何も爲したるに非ず、只河井は事情を述べて歎願を爲し、余は全く取り合はざりしまでなり。今彼の河井の寫眞を見て、實に當年の事を想ひ出さるゝなり。此の時河井は固より歎願に來りし者なれども、意氣傲然、論詰の語を帶び、氣煽揚り居れり。余が座を起ちしより、河井も餘儀なく退席したりしが、後に門衛に聽く所にては、河井は猶も幾度となく本陣の門に來り、再度の面會を請ひ、深夜まで其附近に徘徊して頼りに取り次がんことを求めたれども、衛卒の之を諾せざりしかば、遂に已むなく引取りしとの事なり。今に至りて之を熟考すれば、河井が斯くも繰返して歎願したるは、或は眞に戦意なかりしにてもあらんか、去れど當時は、勢之を信ぜざりし。

偕て談判は愈々不調となり、其翌日より直ちに戦争となり、榎峠に置きたる我偵察の小部隊は、忽ち敵の襲撃を蒙り、咄嗟の間に着々要地を占領せられ、官軍頗る困難の地に陥りたり。是より日々砲戦止まず、官軍手を盡して攻撃したれども、敵壘頗る堅くして抜くこと能はず、時山直八の戦死したるも全く此の附近にして、最後に奇兵を以て不意に信濃川を渡り、長岡城の陥るに至るまで、此の方面は遂に破ること能はざりしなり。長岡城一たび陥るも、敵勢屈せず、是より數十日間、戦争止まず、余は小千谷より輿板に至る間の軍隊を監督し居たるが、後敵背を衝かん爲め柏崎より乗船し、小木に一泊し、太夫濱に上陸せり。長岡再度落城となり、越後口鎮定してより、余は更に米澤の方に赴きたり。是等が余の北越戦争に關係したる大略なり。戊辰も今を去る三十餘年、當時の事、余詳細に記憶せず、只今思ひ出づる所右の如し。蒼龍窟傳事實詳密、著者の勞想ふべし。其官軍兩道進軍の模様は要を得たり。河井との談判に關して品川の説あれども、當時黒田、山縣は別道を取り、未だ小千谷に來らず、若し兩人にして在陣せんには、兩人は河井に面會したるならんも、然らざりし爲め余は此の方面に於ける監軍として自然河井の談判に當るに至りしなり。(一體越後口に向つた黒田や、山縣が、河井に逢はないで、岩村のやうな小僧を出したのが誤りじや。黒田はあんな氣風の男だからなほ能かつたるうし、山縣が逢つても、戦争せずに済むだかも知れぬ。己れはいつも山縣に言ふことだが、時山を殺したのはお前だ、河井に逢はなかつたのは間違つて居ると、かういふと、今でも山縣が眞赤になつてそうじやないとか何とかいつて怒るのじや。河井が死んでから、皆なが惜いことをしたといつて居つた。何でも生きてるやつが勝じや、後から何のかんのと丁度よい加減のことを言つて居るからな—とは品川彌二郎氏の談。)

品川彌二郎氏の談

當日談判の席に列したるは、岩村精一郎を始めとし、薩藩淵邊直右衛門、長藩杉山莊一、同白井小助の四人なりしが、上掲の話中、『總督府より内旨もあり云々』及び『全體長岡藩は最初より朝敵と見做され必ず討伐を期せしが故に斯る始末にも及びたるなり云々』とあるは、是れ當年の事態を解せんとする者の最も注目すべき所なりとす。當日繼之助より差出したる歎願書は左の如し、(繼之助の小千谷に